

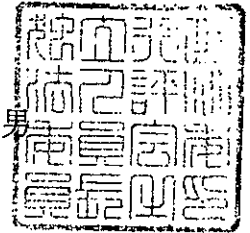
第60回運用委員会	資料1
平成24年9月21日	

年金積立金管理運用独立行政法人の 平成23年度の業務実績の評価結果について

独評発第0831041号
平成24年 8 月31日

年金積立金管理運用独立行政法人
理事長 三谷 隆博 殿

厚生労働省独立行政法人評価委員会
委員長 猿田 享男



年金積立金管理運用独立行政法人の平成23年度における業務の
実績に関する評価結果の通知について

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第32条第2項に基づき、別添のとおり、平成23年度における業務の実績に関する評価を行ったので、同条第3項の規定により、その結果を通知する。

年金積立金管理運用独立行政法人の 平成23年度の業務実績の評価結果

平成24年8月21日
厚生労働省独立行政法人評価委員会

1. 平成23年度業務実績について

(1) 評価の視点

年金積立金管理運用独立行政法人（以下「管理運用法人」という。）は、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）及び国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）の規定に基づき厚生労働大臣から寄託された積立金の管理及び運用を行うとともに、その収益を国庫に納付することにより、厚生年金保険事業及び国民年金事業の運営の安定に資することを目的として、平成18年4月1日に発足した独立行政法人である。

今年度の管理運用法人の業務実績の評価は、平成22年3月に厚生労働大臣が定めた第2期中期目標（平成22年度～平成26年度）の2年度目（平成23年4月～平成24年3月）の達成度についての評価である。

当委員会では、「厚生労働省所管独立行政法人の業務実績に関する評価の基準」等に基づき、平成22年度までの業務実績の評価において示した課題等、さらには、独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）、独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月7日閣議決定）、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から寄せられた意見や取組方針も踏まえ、国民からの意見募集も行い、評価を実施した。

管理運用法人は、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ効率的に年金積立金の運用を行うことにより、年金事業の運営の安定、ひいては国民生活の安定に貢献するという使命を負っている。このような使命を果たすため、中期目標において、年金積立金の管理及び運用、業務の質の向上や業務運営の効率化、財務内容の改善等に関する事項が定められている。

したがって、管理運用法人の評価に当たっては、その使命を果たすために行われた具体的な取組、又はその取組における創意工夫を評価の基本とし、その上で、中期目標等に定める事項が適切に行われたかについて総合的な評価を実施することとしている。

なお、年金積立金の運用は、前述のとおり、長期的な観点から安全かつ効率的に行うこととされていることから、管理運用法人の単年度評価についても、長期的な視点に立ちつつ行うことが重要である。

(2) 平成23年度業務実績全般の評価

ア. 年金積立金の管理及び運用全般に関する事項

管理運用法人の使命は、前述のとおり、長期的な観点から安全かつ効率的に

年金積立金の管理及び運用を行うことにより、年金事業の運営の安定に資することである。

管理運用法人の運用資産額は平成23年度末で約114兆円と巨額であり、その資産の売却等については、慎重に行うことが不可欠である。平成23年度の経済状況は、東日本大震災に伴う自粛ムードの高まりや欧州債務問題、米国景気の減速懸念等により厳しい時期があったが、年度末にかけては、復興予算の執行による公共投資の増加や、欧州債務問題の一時的な不安緩和等により厳しさは和らいだ。こうした不安定な状況下で、資産ごとに市場平均を示す指標であるベンチマークと比較すると、外国債券についてはマイナスの超過収益率となったものの、国内債券、国内株式及び短期資産については概ねベンチマーク並みの収益率¹となり、外国株式についてはプラスの超過収益率を着実に達成した。また、第2期中期目標期間（平成22～23年度）においては、すべての資産について概ねベンチマーク並の収益率を確保している。こうした中長期でベンチマーク並の収益率を確保していることは、運用資産が巨額であること、市場での価格形成を歪めないよう配慮すべきである等の管理運用法人の特徴を考慮すれば、堅実な運用管理が行われているものとして評価できる。なお、運用成果を測定する尺度の一つである修正総合収益率²では、プラスの収益率を得ることができた。

管理運用法人においては、上記の運用結果についてその要因分析を行うとともに、年金積立金全体、各資産、各運用受託機関のリスク分析や、運用受託機関との定期ミーティング等を通じて、リスク管理を行っている。

また、収益機会の拡大のため、エマージング株式運用を行うこととし、エマージング株式運用受託機関の選定を行ったこと等は評価する。

さらに、年金給付のための流動性を確保するため、キャッシュ・アウト等対応ファンドを設置することなどにより、市場の価格形成に配慮しつつ、必要な資金を円滑かつ確実に確保することができたことは高く評価する。

イ. 管理運営体制全般に関する事項

平成23年度における業務運営の効率化と、それに伴う経費の節減効果に関しては、平成22年度の外国債券パッシブ及び外国株式パッシブ運用に係る運用受託機関構成の見直しの際に管理運用委託手数料率の更なる引下げを行った

¹ ベンチマーク収益率との差が±0.1%未満のものについては概ねベンチマーク並みとしている。

² 「修正総合収益率」とは時価ベースの資産価値の変化を把握する指標。具体的には、実現収益に、資産の時価評価による評価損益の増減及び未収収益の増減を加え、さらに投下元本に時価の概念を導入して算定した収益率。

効果の平年度化により、管理運用委託手数料額は平成22年度比で約7.1億円減少したこと、国内債券パッシブの運用委託手数料率の改定等により、平成22年度比で約1.9億円のコスト節減の効果をあげたこと、職員宿舍の早期売却や節電等によりコスト削減に努めたことは評価する。

また、内部統制の一層の強化に向けた体制整備等として、内部統制の基本方針を策定するとともに、運用リスク管理委員会を組織したことは評価する。

ウ. 年金積立金の運用実績が年金財政に与える影響の評価

年金積立金の運用については、長期的な観点から安全かつ効率的に行うこととされており、運用実績の年金財政に与える影響についても、長期的な観点から評価することが重要である。

こうした中で、管理運用法人で管理する積立金と年金特別会計で管理する積立金を合わせた、年金積立金全体の運用実績と財政再計算及び財政検証上の前提を比較すると、平成13年度（年金積立金の自主運用の開始年度）からの11年間の実質的な運用利回りについては、運用実績が財政再計算及び財政検証上の前提を年平均1.70%、管理運用法人が設立された平成18年度からの6年間で0.95%上回っており、年金積立金の運用が年金財政にプラスの影響を与えていると評価することができる。さらに、平成23年度単年度については、運用実績が財政再計算及び財政検証上の前提を3.10%上回っており、単年度で見ても、年金財政に対してプラスの影響を与えている。

エ. 平成23年度業務実績全般の評価

以上を踏まえると、年金積立金の管理及び運用に関する事項については、必要なリスク管理を行い、全体としては管理運用法人の設立目的に沿って適切に業務を実施したと評価する。

年金積立金の運用については、資産ごとに市場平均を示す指標であるベンチマークと比較すると、外国債券についてはマイナスの超過収益率となったものの、国内債券、国内株式及び短期資産については概ねベンチマーク並みの収益率となり、外国株式についてはプラスの超過収益率を着実に達成した。また、市場の価格形成等に配慮しつつ、必要な資金を円滑かつ確実に確保できたことは評価する。今後も、市場動向も踏まえつつ、必要な資金を確保することは依然として重要であり、引き続きマーケットインパクトに配慮した慎重な対応が求められている。長期的に年金積立金の安全かつ効率的な運用が実施されてい

くことを期待したい。

また、管理運用法人の管理運営体制については、内部統制の一層の強化に向けた対策が行われており、業務運営が適切に行われていると評価する。

なお、中期目標に沿った具体的な評価結果の概要については、2のとおりである。個別項目に関する評価資料については、別紙として添付した。

2. 具体的な評価内容

(1) 年金積立金の管理及び運用に関する主要な事項について

① 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針、運用の目標、リスク管理及び運用手法

ア. 管理・運用の基本的な方針、運用の目標

年金積立金の運用については、資産ごとに市場平均を示す指標であるベンチマークと比較すると、外国債券についてはマイナスの超過収益率となったものの、国内債券、国内株式及び短期資産については概ねベンチマーク並みの収益率となり、外国株式についてはプラスの超過収益率を着実に達成した。管理運用法人においては、運用受託機関との定期ミーティング、リスク管理ミーティングを実施し、毎月1回、各運用受託機関の運用状況、リスク管理状況を取りまとめ、問題の有無を確認し、必要に応じて運用受託機関との協議を通じ改善を促すなど、ベンチマーク収益率の確保のために必要な対応を行っている。

イ. リスク管理

年金積立金のリスク管理については、年金積立金全体と基本ポートフォリオとの乖離状況の把握や、資産全体や各資産に対するリスク状況の確認、対複合ベンチマークの超過収益率の要因分析などを適切に行っている。

運用受託機関に対するリスク管理については、遵守すべきガイドラインを示した上で、各運用受託機関のリスク管理指標に係る目標値の遵守状況、投資行動、運用状況を月次で求めた報告により把握するなどの取組を引き続き行っている。

管理運用法人は、運用の効率化や必要な流動性の確保の観点から、運用資産の一部（国内債券パッシブ運用の一部、引受財投債の全額及び短期資産）について、資産管理機関を利用しつつ、自ら管理及び運用を行っている。管理運用法人における自家運用については、運用部から独立したインハウス運用室において、運用部から提示されたガイドラインに従い、月次でリスク管理状況等の報告を行い、運用部においてリスク管理指標に係る目標値等の遵守状況を確認

するなど、必要な対応を行っている。

ウ．運用手法、財投債の管理・運用

近年、世界の株式市場に占めるエマージング株式市場の割合が急増していることを踏まえ、収益機会の拡大のため、運用委員会で議論の上、エマージング株式運用を行うこととし、第2次審査及び第3次審査を行った上でエマージング株式運用に係る運用受託機関を選定した。収益確保のための新たな取組としては評価できるが、今後はベンチマークの妥当性等について更に検討を進めるとともに、運用成果の向上に向けた取組を期待する。

また、平成23年度においては、国内債券のアクティブ運用及びパッシブ運用に係る運用受託機関構成を一体的に見直すこととし、運用受託機関の公募を実施し、第1次審査及び第2次審査を実施した。自家運用については、運用の効率化の観点から、取引の選択肢の多様化を図るため、債券の売買の取引先を新たに追加している。

平成23年度末におけるパッシブ運用比率については、国内債券約82%、国内株式約76%、外国債券約71%、外国株式約86%と各資産ともパッシブ運用を中心とした資産構成となっている。

② 透明性の向上

情報公開に係る取組については、より一層の情報公開・広報活動の充実を図るため、管理運用法人の役割や管理・運用の仕組みについてわかりやすく説明した資料を新たに作成し掲載するなど、平成23年6月にホームページの全面見直しを完了した。

また、運用委員会の議事録について、市場への影響に配慮しつつ、一定期間（7年）を経た後に公開するよう手続きを進めたことは、運用委員会の透明性の確保につながる取組と評価する。今後も、分かりやすい情報提供を推進し、年金積立金の長期的な観点からの運用について国民の十分な理解を得るため、広報活動の充実・強化を図るよう、一層の努力を期待する。

③ 年金積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産構成に関する事項

東日本大震災の発生後における日本経済及び市場の急変、欧州財政問題を発端とする世界同時株安に対処するため、基本ポートフォリオに関する検討が行われた。具体的には、SVモデルに基づく各資産のボラティリティや分散投資効果を確認し、マクロ的観点からの検討を行った上で、今回の急激な市場変動が基本とポートフォリオの見直しに値するか否かが運用委員会の場で議論され、現時点では

長期的な市場の構造変化が確認できないとの判断から基本ポートフォリオを維持することとされた。

これらのことから、計量的手法を用いたリスク把握に基づいて意思決定が行われていることは評価できるが、市場動向については引き続き注視していくよう求めたい。

④ 年金積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項

ア. 市場及び民間の活動への影響に対する配慮

年金積立金の運用に当たっては、市場規模を考慮し、自ら過大なマーケットインパクトを蒙ることがないように努めることとされているが、平成23年度において、多額の資金を回収するに当たっては、市場動向を踏まえつつ、時期を分散するなど市場への影響を極力抑える努力を行ったと評価する。

株主議決権の行使については、企業経営に直接影響を与えるとの懸念を生じさせないように株主議決権の行使は直接行わず、運用受託機関の判断に委ねることとしているが、長期的な株主等の利益の最大化を目指す観点から、ガイドラインの策定及びその遵守を求め、改善が必要な事項については運用受託機関に改善を求めるなど適切な対応を行っているとは評価する。

イ. 年金給付のための流動性の確保

年金給付に必要な流動性の確保については、市場の価格形成等に配慮しつつ、円滑に資産の売却等を行い、不足なく確実に資金を確保することとされている。

平成23年度においては、今後、財投債の残高が減少していく中で、キャッシュ・アウトに対応するため、満期まで債券を保有しその償還金及び利金を活用することで市場へ影響を与えることなく流動性を確保するキャッシュ・アウト等対応ファンドを設置したことは高く評価する。

今後も、市場動向も踏まえつつ、必要な資金を確保することは依然として重要であり、引き続きマーケットインパクトに配慮した慎重な対応が求められている。

(2) 業務の質の向上に関する事項について

① 内部統制の一層の強化に向けた体制整備、管理及び運用能力の向上

年金積立金の管理及び運用に当たっては、専門性の向上を図るとともに、責任体制の明確化を図り、受託者責任を踏まえ、関係法令、中期目標、中期計画、管理運用方針等の周知及び遵守の徹底を図ることとされている。

業務管理の充実については、中期目標及び中期計画に基づき、法令等を遵守し

つつ業務を行い、管理運用法人の使命を有効かつ効率的に果たすため、「内部統制の基本方針」を策定したことや、理事長直轄の経営管理会議等を活用し、四半期ごとに中期計画・年度計画の進捗・達成状況を把握し、業務改善指示等を出し、業務改善につなげていることは評価する。

管理運用法人における受託者責任の徹底等への取組については、経営管理会議や企画会議を設置するなど意思決定サポート体制の構築、法令遵守等の徹底に向けた適切な取組が行われ、監事による監査の充実・強化に加え、内部監査の充実・強化により、適切な監査体制を整えるとともに、「コンプライアンス委員会」等の各種会議の開催、その内容の役職員への周知等により、内部統制体制の充実に図り、職員の意識改革や受託者責任の徹底に取り組んでいる。特に、平成23年度においては、運用リスク管理についても「運用リスク管理委員会」を新たに設置し、責任の明確化を図るための一層の取組が行われている。

また、運用受託機関等に対してもガイドラインを明示して関係法令遵守の徹底を図るとともに、定期ミーティング等において運用状況やリスク管理の状況の報告を求める際に、遵守の状況を確認するなど、運用受託機関等に対する受託者責任の徹底について適切に取り組んでいると評価する。

② 調査・分析の充実

調査研究については、内外の経済動向の把握や、管理運用手法の高度化等を進める観点から、大学等の研究機関との共同研究に加え、時宜に即した適切なテーマについて積極的に取り組んでいると評価する。

(3) 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置について

① 効率的な業務運営体制の確立

効率的な業務運営体制の確立に関する項目については、着実な対応がなされている。組織編成及び人員配置の見直しについては、平成22年度に実施された資金業務課の新設、調査室の体制強化、管理部門の縮小といった体制の下で業務運営を進めた。また、職員の専門性向上のための取組については、証券アナリスト資格取得の支援措置等が実施されており、着実に成果をあげている。さらに、人事評価制度の実施において、実績評価の結果の奨励手当への反映や、能力評価の結果に基づく職員へのフィードバック面談の実施及びその結果の昇給への反映など、職員の勤労意欲の向上や業務遂行能力の向上に資する取組が行われており、また、無駄削減等の取組を評価に反映するなどの工夫を行っていることは評価する。今後も、効率的な業務運営体制の確立を図るとともに、業務運営能力の向上を図る観点から、証券アナリスト資格取得の支援措置の継続など、引き続き質の

高い人材の確保及び育成を進めることが必要である。

② 業務運営の効率化に伴う経費節減

業務運営の効率化に伴う経費節減については、中期計画の数値目標を大きく上回っている。また、管理運用委託手数料を引き下げ、経費節減効果を上げている。平成22年度に実施した外国債券パッシブ運用及び外国株式パッシブ運用に係る運用受託機関構成の見直しの際の管理運用委託手数料率の引下げ効果の平年度化により、約7.1億円の節減が図られたほか、国内債券パッシブ運用委託手数料率の改定等を行い、1.9億円を節減したことは評価する。

さらに、職員宿舎について、日野宿舎を平成22年度に、行徳宿舎を平成23年10月に売却し、中期目標期間2年度目という早期に法人の所有する職員宿舎全ての売却を完了し、宿舎維持に係る経費等の削減に努めた。

また、人件費節減の取り組みについても、質の高い人材を確保することが求められる中で、引き続き、人件費の削減が達成されている点も評価する。

(4) 財務内容の改善等について

財務内容の改善に関する事項については、平成21年度と比較して、一般管理費は6.0%、業務経費は2.0%の節減を達成し、経費節減及び事業の効率化が行われていると評価する。

(5) 評価委員会が厳正に評価する事項及び政・独委の評価の視点等への対応について

① 財務状況について

平成23年度においては、全資産の運用状況がプラスの収益額であったことから当期総利益が発生している。

② 保有資産の管理・運用等について

平成23年度においては、平成22年度に売却した日野宿舎（横浜市）に続き、行徳宿舎（市川市）についても、売却した。この結果、管理運用法人が保有する宿舎について、全ての売却を完了した。このため、平成24年4月3日「独立行政法人の職員宿舎の見直し計画」（行政改革実行本部決定）に該当する職員宿舎は無い。なお、いわゆる溜まり金の精査における、運営費交付金債務と欠損金等との相殺状況に着目した洗い出し状況については運営費交付金の受け入れがないため該当はない。

③ 組織体制・人件費管理について

人事評価制度において、実績評価及び能力評価を実施し、その結果を賞与や昇給等に反映させる取組が着実に行われている。ラスパイレス指数については、地域・学歴勘案で99.5と国家公務員を下回る水準となっている。平成24年度においても、人件費上昇の抑制等の取組を適切に進めることを求めたい。そのような中で、引き続き質の高い人材の確保に向けた取組を継続していることは評価する。

また、国家公務員再就職者のポストの見直しについても、非常勤監事について、公募により民間出身者が監事に任命されており、適切に行われている。

④ 事業費の冗費の点検について

各項目について、それぞれ適切に点検が行われている。また、平成21年度と比較して、一般管理費は6.0%、業務経費は2.0%の節減を達成し、経費節減及び事業の効率化が行われている。

⑤ 契約について

随意契約に関する管理運用法人の会計規程においては国の基準と同じ限度額を定めているが、真にやむを得ない契約以外は全て一般競争入札等に移行している。また外部の第三者からなる「契約監視委員会」を開催し、随意契約や一般競争入札等の契約方式の妥当性や、一者応札・一者応募の改善策について審査を行い、指摘事項について適切に改善策を講じている。引き続き、一般競争入札等の実施を継続し、経費節減を図るよう努めるとともに、契約情報の公開を進めるよう求めたい。

また、公益法人への会費等の支出について、平成23年度は、1件の該当があり、平成24年度以降においては、「独立行政法人が支出する会費の見直しについて」（平成24年3月23日行政改革実行本部決定）の方針に従い、独立行政法人の業務の遂行のために真に必要なものを除き、公益法人等への会費の支出を行うことがないよう評価委員会として、その措置状況を注視していく。

⑥ 内部統制について

内部統制については、「コンプライアンス委員会」や「運営リスク管理委員会」、「情報セキュリティ委員会」といった各種会議の開催、その内容の役職員への周知等を行ったほか、平成23年度においては、「内部統制の基本方針」の策定や

「運用リスク管理委員会」の設置を行っており、内部統制体制の充実を図り、職員の意識改革や受託者責任の徹底に取り組んでいる。また、コンプライアンスハンドブックの改訂、役職員への周知・徹底を行うとともに、関係法令、法人の規程類及び同ハンドブックを法人LANへ掲載し、役職員がいつでも必要な情報にアクセスできる仕組みを構築する等、適切な対応がなされている。

⑦ 事務事業の見直し等について

業務改善の取組については、「経費節減委員会」を設置するとともに、人事評価の評価項目に無駄削減や業務効率化についての項目を設けるなど、様々な工夫を行っている。

⑧ 法人の監事との連携状況について

当委員会では、評価の実施に当たり、事後検証のみならず、予防的観点に立った経常監査を実施するなど監事監査活動の充実・強化が図られた旨の説明及び監事監査報告書を踏まえて評価を行った。

⑨ 国民からの意見募集について

当委員会では、評価の実施に当たり、平成24年7月17日から7月31日までの間、法人の業務実績報告書等に対する国民からの意見募集を行い、その寄せられた意見も踏まえて評価を行った。

3. 年金積立金の運用実績が年金財政に与える影響の評価

管理運用法人の総合評価においては、年金積立金の運用が年金財政に与える影響についての検証報告の内容を考慮して、個別評価の分析結果と併せて、総合評価を行うこととなっている。

公的年金の年金給付額は、長期的に見ると名目賃金上昇率に連動して増加することとなるため、運用収入のうち賃金上昇率を上回る分が、年金財政上の実質的な収益率となる。このため、運用実績の評価は、名目運用利回りから名目賃金上昇率を差し引いた「実質的な運用利回り」について、運用実績と財政再計算及び財政検証における前提とを比較して行う。

年金積立金全体の運用実績と財政再計算及び財政検証上の前提を比較すると、平成13年度（年金積立金の自主運用の開始年度）からの11年間の実質的な運用利回りについても、運用実績が財政再計算及び財政検証上の前提を年平均1.70%、管理運用法人が設立された平成18年度からの6年間で0.95%上回っており、

年金積立金の運用が年金財政にプラスの影響を与えていると評価する。

さらに、平成23年度単年度については、運用実績が財政再計算及び財政検証上の前提を3.10%上回っており、単年度で見ても、年金財政に対してプラスの影響を与えている。

平成 2 3 年度

年金積立金管理運用独立行政法人
業務実績評価シート

平成23年度評価項目について

評価区分	平成23年度計画記載項目	頁
評価項目1 (管理・運用の基本的な方針、運用の目標)	第1 年金積立金の管理及び運用に関する主要な事項	
	1. 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針	1
	2. 運用の目標、リスク管理及び運用手法	
	(1)運用の目標	2
評価項目2 (リスク管理)	第1 年金積立金の管理及び運用に関する主要な事項	
	2. 運用の目標、リスク管理及び運用手法	
	(2)年金積立金の管理及び運用におけるリスク管理	10
評価項目3 (運用手法、財投債の管理・運用)	第1 年金積立金の管理及び運用に関する主要な事項	
	2. 運用の目標、リスク管理及び運用手法	
	(3)運用手法	23
	(4)財投債の管理及び運用	24
評価項目4 (透明性の向上)	第1 年金積立金の管理及び運用に関する主要な事項	
	3. 透明性の向上	27
評価項目5 (基本ポートフォリオ)	第1 年金積立金の管理及び運用に関する主要な事項	
	4. 年金積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成に関する事項	
	(1)基本ポートフォリオ	31
	(2)基本ポートフォリオの見直し	31
評価項目6 (市場及び民間の活動への影響に対する配慮)	第1 年金積立金の管理及び運用に関する主要な事項	
	5. 年金積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項	
	(1)市場及び民間の活動への影響に対する配慮	33

評価区分	平成23年度計画記載項目	頁
評価項目7 (年金給付のための流動性の確保)	第1 年金積立金の管理及び運用に関する主要な事項	
	5. 年金積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項	
	(2)年金給付のための流動性の確保	39
評価項目8 (内部統制の一層の強化に向けた体制整備等)	第2 業務の質の向上に関する事項	
	1. 内部統制の一層の強化に向けた体制整備	41
	2. 管理及び運用能力の向上	50
評価項目9 (調査・分析の充実等)	第2 業務の質の向上に関する事項	
	3. 調査・分析の充実	60
	4. 業務運営の情報化・電子化の取組	60
評価項目10 (効率的な業務運営体制の確立)	第3 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	
	1. 効率的な業務運営体制の確立	62
評価項目11 (業務運営の効率化に伴う経費節減)	第3 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	
	2. 業務運営の効率化に伴う経費節減	65
	3. 契約の適正化	67
評価項目12 (財務内容の改善に関する事項等)	第4 財務内容の改善に関する事項～ 第9 その他業務運営に関する重要事項	
	第4 財務内容の改善に関する事項 ～ 第9 その他業務運営に関する重要事項	76

中 期 目 標	中 期 計 画	平 成 2 3 年 度 計 画	平 成 2 3 年 度 業 務 実 績
第 2 年金積立金の管理及び運用に関する主要な事項 1. 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針 年金積立金の運用は、年金積立金が被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の年金給付の貴重な財源となるものであることに特に留意し、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって年金事業の運営の安定に資することを目的とし、年金積立金の管理及び運用の具体的方針を策定して行うこと。 (参考) ○ 厚生年金保険法第 7 9 条の 2 (同旨国民年金法) (略) 積立金の運用は、積立金が厚生年金保険等の被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の保険給付の貴重な財源となるものであることに特に留意し、専ら厚生年金保険の被保険者の利益のために、長期的な観点から、安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって、厚生年金保険事業の運営の安定に資することを目的として行うものとする。 ○ 年金積立金管理運用独立行政法人法第 2 0 条第 2 項 (略) 資産の管理及び運用に関し一般に認められている専門的な知見並びに内外の経済動向を考慮するとともに、年金積立金の運用が市場その他の民間活動に与える影響に留意しつつ、安全かつ確実を基本とし、年金積立金の運用が特定の方法に集中せず、かつ、厚生年金保険法第 7 9 条の 2 及び国民年金法第 7 5 条の目的に適合するものでなければならない。 (注) 年金積立金には、年金積立金管理運用独立行政法人法(平成 1 6 年法律第 1 0 5 号)附則第 8 条の規定に基づき	第 1 年金積立金の管理及び運用に関する主要な事項 1. 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針 年金積立金の運用は、年金積立金が被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の年金給付の貴重な財源となるものであることに特に留意し、専ら被保険者の利益のために長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって年金事業の運営の安定に資することを目的として行う。 このため、分散投資を基本として、長期的な観点からの資産構成割合(以下「基本ポートフォリオ」という。)を策定し、年金積立金の運用を行う。 なお、その際には、年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針を定めた管理運用方針を策定し、公表するとともに、少なくとも毎年 1 回検討を加え、必要があると認めるときは速やかに見直しを行う。 (注) 年金積立金には、年金積立金管理運用独立行政法人法(平成 1 6 年法律第 1 0 5 号)附則第 8 条の規定に基づき管理及び運用を行う資産を含む。	第 1 年金積立金の管理及び運用に関する主要な事項 1. 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針 年金積立金の運用は、年金積立金が被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の年金給付の貴重な財源となるものであることに特に留意し、専ら被保険者の利益のために長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって年金事業の運営の安定に資することを目的として行う。 このため、分散投資を基本として、長期的な観点からの資産構成割合(以下「基本ポートフォリオ」という。)を策定し、年金積立金の運用を行う。 なお、その際には、年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針を定めた管理運用方針を公表するとともに、平成 2 3 年度中に少なくとも 1 回検討を加え、必要があると認めるときは速やかに見直しを行う。	第 1 年金積立金の管理及び運用に関する主要な事項 1. 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針 平成 2 2 年 3 月に厚生労働大臣から示された第 2 期中期目標において、「今後年金制度の抜本的な見直しを予定しているとともに、年金積立金管理運用独立行政法人の運営の在り方について検討を進めていることから、この運用目標は、暫定的なものであることに留意し、安全・効率的かつ確実を旨とした資産構成割合を定め、これに基づき管理を行うこと。その際、市場に急激な影響を与えないこと。」とされた。 そのため、この中期目標を踏まえ、第 1 期中期計画における基本ポートフォリオについて、更新したリスク・リターンデータを用い、引き続き安全・効率的かつ確実であることを検証し、確認した上で当該基本ポートフォリオを第 2 期中期計画における基本ポートフォリオとして策定し、年金積立金全体として長期的な観点からの当該基本ポートフォリオに沿って運用を行った。 年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針を定めた管理運用方針(運用目標に関すること、資産構成並びに管理及び運用の手法に関すること、運用受託機関の管理に関すること、資産管理機関の管理に関すること、運用受託機関の選定及び評価等に関すること、自家運用に関すること等)については、年金積立金の管理及び運用の向上等の観点から、次の見直しを行い、運用委員会に報告後、平成 2 3 年 4 月 1 日付け、平成 2 3 年 8 月 1 日付け及び平成 2 4 年 4 月 1 日付けで改正を実施し、それぞれホームページにおいて公表した。 《主な改正事項》 (平成 2 3 年 4 月 1 日改正) 運用受託機関の総合評価をより有効に活かす観点から、総合評価が一定水準に満たない運用受託機関について、資金の一部回収を行うことができるようにすること等を明示した改正を行った。 (平成 2 3 年 8 月 1 日改正) 年金給付に必要な流動性を確保するためのファンド(以下「キャッシュ・アウト等対応ファンド」という。)を自家運用することとし、併せて当該ファンドの導入を踏まえ、国内債券のベンチマークを変更した改正を行った。 (平成 2 4 年 4 月 1 日改正に向けた対応) トランジション・マネジャーの選定基準、選定方法及び総合評価方法について定めるとともに、自家運用における短期資産ファンドの運用対象資産を追加すること等、管理運用方針の平成 2 4 年 4 月 1 日改正のための所要の手続を行った。

管理及び運用を行う資産を含む。 2. 運用の目標、リスク管理及び運用手法 (1) 運用の目標 今後年金制度の抜本的な見直しを予定しているとともに、年金積立金管理運用独立行政法人の運営の在り方について検討を進めていることから、この運用目標は、暫定的なものであることに留意し、安全・効率的かつ確実を旨とした資産構成割合（以下「ポートフォリオ」という。）を定め、これに基づき管理を行うこと。 その際、市場に急激な影響を与えないこと。 (2) ベンチマーク収益率の確保 各年度において、各資産ごとに、各々のベンチマーク収益率（市場平均収益率）を確保するよう努めるとともに、中期目標期間において、各々のベンチマーク収益率を確保すること。 ベンチマークについては、市場を反映した構成であること、投資可能な有価証券により構成されていること、その指標の詳細が開示されていること等を勘案しつつ適切な市場指標を用いること。	2. 運用の目標、リスク管理及び運用手法 (1) 運用の目標 今後年金制度の抜本的な見直しが予定されているとともに、年金積立金管理運用独立行政法人の運営の在り方について検討が進められていることから、暫定的に第一期中期計画における基本ポートフォリオを中期目標第2の2の(1)の資産構成割合とし、今中期計画における基本ポートフォリオとして定め、これを適切に管理する。 また、運用受託機関の選定、管理及び評価を適切に実施すること等により、各年度における各資産ごとのベンチマーク収益率を確保するよう努めるとともに、中期目標期間においても各資産ごとのベンチマーク収益率を確保する。 ベンチマークについては、市場を反映した構成であること、投資可能な有価証券により構成されていること、その指標の詳細が開示されていること等を勘案しつつ適切な市場指標を用いる。	2. 運用の目標、リスク管理及び運用手法 (1) 運用の目標 ① 基本ポートフォリオに基づきリバランス等を行い、これを適切に管理する。 ② 運用受託機関の選定、管理及び評価を適切に実施すること等により、平成23年度における各資産ごとのベンチマーク収益率を確保するよう努める。 ベンチマークについては、中期計画に基づく適切な市場指標を用いる。	2. 運用の目標、リスク管理及び運用手法 (1) 運用の目標 ① 年金積立金全体の資産構成割合が基本ポートフォリオの乖離許容幅を超えて乖離している場合には、その範囲内に収まるように、資産構成割合の変更等を行い、適切に管理することとしているが、乖離許容幅内にある場合においても、定期的にリバランスについて検討を行うとともに、市場が大きく変動した場合等においてもリバランスを検討することとし、リバランスを実施した。 ② 【運用受託機関の選定】 運用受託機関の選定に当たっては、年金積立金の運用を受託するために必要な認可や年金資産の運用残高等満たすべき要件を定めて公募を実施することとしている。 エマージング株式市場については、近年、世界の株式市場に占める割合が急増してきており、収益機会の拡大を図るため、運用委員会で議論の上、エマージング株式運用を行うこととし、平成23年度において第2次審査及び第3次審査を行った上で、運用受託機関を選定した。また、国内債券のアクティブ運用及びパッシブ運用の運用受託機関構成を一体的に見直すこととし、公募を開始し、平成23年度中に第1次審査及び第2次審査を実施した。 【運用受託機関の管理及び評価】 ア 運用受託機関の管理は、毎月1回、運用実績やリスクの状況について報告を求め、適宜必要な措置を取るにより行うこととしている。 選定時の投資方針等の維持、法令遵守の確保等のため、各運用受託機関ごとに運用方法等に係るガイドラインを提示し、その遵守が確保されているかを定期ミーティング等において報告を受けるなどの方法により行っている。 平成23年度においては、定期ミーティング及びリスク管理ミーティングを実施したほか、毎月1回各運用受託機関の運用状況、リスク管理状況を取りまとめ、問題点の有無を確認し、必要に応じ運用受託機関と協議するなど適切に対応した。 このうち、リスク管理ミーティングについては、平成23年度の総合評価が一定水準以下の運用受託機関について、運用状況、リスク管理状況等を確認した。 i 国内株式アクティブ 4社4ファンド ii 外国株式アクティブ 3社3ファンド (平成24年2月中旬に実施) なお、本ミーティングを実施しないファンドについても、同一の様式により報告書を求め、運用状況及びリスク管理状況を確認した。
--	---	---	---

			イ 運用受託機関の評価については、定性評価（運用スタイルの根拠等の投資方針、戦略決定等の運用プロセス、組織・人材等）及び定量評価（パッシブ運用については超過収益率とトラッキングエラー、アクティブ運用については超過収益率とインフォメーション・レシオ）に基づき総合評価を行った。 また、評価に当たっては、事前に運用実績や運用受託機関の管理状況等を取りまとめ、各運用受託機関の問題点を確認した上で実施した。 定期ミーティングを次のとおり実施した。 i 国内株式アクティブ運用受託機関（１８ファンド）：１０月３日～１０月７日 ii 外国株式アクティブ運用受託機関（１３ファンド）：１０月１２日～１０月２０日 iii 外国債券アクティブ運用受託機関（７ファンド）：１０月２１日～１０月２５日 iv 国内株式・外国債券・外国株式パッシブ運用受託機関（１５ファンド）：１０月２６日～１０月２７日 ウ 総合評価結果により、以下の運用受託機関について資金の一部回収及び資金配分停止を行った。 i 国内株式アクティブ運用受託機関４ファンド ii 外国株式アクティブ運用受託機関３ファンド エ 自家運用に係る取引先の評価については、債券の売買の取引先としての証券会社並びに短期資産の運用先としての銀行、証券会社及び短資業者に係る取引執行能力、事務処理能力等について総合的な評価を行い、既存の取引先については継続することに問題がないことを確認した（自家運用に係る取引先の評価については、第 1.2. (2) 【自家運用】において詳述。）。 自家運用に係る債券貸付運用先については、組織体制、事務処理能力及び収益率についての評価を実施し、貸付運用先として継続することに問題がないことを確認した。 平成 23 年度末時点 ・NOMURA-BPI 「除く ABS」型パッシブファンド 貸付運用資産：２兆 8 千億円 収益額 ： 5 億円 ・NOMURA-BPI 国債型パッシブファンド 貸付運用資産： 7 千億円 収益額 ： 1 億円 ・キャッシュ・アウト等対応ファンド 貸付運用資産： 6 兆 4 千 3 1 1 億円 収益額 ： 2 億円
--	--	--	--

【各資産ごとの対ベンチマーク超過収益率】
平成２３年度の市場運用分の資産ごとのベンチマークに対する超過収益率は、次のとおりである。

●平成２３年４月～平成２４年３月（年率）

（単位：％）

	時間加重収益率 (A)	ベンチマーク収益率 (B)	超過収益率 (A)－(B)
国内債券	2.92	2.94	-0.02
パッシブ運用	2.90	2.94	-0.04
アクティブ運用	3.03	2.94	+0.09
国内株式	0.57	0.59	-0.02
パッシブ運用	0.71		+0.11
アクティブ運用	0.31		-0.28
外国債券	4.77	4.96	-0.18
パッシブ運用	4.91	4.99	-0.08
アクティブ運用	4.45	4.89	-0.44
外国株式	0.49	0.34	+0.14
パッシブ運用	0.39		+0.04
アクティブ運用	1.11		+0.76
短期資産	0.10	0.08	+0.01

平成２３年度においては、外国債券はマイナスの超過収益率となり、外国株式はプラスの超過収益率となった。また、国内債券、国内株式及び短期資産については、概ねベンチマーク並みの収益率となった。

●ベンチマークに対する超過収益率の要因分析は、次のとおりである。

	要因分析
国内債券	アクティブ運用については、国債セクターにおいて銘柄選択がプラスに寄与した。また、パッシブ運用については、概ねベンチマーク並みの収益率となり、国内債券全体では、概ねベンチマーク並みの－０．０２％の超過収益率となった。
国内株式	アクティブ運用については、化学及び小売業セクター等における銘柄選択がマイナスに寄与した。また、パッシブ運用については、ＴＯＰＩＸ構成割合の変更に伴う効率的な売買執行等がプラスに寄与した結果、国内株式全体では、概ねベンチマーク並みの－０．０２％の超過収益率となった。
外国債券	アクティブ運用については、国債・政府保証債のセクターにおける銘柄選択等がマイナスに寄与した。また、パッシブ運用にいては、概ねベンチマーク並みの収益率となり、外国債券全体では－０．１８％の超過収益率となった。
外国株式	アクティブ運用については、ベンチマーク収益率を下回った銀行及びエネルギーセクターの時価構成割合がベンチマークに比べて低めになっていたこと、及び素材及び各種金融のセクターにおける銘柄選択等がプラスに寄与した。また、パッシブ運用については、概ねベンチマーク並みの収益率となり、外国株式全体では＋０．１４％の超過収益率となった。
短期資産	短期資産ファンドにおいて国庫短期証券（ＴＤＢ）買切、ＴＤＢ現先取引及び譲渡性預金（ＮＣＤ）による運用を行った結果、概ねベンチマーク並みの＋０．０１％の超過収益率となった。

《参考》

○ 第２期中期目標期間（平成２２年度～平成２３年度）においては、次のとおり、いずれの資産も概ねベンチマーク並みの収益率を確保したところである。

（単位：％）

	時間加重収益率	ベンチマーク収益率	超過収益率
国内債券	2.43	2.37	+0.06
国内株式	-4.36	-4.45	+0.09
外国債券	-1.32	-1.40	+0.08
外国株式	1.33	1.30	+0.03
短期資産	0.10	0.09	+0.01

【ベンチマーク】
ベンチマークについては、市場を反映した構成であり、投資可能な有価証券により構成され、かつ、その指標の詳細が開示されていることを勘案しつつ、適切な市場指標を用いた。

国内債券	NOMURA－B P I 「除くABS」、 NOMURA－B P I 国債及びNOMURA－B P I／G P I F C u s t o m i z e dの複合インデックス（それぞれの運用金額による構成比で加重平均したもの）
国内株式	T O P I X (配当込み)
外国債券	シティグループ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース。以下同じ。）及びシティグループ世界B I G債券インデックス（除く日本円、ヘッジなし・円ベース。以下同じ。）の複合インデックス （パッシブ運用部分については世界国債インデックス及びアクティブ運用部分については世界B I G債券インデックスのそれぞれの運用金額による構成比で加重平均したもの）
外国株式	M S C I K O K U S A I （円ベース、配当込み、管理運用法人の配当課税要因考慮後）
短期資産	T D B 現先 1 ヶ月

国内株式については、評価ベンチマークと異なるベンチマークを一部の運用受託機関に対し設定しており、このことが各資産のリスクに与える影響について注視している。
具体的には、バリュー、グロース、スモールのスタイルベンチマークを一部の運用受託機関に対し設定していることから運用スタイルに偏りが生じないように、モニタリングを実施した。

評価の視点等	自己評価	A	【 評価項目 1 】	評定	A
【評価項目 1 管理・運用の基本的な方針、運用の目標】	(理由及び特記事項) 総合評価が一定水準以下であった運用受託機関からの資金の一部回収を実施する等、運用受託機関の管理及び評価を適切に実施すること等により、資産ごとのベンチマーク収益率を確保するよう努めた。 平成 2 3 年度の資産ごとのベンチマークに対する超過収益率は、外国株式についてはプラスの超過収益率、国内債券、国内株式、短期資産については概ねベンチマーク並みの収益率となり、外国債券についてはマイナスの超過収益率となった。 また、管理運用方針については、年金積立金の管理及び運用の向上等の観点から、時宜にあった適切な管理運用方針の改正に心掛け、必要に応じて見直しを実施し、速やかにホームページにて公表した。			(委員会としての評定理由) 資産ごとに市場運用の結果を評価するための指標であるベンチマークとの対比で見ると、外国株式についてはプラスの超過収益率、国内債券、国内株式及び短期資産については概ねベンチマーク並みの収益率、外国債券についてはマイナスの超過収益率という結果であった。 また、運用受託機関との定期ミーティング、リスク管理ミーティングを実施し、毎月 1 回、各運用受託機関の運用状況、リスク管理状況を取りまとめ、問題の有無を確認し、必要に応じて運用受託機関との協議を通じ改善を促すなど、ベンチマーク収益率の確保のために必要な対応を行っている。 これらから、中期計画を上回っていると判断し、A 評価とした。	
【数値目標】 (1)各年度において、各資産ごとのベンチマーク収益率が確保されるよう努める。	【数値目標】 実績：○ 【各資産ごとのベンチマーク収益率の確保】 平成 2 3 年度の市場運用分の資産ごとのベンチマークに対する超過収益率は次の通りである。			(各委員の評定理由) ・運用受託機関の管理・評価について適切に行われたものと認める。その結果、資金の一部回収、配分停止も着実に実施されている。なお、各資産の超過収益率については外国証券において若干の上下があったものの、概ねベンチマークどおりの運用成績となっている。 ・足元の資金の状況を見つつ、キャッシュ・アウトへの対応と工夫が図れている。 ・過年度と比較して大幅な改善点は無いが、中期計画に従って適切に運営がなされている。 ・財政検証の想定を上回る規模のキャッシュ・アウトに対応するためにキャッシュ・アウト等対応ファンドを創設するなど、予想外の事態に備えるための体制作りなどが行われている。また運用受託機関の管理・評価、ベンチマークの設定など必要な対応が行われている。 ・キャッシュ・アウト等対応ファンドを創設し、適切に自主運用している。 ・ガイドラインに違反した運用機関の資金を一部回収・配分停止するなど適切に対応している。 ・ベンチマーク収益率に対して、外国株式はプラスの収益率であったが国内債券、国内株式、短期資産はベンチマーク並みの収益率、外国債券はマイナスの収益率であった。 ・ポートフォリオの 5 1 % を占める国内債券の受託機関を一体的に見直し公募を行い 1 次審査、2 次審査を実施した。また、エマージング運用機関を 2 次審査及び 3 次審査を経て選定した。 ・受託機関の評価は毎月報告を求め遵守状況の説明を受けた。その結果、国内株式アクティブ 4 ファンド、外国株式アクティブ 3 ファンドについて資金回収、配分停止を行った。 ・市場を反映した適切なベンチマークの設定は行われている。また、運用受託機関の選定、管理、評価は運用委員会の活用を含め適切に行われているものと考えられる。	
【評価の視点】 (2)運用受託機関の選定、管理及び評価は適切に行われているか。特に、アクティブ運用については、投資方針、銘柄選択の方法等の運用手法及び運用体制について、必要な評価指標を設け、定性評価が適切に行われているか。	国内債券 概ねベンチマーク並みの超過収益率（－0. 0 2 %）となった。 国内株式 概ねベンチマーク並みの超過収益率（－0. 0 2 %）となった。 外国債券 マイナスの超過収益率（－0. 1 8 %）となった。 外国株式 プラスの超過収益率（＋0. 1 4 %）となった。 短期資産 概ねベンチマーク並みの超過収益率（＋0. 0 1 %）となった。			(その他の意見) ・平成 2 3 年度のベンチマークに対する超過収益率は、外国株式を除き、国内債券、国内株式、外国債券では、わずかではあるがマイナスとなっており、法人の性格から制約条件はあると考えられるが、これの要因分析の説明が十分なされているとは言えない。	
	(業務実績第 1. 2. (1)②【各資産ごとの対ベンチマーク超過収益率】(P. 4 ～5) 参照)				
	実績：○ 【運用受託機関の選定、運用受託機関の管理及び評価】 ○ 平成 2 3 年度については、エマージング株式運用受託機関に係る選定を行った。選定に当たっては、投資方針、運用プロセス、組織・人材、コンプライアンス、株主議決権行使の取組、事務処理体制及び運用手数料について精査した。 また、国内債券のアクティブ運用及びパッシブ運用の運用受託機関構成を一体的に見直すこととし、公募を開始し、平成 2 3 年度中に第 1 次審査及び第 2 次審査を実施した。 (業務実績第 1. 2. (1)②【運用受託機関の選定】【運用受託機関の管理及び評価】(P. 2 ～3) 参照)				

(3) 中期目標期間において各資産ごとのベンチマーク収益率が確保されているか。

○ さらに、運用受託機関の管理及び評価については、毎月 1 回、運用実績やリスクの状況について報告を求め、定期ミーティング等においても遵守状況の説明を受けるなどの方法により、適切に実施した。(業務実績第 1. 2. (1) ②【運用受託機関の管理及び評価】(P. 2～3) 参照)

【自家運用に係る債券貸付運用先の評価】

○ 自家運用に係る債券貸付運用先については、組織体制、事務処理能力及び収益率についての評価を適切に実施した。
(業務実績第 1. 2. (1) ②【運用受託機関の管理及び評価】エ (P. 3) 参照)

実績：○

【中期目標期間におけるベンチマーク収益率の確保】

○ 第 2 期中期目標期間（平成 2 2 年度～平成 2 3 年度）においては、次のとおり、いずれの資産も概ねベンチマーク並みの収益率を確保したところである。

● 第 2 期中期目標期間（2 年間：年率）

(単位：％)

	時間加重収益率	ベンチマーク収益率	超過収益率
国内債券	2. 43	2. 37	+0. 06
国内株式	-4. 36	-4. 45	+0. 09
外国債券	-1. 32	-1. 40	+0. 08
外国株式	1. 33	1. 30	+0. 03
短期資産	0. 10	0. 09	+0. 01

(業務実績第 1. 2. (1) ②【各資産ごとの対ベンチマーク超過収益率】(P. 5) 参照)

(4) 各年度において、各資産ごとのベンチマーク収益率が確保されるよう、運用受託機関の管理等に努めているか。また、各年度における各資産の収益率とベンチマーク収益率が乖離した場合には、当該乖離についての分析が行われ、必要な対応がとられているか。

実績：○

【各資産ごとのベンチマーク収益率の確保等】

○ 平成 2 3 年度においては、外国株式についてはプラスの超過収益率、国内債券、国内株式、短期資産については概ねベンチマーク並みの収益率となり、外国債券についてはマイナスの超過収益率となった。

なお、外国債券のアクティブ運用については、国債・政府保証債のセクターにおける銘柄選択がマイナスに寄与した。また、パッシブ運用においては、概ねベンチマーク並みの収益率となり、外国債券全体では－0. 1 8 ％の超過収益率となった。

(業務実績第 1. 2. (1) ②【各資産ごとの対ベンチマーク超過収益率】(P. 4～5) 参照)

(5)ベンチマークについては、市場を反映した構成であること等を勘案した適切な市場指標を設定しているか。

○ リスク管理ミーティングについては、平成23年度総合評価が一定水準以下の運用受託機関について、運用状況、リスク管理状況等を確認した。
(業務実績第1.2.(1)②【運用受託機関の管理及び評価】ア(P.2)参照)

実績：○
【ベンチマークの設定】
○ ベンチマークについては、市場を反映した構成であり、投資可能な有価証券により構成され、かつ、その指標の詳細が開示されていることを勘案しつつ、適切な市場指標を用いた。

○ 平成23年度中は、年金給付等に必要な流動性を確保するため、キャッシュ・アウト等対応ファンドを自家運用することとし、併せて当該ファンドの導入を踏まえ、国内債券のベンチマークを変更した。
(業務実績第1.2.(1)②【ベンチマーク】(P.6)参照)

(6)各資産のベンチマークとは異なるベンチマークを各運用受託機関に設定する場合は、当該個々の運用受託機関の運用行動が各資産・資産全体のリスクに与える影響について配慮した上でリスクを適切に管理しているか。

実績：○
【マネージャー・ベンチマークを設定した運用受託機関のリスク管理】
○ 国内株式アクティブ運用については、運用スタイルに偏りが生じないように、モニタリングを実施した。
(業務実績第1.2.(1)②(P.6)参照)

(7)管理運用方針については、少なくとも毎年1回検討を加え、必要に応じて速やかに見直しを行ったか。

実績：○
【管理運用方針の見直し】
○ 年金積立金の管理及び運用の向上等の観点から、より効率的・効果的な管理及び運用業務を実施する上で、新たな運用方針が必要か、現実の運用環境に合っているか等の視点で見直しを実施し、その内容をホームページに公表した。
(業務実績第1.1(P.1)参照)

中 期 目 標	中 期 計 画	平 成 2 3 年 度 計 画	平 成 2 3 年 度 業 務 実 績										
（３）年金積立金の管理及び運用におけるリスク管理 年金積立金については、分散投資による運用管理を行い、また、資産全体、各資産、各運用受託機関及び各資産管理機関等の各種リスク管理を行うこと。 適切かつ円滑なリバランスの実施に必要な機能の強化を図るとともに、複合ベンチマーク収益率（各資産のベンチマーク収益率をポートフォリオで加重したもの）によるリスク管理を行うこと。	（２）年金積立金の管理及び運用におけるリスク管理 リターン・リスク等の特性が異なる複数の資産に分散投資することをリスク管理の基本とし、年金積立金の管理及び運用に伴う各種リスクの管理を適切に行う。 また、厚生労働大臣から寄託された年金積立金について、運用受託機関及び資産管理機関への委託並びに自家運用により管理及び運用を行うとともに、運用受託機関及び資産管理機関からの報告等に基づき、資産全体、各資産、各運用受託機関及び各資産管理機関並びに自家運用について、以下の方法によりリスク管理を行う。 ① 資産全体 基本ポートフォリオを適切に管理するため、年金積立金の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも毎月１回把握するとともに、必要な措置を講じる。 また、適切かつ円滑なリバランスを実施するため、市場動向の把握・分析等必要な機能の強化を図る。 さらに、資産全体のリスクを確認し、リスク負担の程度についての分析及び評価並びに各年度の複合ベンチマーク収益率（各資産のベンチマーク収益率をポートフォリオで加重したもの）との乖離要因の分析等を行う。	（２）年金積立金の管理及び運用におけるリスク管理 リターン・リスク等の特性が異なる複数の資産に分散投資することをリスク管理の基本とし、年金積立金の管理及び運用に伴う各種リスクの管理を適切に行う。 また、厚生労働大臣から寄託された年金積立金について、運用受託機関及び資産管理機関への委託並びに自家運用により管理及び運用を行うとともに、運用受託機関及び資産管理機関からの報告等に基づき、資産全体、各資産、各運用受託機関及び各資産管理機関並びに自家運用について、以下の方法によりリスク管理を行う。 ① 資産全体 基本ポートフォリオを適切に管理するため、年金積立金の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも毎月１回把握するとともに、必要な措置を講じる。 また、適切かつ円滑なリバランスを実施するため、市場動向の把握・分析等を行う。 さらに、資産全体のリスクを確認し、リスク負担の程度についての分析及び評価並びに各年度の複合ベンチマーク収益率との乖離要因の分析等を行う。	（２）年金積立金の管理及び運用におけるリスク管理 資産全体については、リターン・リスク等の特性が異なる国内債券、国内株式、外国債券及び外国株式に分散投資を行うことにより、リスクの低減に努めた。 また、各資産ごとに、ベンチマークの相対リスクの推移等を把握・分析し、リスク管理を行った。 リバランスについては、乖離許容幅内にある場合においても、定期的にリバランスについて検討を行うとともに、市場が大きく変動した場合等においてもリバランスを検討することとし、下表のとおりリバランスを実施した。 なお、リバランスの検討時に必要な市場動向の把握のため、足下の市場動向等の分析を実施した。 この結果、市場に特段の影響を与えることなく、適切かつ円滑にリバランスを実施することができた。 ●平成 23 年度リバランスの状況 (単位：億円) <table><tr><td></td><td>国内債券</td><td>国内株式</td><td>外国債券</td><td>外国株式</td></tr><tr><td>配分・回収額</td><td>0</td><td>+6,084</td><td>+504</td><td>-504</td></tr></table> (注) 各資産の配分・回収額は、配分額から回収額を差し引いた額。 さらに、運用受託機関及び資産管理機関への委託並びに自家運用により管理及び運用を行うとともに、運用受託機関及び資産管理機関からの報告等を求め、必要に応じ運用受託機関とのミーティング等を通じ問題点がないかを確認し、適正な管理に努めた。具体的には、以下のとおりリスク管理を行った。		国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	配分・回収額	0	+6,084	+504	-504
	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式									
配分・回収額	0	+6,084	+504	-504									

			【乖離状況の把握等】 平成２３年度は、年金積立金全体と基本ポートフォリオとの乖離状況を把握した。この結果、乖離状況は毎月あらかじめ定めた乖離許容幅内に収まっており問題がないことを確認した。（各資産ごとの乖離許容幅についてはP31 基本ポートフォリオを参照） ●基本ポートフォリオとの乖離状況 (単位：％) <table><tr><th></th><th>４月</th><th>５月</th><th>６月</th><th>７月</th><th>８月</th><th>９月</th></tr><tr><td>国内債券（67.00）</td><td>-2.28</td><td>-2.03</td><td>-2.37</td><td>-1.63</td><td>-0.57</td><td>-0.35</td></tr><tr><td>国内株式（11.00）</td><td>0.03</td><td>-0.08</td><td>0.25</td><td>0.29</td><td>-0.33</td><td>0.15</td></tr><tr><td>外国債券（8.00）</td><td>0.01</td><td>0.07</td><td>0.15</td><td>-0.03</td><td>0.19</td><td>0.17</td></tr><tr><td>外国株式（9.00）</td><td>2.25</td><td>2.05</td><td>1.96</td><td>1.37</td><td>0.70</td><td>0.03</td></tr><tr><td>短期資産（5.00）</td><td>0.00</td><td>0.00</td><td>0.00</td><td>0.00</td><td>0.00</td><td>0.00</td></tr></table> <table><tr><th></th><th>10月</th><th>11月</th><th>12月</th><th>１月</th><th>２月</th><th>３月</th></tr><tr><td>国内債券（67.00）</td><td>-1.40</td><td>-0.78</td><td>-0.99</td><td>-1.56</td><td>-3.54</td><td>-4.36</td></tr><tr><td>国内株式（11.00）</td><td>0.06</td><td>-0.30</td><td>-0.14</td><td>0.14</td><td>0.95</td><td>1.37</td></tr><tr><td>外国債券（8.00）</td><td>0.28</td><td>0.15</td><td>0.21</td><td>0.19</td><td>0.55</td><td>0.65</td></tr><tr><td>外国株式（9.00）</td><td>1.06</td><td>0.92</td><td>0.92</td><td>1.23</td><td>2.04</td><td>2.34</td></tr><tr><td>短期資産（5.00）</td><td>0.00</td><td>0.00</td><td>0.00</td><td>0.00</td><td>0.00</td><td>0.00</td></tr></table> (注)（ ）内の数値は基本ポートフォリオ 【資産全体のリスク管理】 リスク管理においては、資産配分に係るリスク及びトラッキングエラーの値の推移の変化要因を分析し把握することで、問題発生の有無や対応措置の必要があるかについて判断している。 平成２３年度においては、バリュアットリスクのモニタリングを開始することとした。それ以外に、次のようなリスク管理数値により、資産全体のリスク管理を行っている。 ア 財投債を含めた運用資産全体のリスク <table><tr><td>参照ポートフォリオの推定総リスク</td><td>基本ポートフォリオから年金特別会計分の短期資産を除いた参照ポートフォリオのウェイトで、各資産はベンチマークどおりに運用した場合の推定リスク量。</td></tr><tr><td>実績ポートフォリオの推定総リスク</td><td>基本ポートフォリオから年金特別会計分の短期資産を除いた部分の実際の保有ウェイトで、各資産はベンチマークどおりに運用した場合の推定リスク量。</td></tr><tr><td>推定相対リスク</td><td>参照ポートフォリオと実際のポートフォリオのウェイトの差から生じるリスク量。</td></tr></table>		４月	５月	６月	７月	８月	９月	国内債券（67.00）	-2.28	-2.03	-2.37	-1.63	-0.57	-0.35	国内株式（11.00）	0.03	-0.08	0.25	0.29	-0.33	0.15	外国債券（8.00）	0.01	0.07	0.15	-0.03	0.19	0.17	外国株式（9.00）	2.25	2.05	1.96	1.37	0.70	0.03	短期資産（5.00）	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00		10月	11月	12月	１月	２月	３月	国内債券（67.00）	-1.40	-0.78	-0.99	-1.56	-3.54	-4.36	国内株式（11.00）	0.06	-0.30	-0.14	0.14	0.95	1.37	外国債券（8.00）	0.28	0.15	0.21	0.19	0.55	0.65	外国株式（9.00）	1.06	0.92	0.92	1.23	2.04	2.34	短期資産（5.00）	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	参照ポートフォリオの推定総リスク	基本ポートフォリオから年金特別会計分の短期資産を除いた参照ポートフォリオのウェイトで、各資産はベンチマークどおりに運用した場合の推定リスク量。	実績ポートフォリオの推定総リスク	基本ポートフォリオから年金特別会計分の短期資産を除いた部分の実際の保有ウェイトで、各資産はベンチマークどおりに運用した場合の推定リスク量。	推定相対リスク	参照ポートフォリオと実際のポートフォリオのウェイトの差から生じるリスク量。
	４月	５月	６月	７月	８月	９月																																																																																							
国内債券（67.00）	-2.28	-2.03	-2.37	-1.63	-0.57	-0.35																																																																																							
国内株式（11.00）	0.03	-0.08	0.25	0.29	-0.33	0.15																																																																																							
外国債券（8.00）	0.01	0.07	0.15	-0.03	0.19	0.17																																																																																							
外国株式（9.00）	2.25	2.05	1.96	1.37	0.70	0.03																																																																																							
短期資産（5.00）	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00																																																																																							
	10月	11月	12月	１月	２月	３月																																																																																							
国内債券（67.00）	-1.40	-0.78	-0.99	-1.56	-3.54	-4.36																																																																																							
国内株式（11.00）	0.06	-0.30	-0.14	0.14	0.95	1.37																																																																																							
外国債券（8.00）	0.28	0.15	0.21	0.19	0.55	0.65																																																																																							
外国株式（9.00）	1.06	0.92	0.92	1.23	2.04	2.34																																																																																							
短期資産（5.00）	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00																																																																																							
参照ポートフォリオの推定総リスク	基本ポートフォリオから年金特別会計分の短期資産を除いた参照ポートフォリオのウェイトで、各資産はベンチマークどおりに運用した場合の推定リスク量。																																																																																												
実績ポートフォリオの推定総リスク	基本ポートフォリオから年金特別会計分の短期資産を除いた部分の実際の保有ウェイトで、各資産はベンチマークどおりに運用した場合の推定リスク量。																																																																																												
推定相対リスク	参照ポートフォリオと実際のポートフォリオのウェイトの差から生じるリスク量。																																																																																												

イ 市場運用資産全体のリスク

参照ポートフォリオ の推定総リスク	基本ポートフォリオから年金特別会計分の短期資産と財 投債を除いた市場運用資産の参照ポートフォリオのウェー トで、各資産はベンチマークどおりに運用した場合の推定 リスク量。
実績ポートフォリオ の推定総リスク	基本ポートフォリオから年金特別会計分の短期資産と財 投債を除いた部分の実際の保有ウェイトで、各資産はベン チマークどおりに運用した場合の推定リスク量（アクティ ブリスク（トラッキングエラー）の推定リスク量を含む）。
推定相対リスク	市場運用資産の参照ポートフォリオと実際のポートフォ リオのウェイトの差から生じるリスク量（アクティブリス ク（トラッキングエラー）の推定リスクを含む）。

資産全体のリスクを分析した結果、「実績ポートフォリオの推定総リスク」の変
化は、実績ポートフォリオにおける各資産の構成割合の変化により生じていた。ま
た、推定相対リスクの変化は、参照値と実績ポートフォリオの構成割合の乖離から
生じていることを確認した。

【各資産の対ベンチマークの超過収益率の要因分析】

業務実績第 1.2. (1) P5 参照

【対複合ベンチマークの超過収益率の要因分析】

運用資産全体に係る収益率と複合ベンチマーク収益率（各運用資産のベンチマーク
収益率を、基準となる資産構成割合の参照値で加重したもの）との差である超過収益
率について、①資産配分要因、②個別資産要因及び③その他要因（誤差含む）の 3 つ
の要因に分解すると、次のとおりである。

	資産配分要因 ①	個別資産要因 ②	その他要因 (誤差含む) ③	①+②+③
国内債券	-0. 01%	-0. 01%	0. 00%	-0. 02%
国内株式	-0. 00%	-0. 00%	-0. 00%	-0. 01%
外国債券	-0. 00%	-0. 01%	-0. 00%	-0. 02%
外国株式	-0. 17%	0. 01%	0. 00%	-0. 16%
短期資産	0. 00%	0. 00%	0. 00%	0. 00%
合計	-0. 19%	-0. 01%	-0. 07%	-0. 27%

			① 資産配分要因：－０．１９％ <table><tr><td>国内債券</td><td>ベンチマーク収益率（２．６０％）が複合ベンチマーク収益率（２．５９％）を上回った資産であったが、資産構成割合が参照値を平均的に下回ったことから、０．０１％のマイナス寄与となった。</td></tr><tr><td>国内株式</td><td>ベンチマーク収益率（０．５９％）が複合ベンチマーク収益率（２．５９％）を下回った資産であったが、期を通じて資産構成割合と参照値との乖離があまりなかったことから、寄与はほぼゼロとなった。</td></tr><tr><td>外国債券</td><td>ベンチマーク収益率（４．９６％）が複合ベンチマーク収益率（２．５９％）を上回った資産であったが、期を通じて資産構成割合と参照値との乖離があまりなかったことから、寄与はほぼゼロとなった。</td></tr><tr><td>外国株式</td><td>ベンチマーク収益率（０．３４％）が複合ベンチマーク収益率（２．５９％）を下回った資産であったが、資産構成割合が参照値を平均的に上回ったことから、０．１７％のマイナス寄与となった。</td></tr></table> ② 個別資産要因：－０．０１％ 個別資産要因は、全資産において、期を通じて、寄与はほぼゼロとなった。 ③ その他要因（誤差含む）：－０．０７％ その他要因に計算上の誤差を加えた要因は、０．０７％のマイナス寄与となった。 運用資産全体に係る収益率と複合ベンチマーク収益率を比較した場合の主な乖離要因は、管理運用法人が目標とする資産構成割合と実際のポートフォリオの資産構成割合との乖離による資産配分要因であった。	国内債券	ベンチマーク収益率（２．６０％）が複合ベンチマーク収益率（２．５９％）を上回った資産であったが、資産構成割合が参照値を平均的に下回ったことから、０．０１％のマイナス寄与となった。	国内株式	ベンチマーク収益率（０．５９％）が複合ベンチマーク収益率（２．５９％）を下回った資産であったが、期を通じて資産構成割合と参照値との乖離があまりなかったことから、寄与はほぼゼロとなった。	外国債券	ベンチマーク収益率（４．９６％）が複合ベンチマーク収益率（２．５９％）を上回った資産であったが、期を通じて資産構成割合と参照値との乖離があまりなかったことから、寄与はほぼゼロとなった。	外国株式	ベンチマーク収益率（０．３４％）が複合ベンチマーク収益率（２．５９％）を下回った資産であったが、資産構成割合が参照値を平均的に上回ったことから、０．１７％のマイナス寄与となった。
国内債券	ベンチマーク収益率（２．６０％）が複合ベンチマーク収益率（２．５９％）を上回った資産であったが、資産構成割合が参照値を平均的に下回ったことから、０．０１％のマイナス寄与となった。										
国内株式	ベンチマーク収益率（０．５９％）が複合ベンチマーク収益率（２．５９％）を下回った資産であったが、期を通じて資産構成割合と参照値との乖離があまりなかったことから、寄与はほぼゼロとなった。										
外国債券	ベンチマーク収益率（４．９６％）が複合ベンチマーク収益率（２．５９％）を上回った資産であったが、期を通じて資産構成割合と参照値との乖離があまりなかったことから、寄与はほぼゼロとなった。										
外国株式	ベンチマーク収益率（０．３４％）が複合ベンチマーク収益率（２．５９％）を下回った資産であったが、資産構成割合が参照値を平均的に上回ったことから、０．１７％のマイナス寄与となった。										

② 各資産

市場リスク、流動性リスク、信用リスク等を管理する。また、外国資産については、カントリーリスクも注視する。

② 各資産

市場リスク、流動性リスク、信用リスク等を管理する。また、外国資産については、カントリーリスクも注視する。

【各資産のリスク管理】

毎月、国内株式及び外国株式については、トラッキングエラーやベータ値により、国内債券及び外国債券については、トラッキングエラーやデュレーションにより、それぞれリスク状況を把握し、大きな変化が生じていないか確認するとともに、問題発生の有無や対応措置の必要についても確認している。その結果、平成２３年度においては問題のないことを確認した。

●推定トラッキングエラー（モデルを用いて推定した超過収益率の標準偏差）
（単位：％）

	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式
４月	0.07	0.22	0.17	0.12
５月	0.08	0.22	0.22	0.12
６月	0.05	0.22	0.17	0.11
７月	0.06	0.23	0.16	0.11
８月	0.05	0.27	0.18	0.12
９月	0.04	0.28	0.19	0.12
10月	0.04	0.28	0.27	0.12
11月	0.05	0.28	0.30	0.12
12月	0.05	0.29	0.26	0.11
１月	0.05	0.29	0.40	0.11
２月	0.05	0.28	0.20	0.11
３月	0.06	0.29	0.19	0.11

●実績トラッキングエラー（過去６０ヶ月の超過収益率の標準偏差）
（単位：％）

	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式
４月	0.07	0.44	0.21	0.24
５月	0.07	0.44	0.21	0.24
６月	0.07	0.43	0.21	0.24
７月	0.07	0.43	0.21	0.24
８月	0.07	0.44	0.21	0.24
９月	0.07	0.44	0.23	0.24
10月	0.08	0.44	0.22	0.24
11月	0.08	0.44	0.22	0.24
12月	0.08	0.44	0.23	0.24
１月	0.07	0.44	0.23	0.24
２月	0.07	0.44	0.23	0.24
３月	0.07	0.44	0.23	0.24

			●ベータ値（市場全体の収益率に対するポートフォリオの収益率の感応度） <table><tr><th></th><th>国内株式アクティブ</th><th>外国株式アクティブ</th></tr><tr><td>4 月</td><td>1. 01</td><td>0. 99</td></tr><tr><td>5 月</td><td>1. 01</td><td>0. 99</td></tr><tr><td>6 月</td><td>1. 00</td><td>0. 99</td></tr><tr><td>7 月</td><td>1. 01</td><td>0. 99</td></tr><tr><td>8 月</td><td>1. 03</td><td>0. 98</td></tr><tr><td>9 月</td><td>1. 03</td><td>0. 98</td></tr><tr><td>10 月</td><td>1. 03</td><td>0. 98</td></tr><tr><td>11 月</td><td>1. 02</td><td>0. 98</td></tr><tr><td>12 月</td><td>1. 03</td><td>0. 99</td></tr><tr><td>1 月</td><td>1. 03</td><td>0. 99</td></tr><tr><td>2 月</td><td>1. 03</td><td>0. 99</td></tr><tr><td>3 月</td><td>1. 04</td><td>0. 99</td></tr></table> ●デュレーション（金利の変動に対する債券価格の変化率） <table><tr><th rowspan="2"></th><th colspan="3">国内債券修正デュレーション</th><th colspan="3">外国債券実効デュレーション</th></tr><tr><th>ポ ー ト フ ォ リ オ</th><th>ベンチマーク</th><th>乖離</th><th>ポ ー ト フ ォ リ オ</th><th>ベンチマーク</th><th>乖離</th></tr><tr><td>4 月</td><td>6. 81</td><td>6. 74</td><td>0. 07</td><td>5. 75</td><td>5. 82</td><td>-0. 07</td></tr><tr><td>5 月</td><td>6. 87</td><td>6. 74</td><td>0. 13</td><td>5. 81</td><td>5. 90</td><td>-0. 09</td></tr><tr><td>6 月</td><td>6. 90</td><td>6. 85</td><td>0. 05</td><td>5. 78</td><td>5. 83</td><td>-0. 04</td></tr><tr><td>7 月</td><td>6. 91</td><td>6. 84</td><td>0. 08</td><td>5. 96</td><td>5. 92</td><td>0. 03</td></tr><tr><td>8 月</td><td>6. 92</td><td>6. 84</td><td>0. 08</td><td>6. 05</td><td>6. 04</td><td>0. 01</td></tr><tr><td>9 月</td><td>7. 01</td><td>6. 98</td><td>0. 03</td><td>6. 17</td><td>6. 10</td><td>0. 06</td></tr><tr><td>10 月</td><td>6. 95</td><td>6. 91</td><td>0. 04</td><td>6. 13</td><td>6. 08</td><td>0. 05</td></tr><tr><td>11 月</td><td>6. 92</td><td>6. 89</td><td>0. 03</td><td>6. 12</td><td>6. 06</td><td>0. 06</td></tr><tr><td>12 月</td><td>7. 01</td><td>6. 99</td><td>0. 02</td><td>6. 15</td><td>6. 10</td><td>0. 05</td></tr><tr><td>1 月</td><td>7. 00</td><td>6. 95</td><td>0. 05</td><td>6. 13</td><td>6. 06</td><td>0. 07</td></tr><tr><td>2 月</td><td>6. 94</td><td>6. 92</td><td>0. 03</td><td>6. 08</td><td>6. 05</td><td>0. 02</td></tr><tr><td>3 月</td><td>6. 99</td><td>7. 00</td><td>-0. 01</td><td>6. 07</td><td>6. 00</td><td>0. 07</td></tr></table>		国内株式アクティブ	外国株式アクティブ	4 月	1. 01	0. 99	5 月	1. 01	0. 99	6 月	1. 00	0. 99	7 月	1. 01	0. 99	8 月	1. 03	0. 98	9 月	1. 03	0. 98	10 月	1. 03	0. 98	11 月	1. 02	0. 98	12 月	1. 03	0. 99	1 月	1. 03	0. 99	2 月	1. 03	0. 99	3 月	1. 04	0. 99		国内債券修正デュレーション			外国債券実効デュレーション			ポ ー ト フ ォ リ オ	ベンチマーク	乖離	ポ ー ト フ ォ リ オ	ベンチマーク	乖離	4 月	6. 81	6. 74	0. 07	5. 75	5. 82	-0. 07	5 月	6. 87	6. 74	0. 13	5. 81	5. 90	-0. 09	6 月	6. 90	6. 85	0. 05	5. 78	5. 83	-0. 04	7 月	6. 91	6. 84	0. 08	5. 96	5. 92	0. 03	8 月	6. 92	6. 84	0. 08	6. 05	6. 04	0. 01	9 月	7. 01	6. 98	0. 03	6. 17	6. 10	0. 06	10 月	6. 95	6. 91	0. 04	6. 13	6. 08	0. 05	11 月	6. 92	6. 89	0. 03	6. 12	6. 06	0. 06	12 月	7. 01	6. 99	0. 02	6. 15	6. 10	0. 05	1 月	7. 00	6. 95	0. 05	6. 13	6. 06	0. 07	2 月	6. 94	6. 92	0. 03	6. 08	6. 05	0. 02	3 月	6. 99	7. 00	-0. 01	6. 07	6. 00	0. 07
	国内株式アクティブ	外国株式アクティブ																																																																																																																																									
4 月	1. 01	0. 99																																																																																																																																									
5 月	1. 01	0. 99																																																																																																																																									
6 月	1. 00	0. 99																																																																																																																																									
7 月	1. 01	0. 99																																																																																																																																									
8 月	1. 03	0. 98																																																																																																																																									
9 月	1. 03	0. 98																																																																																																																																									
10 月	1. 03	0. 98																																																																																																																																									
11 月	1. 02	0. 98																																																																																																																																									
12 月	1. 03	0. 99																																																																																																																																									
1 月	1. 03	0. 99																																																																																																																																									
2 月	1. 03	0. 99																																																																																																																																									
3 月	1. 04	0. 99																																																																																																																																									
	国内債券修正デュレーション			外国債券実効デュレーション																																																																																																																																							
	ポ ー ト フ ォ リ オ	ベンチマーク	乖離	ポ ー ト フ ォ リ オ	ベンチマーク	乖離																																																																																																																																					
4 月	6. 81	6. 74	0. 07	5. 75	5. 82	-0. 07																																																																																																																																					
5 月	6. 87	6. 74	0. 13	5. 81	5. 90	-0. 09																																																																																																																																					
6 月	6. 90	6. 85	0. 05	5. 78	5. 83	-0. 04																																																																																																																																					
7 月	6. 91	6. 84	0. 08	5. 96	5. 92	0. 03																																																																																																																																					
8 月	6. 92	6. 84	0. 08	6. 05	6. 04	0. 01																																																																																																																																					
9 月	7. 01	6. 98	0. 03	6. 17	6. 10	0. 06																																																																																																																																					
10 月	6. 95	6. 91	0. 04	6. 13	6. 08	0. 05																																																																																																																																					
11 月	6. 92	6. 89	0. 03	6. 12	6. 06	0. 06																																																																																																																																					
12 月	7. 01	6. 99	0. 02	6. 15	6. 10	0. 05																																																																																																																																					
1 月	7. 00	6. 95	0. 05	6. 13	6. 06	0. 07																																																																																																																																					
2 月	6. 94	6. 92	0. 03	6. 08	6. 05	0. 02																																																																																																																																					
3 月	6. 99	7. 00	-0. 01	6. 07	6. 00	0. 07																																																																																																																																					

	③ 各運用受託機関 運用受託機関に対し運用ガイドライン及びベンチマークを示し、各社の運用状況及びリスク負担の状況を把握し、適切に管理する。 また、運用体制の変更等に注意する。	③ 各運用受託機関 運用受託機関ごとに運用目標、運用手法、リスク指標及びベンチマーク等に関する運用ガイドラインを示す。 また、運用状況及びリスク負担の状況についての報告のほか、随時必要な資料の提出を求めるとともに、定期的に各運用受託機関とミーティングを行い、運用ガイドラインの遵守状況、運用状況及びリスク負担状況を把握し、運用受託機関に対し適切に管理、評価を行う。 運用体制の変更等については、その都度報告を受け、必要に応じてミーティングを行い、問題点等の有無を確認する。	流動性リスクについては、ベンチマークの市場規模に対する管理運用法人の時価総額ウェイトの状況等を、また、信用リスクについては、資産を管理する機関や与信の対象となる機関の格付状況及び内外債券に係る格付基準が定められている銘柄の格付状況をそれぞれ毎月把握するとともに、カントリーリスクについても国別等の債券スプレッドの推移等クレジットリスクのモニタリングを行い、問題ないことを確認した。 【各運用受託機関】 ア 運用受託機関に対し、運用目標、運用手法、リスク指標及びベンチマーク等に関する運用ガイドラインを提示している。 イ 運用受託機関に対してファンドごとに提示したリスク管理指標の目標値等の遵守状況、投資行動及び運用結果の報告を、月次及び必要に応じ随時求め、一時的な要因等により管理目標値を超えたもの等について確認を行った。そのうち、3ファンド（3案件）については、再発防止策の適正な実施を求めるとともに口頭で嚴重注意を行った。 少数銘柄に集中投資することによるリスクが高まることを防止し、分散投資することを目的に、株式アクティブ運用及び外国債券アクティブ運用における同一銘柄等に対する投資制限については、5%上限を基本としつつ、合理的な理由がある場合の範囲を明確にするための投資上限について「ベンチマーク・インデックスのウェイトに150%を乗じて得た率」までとすると定めており、すべての運用受託機関の個別銘柄の保有状況を随時把握し、分散投資の観点から問題がないことを確認した。 ウ 次のとおり、総合評価のための定期ミーティング及び上半期の運用状況及びリスク管理の遵守状況等の確認を目的とした定期ミーティングを実施し、ガイドラインの遵守状況、運用状況及びリスク負担状況を把握した。
--	--	--	---

			○総合評価を目的とした定期ミーティング i 国内株式アクティブ運用受託機関（１８ファンド）：１０月３日～１０月７日 ii 外国株式アクティブ運用受託機関（１３ファンド）：１０月１２日～１０月２０日 iii 外国債券アクティブ運用受託機関（７ファンド）：１０月２１日～１０月２５日 iv 国内株式・外国債券・外国株式パッシブ運用受託機関（１５ファンド）：１０月２６日～１０月２７日 総合評価結果により、以下の運用受託機関について資金配分停止とし、一部資金回収を実施することとした。 i 国内株式アクティブ運用受託機関４ファンド ii 外国株式アクティブ運用受託機関３ファンド ○上半期の運用状況及びリスク管理の遵守状況等の確認を目的とした定期ミーティング（平成２４年２月中旬に実施） 平成２３年度の総合評価において評価が一定水準以下の運用受託機関 i 国内株式アクティブ ４社４ファンド ii 外国株式アクティブ ３社３ファンド なお、本ミーティングを実施しないファンドについても、同一の様式により報告書を求め、運用状況及びリスク管理状況を確認した。 エ 運用体制の変更等については、運用に大きな影響を及ぼすものであるため、迅速に把握の上、適切な措置を講じることとしている。平成２３年度において運用体制の変更等があったものは５９ファンドで９１件であった。このうち、運用統括責任者の変更等、重要な変更があったのは１１ファンドで１６件であった。これらの社に対してはミーティング等を実施し説明を求めた。 このうち、国内株式アクティブ１ファンドについては、運用体制の変更内容等を踏まえ解約した。
--	--	--	---

	④ 各資産管理機関 資産管理機関に対し資産管理ガイドラインを示し、各機関の資産管理状況を把握し、適切に管理する。 また、資産管理機関の信用リスクを管理するほか、資産管理体制の変更等に注意する。	④ 各資産管理機関 資産管理機関ごとに資産管理の目標、管理手法及び体制等に関する資産管理ガイドラインを示す。 また、資産管理状況についての報告のほか、随時必要な資料の提出を求めるとともに、定期的にミーティングを行い、資産管理ガイドラインの遵守状況を把握し、資産管理機関に対し適切に管理、評価を行う。 さらに、信用リスクについては、随時管理するとともに、資産管理体制の変更等については、その都度報告を受け、必要に応じてミーティングを行い、問題点の有無を確認する。	【各資産管理機関】 ア 資産管理機関に対し、資産管理の目標、管理手法及び体制等に関する資産管理ガイドラインを提示している。また、自家運用における資産管理機関に対しても、資産管理ガイドラインを提示している。 イ 各社の資産管理状況については資産管理状況に係るデータの提出を求めるとともに、ガイドラインにおける資産管理の目標、管理手法及び体制等について随時必要な資料を求め、内容を確認した（４社）。 なお、組織改正を伴うものについては、必要に応じてミーティングを実施した（４社１７件）。定期ミーティング等においても状況を確認した。 ウ 総合評価のためのミーティングを平成２３年１２月に、全資産管理機関に対して現地において実施し、ガイドラインの遵守状況、資産管理状況等を把握するとともに、問題がないことを確認した。 エ 資産管理体制の変更等については、資産管理に大きな影響を及ぼすものであるため、迅速に把握の上、適切な措置を講じることとしている。平成２３年度においては、４社１７件の人事異動等により資産管理体制の変更があったが、変更後の資産管理体制について、特に問題のないことを確認した。 オ 信用リスクの管理については、格付状況を月１回確認し、問題のないことを確認した。 【自家運用】 運用部はインハウス運用室に対し運用ガイドラインを示し、月次でリスク管理状況等の報告を受け、リスク管理指標にかかる目標値等の遵守状況について問題のないことを確認した。 さらに、平成２２年度運用状況の報告を受け、平成２３年１０月にミーティングを実施し、問題のないことを確認した。 自家運用に係る取引先について、「債券の売買の取引先」及び「短期資産の運用先としての銀行、証券会社及び短資業者」に関する取引執行能力、事務処理能力等を総合的に評価し、以下のとおり決定を行った。 ・債券の売買の取引先としての証券会社は、既存２０社中全社を「継続」とした。 ・短期資産の運用先としての銀行、証券会社及び短資業者は、既存１７社中全社を「継続」とした。 なお、インハウス運用室では、月次でリスク管理を行っているほか、日次で国内債券パッシブファンドのリスク特性値、保有債券及び購入予定債券の格付けの状況による信用リスク並びに短期資産ファンドの与信先の格付けによる信用リスク、約定前後の運用対象資産及び与信限度額について、運用部から示された運用ガイドライン等に基づき、遵守状況の確認を行っている。
--	---	--	--

評価の視点等	自己評価	A	【 評価項目 2 】	評定	A
【評価項目 2 リスク管理】	(理由及び特記事項) 資産全体については、リターン・リスク等の特性が異なる国内債券、国内株式、外国債券及び外国株式に分散投資を行うことにより、リスクの低減に努めた。 また、各資産ごとに、ベンチマークの相対リスクの推移等を把握・分析し、リスク管理を行った。 リバランスについては、乖離許容幅内にある場合においても、定期的にリバランスについて検討を行うとともに、市場が大きく変動した場合等においてもリバランスを検討することとし、リバランスを実施した。 なお、リバランスの検討時に必要な市場動向の把握のため、足下の市場動向等の分析を実施した。 この結果、市場に特段の影響を与えることなく、適切かつ円滑にリバランスを実施することができた。			(委員会としての評定理由) 年金積立金のリスク管理については、年金積立金全体と基本ポートフォリオとの乖離状況の把握や、資産全体や各資産に対するリスク状況の確認、対複合ベンチマークの超過収益率の要因分析などを行っている。 運用受託機関に対するリスク管理については、遵守すべきガイドラインを示した上で、各運用受託機関のリスク管理指標に係る目標値の遵守状況、投資行動、運用状況を月次で求めた報告により把握するなどの取組を引き続き行っている。 また、管理運用法人における自家運用については、運用部から独立したインハウス運用室において、運用部から提示されたガイドラインに従い、月次でリスク管理状況等の報告を行い、運用部においてリスク管理指標に係る目標値等の遵守状況の確認を行っている。 これらから、中期計画を上回っていると判断し、A評価とした。	
【評価の視点】 (1)資産全体の資産構成割合とポートフォリオとの乖離状況を少なくとも毎月1回把握し、必要な措置を講じているか。	実績：○ 【乖離状況の把握等】 ○ 平成23年度の年金積立金全体と基本ポートフォリオとの乖離状況を把握し、乖離状況は、毎月あらかじめ定めた乖離許容幅内に収まっており問題がないことを確認した。 (業務実績第1.2.(2)【乖離状況の把握等】(P.11) 参照)			(各委員の評定理由) ・リスクを計った上でリバランスが図れている。 ・インハウス運用について内部牽制が図れている。 ・運用受託機関のリスク管理が図れている。 ・キャッシュ・アウトの必要性に対応して、リバランスの検討等さらなる対応が行われている。 ・目まぐるしい環境の変化にもよく対応している。 ・ベンチマークについては、市場を反映したものであること、投資可能な有価証券により構成されていること、指標の詳細が開示されていることを引き続き勘案して決定している。 ・各資産ごとにベンチマークの相対リスクの推移を分析し、また、対複合ベンチマーク超過収益率の要因分析をおこなったている。 ・乖離許容幅にある場合でもリバランスの検討を行い、市場が大きく変動した時もリバランスの検討を行い、リバランスを実施した。 ・各資産ごとに、ポートフォリオにおける乖離状況の把握及び確認、リバランスの実施等は適切に行っている。また、資産全体のリスクの確認、分析、評価については様々な方式を研究、適用している。	
(2)適切かつ円滑なリバランスを実施するために、市場動向の把握・分析等必要な機能の強化を行ったか。	実績：○ 【市場動向の把握・分析等】 ○ キャッシュ・アウト及びリバランス検討時に必要な市場動向の把握のため、月次のタイミングで足元及び翌月の市場動向分析を実施した。この結果、市場に特段の影響を与えることなく、適切かつ円滑にリバランスを実施することができた。 リバランスについては、乖離許容幅内にある場合においても、定期的にリバランスについて検討を行うとともに、市場が大きく変動した場合等においてもリバランスを検討することとし、リバランスを実施した。 なお、リバランスの検討時に必要な市場動向の把握のため、足下の市場動向等の分析を実施した。 (業務実績第1.2.(2) (P.10) 参照)			(その他の意見) ・基本ポートフォリオのリバランスルールについては、乖離許容幅を設けて運営している。これはいわば強制的なリバランスである。一方、乖離許容幅の範囲内においてもリバランスを行うという新しい運営方針については、任意のリバランスであるかその運営ルール・内容は若干曖昧であるが、積極的取組みとして見てきたい。 ・国内株式アクティブファンドは個人的能力に依存するものであり、継続して委託する上でのリスク管理上問題なしとしないものであった。 ・運用受託機関からの日次でのシステムを介した運用状況の報告がリスク管理に活かされていない点については改善が望まれる。 ・トラッキングエラーの把握、信用リスクのチェックなど、必要事項に関するリスク管理が行われているが、欧州ソブリン危機の影響で外国債券の運用リスクが高まったと言えるが、ベンチマークを達成できなかったということで、信用リスクの確認がどれだけパフォーマンス向上に寄	

(3)毎年度、各資産の収益率とベンチマーク収益率、資産全体の収益率と複合ベンチマーク収益率を比較し、その乖離要因を分析し、必要な措置が講じられているか。

実績：○
【各資産及び資産全体の収益率とベンチマーク収益率の乖離要因】
○ 平成２３年度においては、外国債券はマイナスの超過収益となり、外国株式はプラスの超過収益となった。また、国内債券、国内株式及び短期資産については、概ねベンチマーク並の収益率となった。
各資産の収益率とベンチマーク収益率の乖離要因について、分析ツールを用いて分析を行った。
(業務実績第 1.2. (1)②【各資産ごとの対ベンチマーク超過収益率】(P. 4～5) 参照)

【対複合ベンチマークの超過収益率の要因分析】
○ 対複合ベンチマークの超過収益率の要因分析は以下のとおり。

① 資産配分要因：－０．１９％

国内債券	ベンチマーク収益率（２．６０％）が複合ベンチマーク収益率（２．５９％）を上回った資産であったが、資産構成割合が参照値を平均的に下回ったことから、０．０１％のマイナス寄与となった。
国内株式	ベンチマーク収益率（０．５９％）が複合ベンチマーク収益率（２．５９％）を下回った資産であったが、期を通じて資産構成割合と参照値との乖離があまりなかったことから、寄与はほぼゼロとなった。
外国債券	ベンチマーク収益率（４．９６％）が複合ベンチマーク収益率（２．５９％）を上回った資産であったが、期を通じて資産構成割合と参照値との乖離があまりなかったことから、寄与はほぼゼロとなった。
外国株式	ベンチマーク収益率（０．３４％）が複合ベンチマーク収益率（２．５９％）を下回った資産であったが、資産構成割合が参照値を平均的に上回ったことから、０．１７％のマイナス寄与となった。

② 個別資産要因：－０．０１％
個別資産要因は、全資産において、期を通じて、寄与はほぼゼロとなった。

③ その他要因（誤差含む）：－０．０７％
その他要因に計算上の誤差を加えた要因は、０．０７％のマイナス寄与となった。
(業務実績第 1.2. (2) 【対複合ベンチマークの超過収益率の要因分析】(P. 12～P. 13) 参照)

与したのかご検討いただきたい。市場が不安定な場合の大規模ファンドの管理は困難であると察するが、そうであるならば、信用リスクの把握等かなり迅速に行う必要があるのではないか。
・各資産の収益率とベンチマーク収益率の乖離要因の分析は、十分に説明できているとは言えない。

(4) 資産全体のリスクの確認、分析及び評価を適切な体制及び方法により行っているか。また、問題がある場合、必要な措置を講じたか。

実績：○
【資産全体のリスク管理】
○ 平成２３年度においては、バリュアットリスクのモニタリングを開始するとともに、資産全体のリスク管理については、複数のリスク管理数値を毎月１回把握し、これらのリスク値の変動要因を分析した上で特に問題がないことを確認した。
(業務実績第 1. 2. (2) 【資産全体のリスク管理】(P. 11) 参照)

(5) 各資産ごとに管理すべきリスクを明確にし、定期的に確認し、問題がある場合、必要な措置をとっているか。

実績：○
【各資産のリスク管理】
○ 基本となるアクティブリスクとして、国内株式及び外国株式については、トラッキングエラーやベータ値により、国内債券及び外国債券については、トラッキングエラーやデュレーションにより、それぞれ毎月、ベンチマークとの乖離状況をモニタリングした。その結果、平成２３年度中は問題が生じなかった。
また、国別等の債券スプレッド等の推移等、クレジットリスクに係るモニタリングをした。
(業務実績第 1. 2. (2) 【各資産のリスク管理】(P. 14～16) 参照)

(6) 運用受託機関に対し、運用ガイドラインを示しているか。運用スタイルの異なる運用受託機関を適切に組み合わせるとともに、各運用受託機関に期待する運用スタイルに対応した適切なベンチマークを示しているか。また、各社の運用状況及びリスク負担の状況について、定期的に把握・分析し、問題がある場合、必要な措置をとったか。

実績：○
【運用スタイルに応じたベンチマーク等】
○ 運用受託機関に対し、遵守すべき運用ガイドラインを提示している。その際、各運用受託機関の運用スタイルやファンド特性を考慮して適切なベンチマークを示している。
(業務実績第 1. 2. (2) 【各運用受託機関】ア (P. 16) 参照)

○ 各運用受託機関のリスク管理指標にかかる目標値の遵守状況について、月次及び必要に応じ随時、報告を求め、一時的な要因等により管理目標値を超えたもの等について確認を行った。そのうち、３ファンド（３案件）については、再発防止策の適正な実施を求めるとともに口頭で厳重注意を行うなど、運用状況及びリスク状況について適切な措置を講じた。
(業務実績第 1. 2. (2) 【各運用受託機関】イ (P. 16) 参照)

(7) 資産管理機関に対し、資産管理ガイドラインを示しているか。また、各社の資産管理状況を把握し、問題がある場合、必要な措置をとったか。

実績：○
【資産管理状況の把握等】
○ 資産管理機関に対し、資産管理ガイドラインを提示している。各社の資産管理状況については資産管理状況に係るデータの提出を求めるとともに、定期ミーティング等においても状況を確認した。
(業務実績第 1. 2. (2) 【各資産管理機関】ア～ウ (P. 18) 参照)

(8) 資産管理機関の信用リスクを管理しているか。また、資産管理体制の変更について、注意しているか。

実績：○
【信用リスクの管理等】
○ 資産管理機関に係る信用リスクについては、毎月 1 回格付状況を把握し、問題のないことを確認した。
また、資産管理機関の資産管理体制の変更に当たっては、提示したガイドラインに基づき迅速な報告がなされている。
内容は、人事異動等によるものであり、資産管理に関しての重大な変更該当するものはなく、変更後の資産管理体制について、問題のないことを確認した。
(業務実績第 1.2. (2) 【各資産管理機関】エ～オ (P. 18) 参照)

(9) 自家運用において、運用ガイドラインを定めているか。また、運用状況及びリスク負担の状況について、定期的に確認し、問題がある場合、必要な対応を行ったか。

実績：○
【自家運用の運用状況等の確認】
○ 自家運用に係る運用ガイドラインについては運用部より提示している。これに基づき、インハウス運用室へ必要な資料の提出を求め、その遵守状況については運用部において月次で管理し、問題のないことを確認した。
また、インハウス運用室においても運用ガイドライン等の遵守状況の確認を定期的に行い、問題のないことを確認した。
(業務実績第 1.2. (2) 【自家運用】(P. 18) 参照)

中 期 目 標	中 期 計 画	平 成 2 3 年 度 計 画	平 成 2 3 年 度 業 務 実 績																		
（４）運用手法について 長期保有を前提としたインデックス運用等のパッシブ運用を中心とする。例外については、これまでの運用実績も勘案し、適切に確たる根拠を説明できる場合に限るものとする。 収益確保のための運用手法の見直し及び運用受託機関等の選定・管理の強化のための取組を進めること。また、運用実績等を勘案しつつ、運用受託機関等を適時に見直すこと。	（３）運用手法について 年金積立金は巨額であり、市場への影響に配慮する必要があること、長期的には市場は概ね効率的であると考えられること等から、各資産ともパッシブ運用を中心とする。なお、アクティブ運用は、これまでの実績を勘案し、運用受託機関の選定に際して運用の手法、実績及び体制等を精査し超過収益確保の可能性が高いと判断される場合等に限り行うものとする。 また、ベンチマークをより適切なものに見直すなど収益確保や運用の効率化のための運用手法の見直し及び的確なパフォーマンス管理を行うなど運用受託機関等の選定・管理の強化のための取組を進めるとともに、運用実績等を勘案しつつ、運用受託機関を適時に見直す。	（３）運用手法 ① 各資産ともパッシブ運用を中心とする。アクティブ運用は、これまでの実績を勘案し、運用受託機関の選定に際して運用の手法、実績及び体制等を精査し超過収益確保の可能性が高いと判断される場合等に限り行うものとする。 ② 収益確保や運用の効率化のための運用手法の見直し及び運用受託機関等の選定・管理の強化のための取組を進める。 ③ 運用実績等を勘案しつつ、運用受託機関を適時に見直すこととし、平成２３年度はエマージング株式運用受託機関の選定等を行う。	（３）運用手法 ① 各資産ともパッシブ運用の割合を高め維持することに留意しつつ運用を行い、平成２３年度末のパッシブ・アクティブの割合は、次のとおり資産の約７～９割がパッシブ運用となっている。 ●パッシブ運用及びアクティブ運用の割合（平成２４年３月末） （単位：％） <table><tr><th></th><th>国内債券</th><th>国内株式</th><th>外国債券</th><th>外国株式</th><th>合計</th></tr><tr><td>パッシブ</td><td>81.61</td><td>76.23</td><td>70.87</td><td>86.01</td><td>76.65</td></tr><tr><td>アクティブ</td><td>18.39</td><td>23.77</td><td>29.13</td><td>13.99</td><td>23.35</td></tr></table> ② 平成２３年度においては、以下の取組を実施した。 ア エマージング株式市場については、近年、世界の株式市場に占める割合が急増してきており、収益機会の拡大を図るため、運用委員会で議論の上、エマージング株式運用を行うこととし、平成２３年度において第２次審査及び第３次審査を行った上で、運用受託機関を選定した。また、国内債券のアクティブ運用及びパッシブ運用の運用受託機関構成を一体的に見直すこととし、公募を開始し、平成２３年度中に第１次審査及び第２次審査を実施した。 イ 国内債券運用について、運用委員会での議論を経て、キャッシュ・アウト等対応ファンドを設置した。 ウ 自家運用における運用の効率化の観点から、債券の売買の取引先を新たに追加した。 また、BPI 国債「除く ABS」ファンド、BPI 国債ファンド、キャッシュ・アウト等対応ファンド及び短期資産ファンドの手元資金について、包括指図による運用を実施するとともに、災害等における業務停止リスクに鑑み、国債先物取引先について、追加した。 ③ 平成２３年度においては、以下の取組を実施した。 ア エマージング株式市場については、近年、世界の株式市場に占める割合が急増してきており、収益機会の拡大を図るため、運用委員会で議論の上、エマージング株式運用を行うこととし、平成２３年度において第２次審査及び第３次審査を行った上で、運用受託機関を選定した。 イ 国内債券のアクティブ運用及びパッシブ運用の運用受託機関構成を一体的に見直すこととし、公募を実施し、平成２３年度中に第１次審査及び第２次審査を実施した。		国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	合計	パッシブ	81.61	76.23	70.87	86.01	76.65	アクティブ	18.39	23.77	29.13	13.99	23.35
	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	合計																
パッシブ	81.61	76.23	70.87	86.01	76.65																
アクティブ	18.39	23.77	29.13	13.99	23.35																

			● エマージング株式運用 <table><tr><td>第2次審査</td><td>第1次審査通過としたパッシブ4社4ファンド、アクティブ31社35ファンドのうち、第2次審査を辞退したアクティブ1社1ファンドを除く、パッシブ4社4ファンド、アクティブ30社34ファンドについて第2次審査のためのヒアリングを実施し、投資方針／運用プロセス、組織・人材、コンプライアンス／事務処理体制、株主議決権行使の取組の評価項目について審査基準に基づき審査し、総合評価を行った。この結果、アクティブ11社11ファンドを第2次審査通過とした。</td></tr><tr><td>第3次審査</td><td>① 第2次審査通過としたアクティブ11社11ファンドについて、国内外の拠点において現地ヒアリングを実施し、投資方針及び運用哲学が投資判断を行うファンド・マネージャー及びアナリストに共有され、十分に理解されているか、また、適切な人員の配置、確立された運用体制があるか等について確認した。 ② この結果を踏まえ、運用委託手数料を含む総合評価を実施し、運用委員会で審議を経た上で、最終的にアクティブ7社7ファンドを選定した。</td></tr></table> (注) 公募及び第1次審査については、平成22年度中に実施した。 (4) 財投債の管理及び運用 ① 第1四半期末、第2四半期末及び第3四半期末の各時点の償却原価法による評価額と併せて時価法による評価額について、各四半期の管理及び運用実績の状況等の一環として公表した（平成23年度末時点の評価額については業務概況書にて公表。）。 ② 資産管理機関から月末の資産管理状況について、月次及び四半期で報告を求め、適切に管理されていることを確認した。	第2次審査	第1次審査通過としたパッシブ4社4ファンド、アクティブ31社35ファンドのうち、第2次審査を辞退したアクティブ1社1ファンドを除く、パッシブ4社4ファンド、アクティブ30社34ファンドについて第2次審査のためのヒアリングを実施し、投資方針／運用プロセス、組織・人材、コンプライアンス／事務処理体制、株主議決権行使の取組の評価項目について審査基準に基づき審査し、総合評価を行った。この結果、アクティブ11社11ファンドを第2次審査通過とした。	第3次審査	① 第2次審査通過としたアクティブ11社11ファンドについて、国内外の拠点において現地ヒアリングを実施し、投資方針及び運用哲学が投資判断を行うファンド・マネージャー及びアナリストに共有され、十分に理解されているか、また、適切な人員の配置、確立された運用体制があるか等について確認した。 ② この結果を踏まえ、運用委託手数料を含む総合評価を実施し、運用委員会で審議を経た上で、最終的にアクティブ7社7ファンドを選定した。
第2次審査	第1次審査通過としたパッシブ4社4ファンド、アクティブ31社35ファンドのうち、第2次審査を辞退したアクティブ1社1ファンドを除く、パッシブ4社4ファンド、アクティブ30社34ファンドについて第2次審査のためのヒアリングを実施し、投資方針／運用プロセス、組織・人材、コンプライアンス／事務処理体制、株主議決権行使の取組の評価項目について審査基準に基づき審査し、総合評価を行った。この結果、アクティブ11社11ファンドを第2次審査通過とした。						
第3次審査	① 第2次審査通過としたアクティブ11社11ファンドについて、国内外の拠点において現地ヒアリングを実施し、投資方針及び運用哲学が投資判断を行うファンド・マネージャー及びアナリストに共有され、十分に理解されているか、また、適切な人員の配置、確立された運用体制があるか等について確認した。 ② この結果を踏まえ、運用委託手数料を含む総合評価を実施し、運用委員会で審議を経た上で、最終的にアクティブ7社7ファンドを選定した。						
	(4) 財投債の管理及び運用 平成19年度までに引き受けた満期保有とする財投債について、年金積立金の適正な管理に資するため、時価による評価も併せて行い、開示することとする。 なお、当該財投債については、第1の2の(1)に定めるベンチマーク収益率に係る規定を適用しない。	(4) 財投債の管理及び運用 自家運用において、引き受けた満期保有とする財投債について、管理及び運用を行う。また、資産の評価に当たっては、償却原価法に併せ、時価による評価も行い、開示する。					

評価の視点等	自己評価	S	【 評価項目 3 】	評定	A																		
【評価項目 3 運用手法、財投債の管理・運用】	(理由及び特記事項) エマージング株式市場については、近年、世界の株式市場に占める割合が急増してきており、収益機会の拡大を図るため、運用委員会で議論の上、エマージング株式運用を行うこととし、平成 2 3 年度において第 2 次審査及び第 3 次審査を行った上で、運用受託機関を選定した。 また、国内債券のアクティブ運用及びパッシブ運用の運用受託機関構成を一体的に見直すこととし、公募を実施し、平成 2 3 年度中に第 1 次審査及び第 2 次審査を実施するとともに、自家運用における運用の効率化の観点から、債券の売買の取引先を新たに追加した。			(委員会としての評定理由) 近年、世界の株式市場に占めるエマージング株式市場の割合が急増していることを踏まえ、収益機会の拡大のため、運用委員会で議論の上、エマージング株式運用を行うこととし、第 2 次審査及び第 3 次審査を行った上でエマージング株式運用に係る運用受託機関を選定した。 また、平成 2 3 年度においては、国内債券のアクティブ運用及びパッシブ運用に係る運用受託機関構成を一体的に見直すこととし、運用受託機関の公募を実施し、第 1 次審査及び第 2 次審査を実施した。自家運用については、運用の効率化の観点から、取引の選択肢の多様化を図るため、債券の売買の取引先を新たに追加している。 平成 2 3 年度末におけるパッシブ運用比率については、国内債券約 8 2 %、国内株式約 7 6 %、外国債券約 7 1 %、外国株式約 8 6 %と各資産ともパッシブ運用を中心とした資産構成となっている。 これらから、中期計画を上回っているとして、A 評価とした。																			
【評価の視点】 (1)運用手法は、各資産ともパッシブ運用が中心となっているか。	実績：○ 【パッシブ運用を中心とした運用手法】 ○ 以下のとおり、各資産ともパッシブ運用の割合を高めに維持することに留意しつつ運用を行い、平成 2 3 年度末のパッシブ・アクティブの割合は、次のとおり資産の約 7 ～ 9 割がパッシブ運用となっている。 ●パッシブ運用及びアクティブ運用の割合（平成 2 4 年 3 月末） (単位：％) <table><tr><th></th><th>国内債券</th><th>国内株式</th><th>外国債券</th><th>外国株式</th><th>合計</th></tr><tr><td>パッシブ</td><td>81.61</td><td>76.23</td><td>70.87</td><td>86.01</td><td>76.65</td></tr><tr><td>アクティブ</td><td>18.39</td><td>23.77</td><td>29.13</td><td>13.99</td><td>23.35</td></tr></table>				国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	合計	パッシブ	81.61	76.23	70.87	86.01	76.65	アクティブ	18.39	23.77	29.13	13.99	23.35	(各委員の評定理由) ・運用受託機関の選定など、適切に行われていたと判断される。 ・運用手法に関して、エマージングへの対応、キャッシュ・アウトへの対応を図ることにより、経済、外部状況の変化に応じている。 ・新たにエマージング株式運用の検討・準備が行われ運用受託機関の選定まで対応を進めている。初期設定については適切な対応が行われたと判断するが、今後の成果については注視したい。 ・運用受託機関における運用体制の変更も良く把握して評価・管理している。 ・継続してパッシブ運用が中心となっており、基本ポートフォリオは守られている。 ・エマージング株式運用受託機関の選定を行い、2 次審査、3 次審査を実施した。 ・アクティブ運用・パッシブ運用比率の維持、運用受託機関の選定等は適切に行っている。また、運用手法の見直しを行い、エマージング株式市場における運用の検討及び当該運用受託機関の選定を適切に行った。	
	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	合計																		
パッシブ	81.61	76.23	70.87	86.01	76.65																		
アクティブ	18.39	23.77	29.13	13.99	23.35																		
(2)アクティブ運用の運用受託機関の選定に際しては、これまでの実績を勘案し、運用体制及び投資方針、銘柄選択の方法論等の運用手法を精査し、選定の可否の判断が適切に行われているか。	実績：○ 平成 2 3 年度においては、エマージング株式運用受託機関等の選定を以下のとおり実施した。 【エマージング株式運用受託機関等の選定】 ○ 平成 2 3 年度においては、エマージング株式運用に係る運用受託機関の選定に当たり、投資方針、運用プロセス、組織・人材、コンプライアンス、株主議決権行使の取組及び事務処理体制について精査し、運用委託手数料を含む総合評価の結果を踏まえ、運用委員会の審議も経て選定した。 また、国内債券のアクティブ運用及びパッシブ運用の運用受託機関構成を一体的に見直すこととし、公募を開始し、平成 2 3 年度中に第 1 次審査及び第 2 次審査を実施した。 (業務実績第 1.2. (3)② ③(P.23～24) 参照)			(その他の意見) ・エマージング株式運用受託機関の選定については、先進的取組みとは言えず、特筆すべき活動と言えるのかどうか不明である。また、その成果も未だ分からないため、暫く様子を見て判断することにしたい。 ・エマージング株式運用への取組みは収益確保のための新たな取組みとしては評価されるものの、基本ポートフォリオへの影響の分析やリスク管理が現時点では十分ではない。(ベンチマークの妥当性も含めた基本ポートフォリオの再検証は必要) ・財投債は継続して残高が減少している。このため財投債の満期償還金・利金は減少傾向にある。また資金繰りのためにキャッシュ・アウト等対応ファンドを作った。一方で、短期資産が 4. 5 兆円あるが、償還に備えるに足らずないか。寄託金償還の支払い時期と短期資産の回収時期のタイミングのさらなる検討がされても良いと思う。短期資産の利益率は当然低い。 ・将来も寄託金償還が 5 兆円以上続くと考えればキャッシュ・アウト等対応ファンドだけで対応できるのか検討が必要である。																			

(3) 収益確保や運用の効率化のための運用手法の見直しを行っているか。

実績：○
【収益確保や運用の効率化のための運用手法の見直し】
○ 平成２３年度においては、以下の取組を実施することにより、収益確保や運用の効率化を図った。

- ・エマージング株式市場については、近年、世界の株式市場に占める割合が急増してきており、収益機会の拡大を図るため、運用委員会で議論の上、エマージング株式運用を行うこととし、平成２３年度において第２次審査及び第３次審査を行った上で、運用受託機関を選定した。
- ・自家運用における運用の効率化の観点から、債券の売買の取引先を新たに追加した。
- ・BPI「除くABS」ファンド、BPI 国債ファンド、キャッシュ・アウト等対応ファンド及び短期資産ファンドの手元資金について、包括指図による運用を実施した。

また、災害等における業務停止リスクに鑑み、国債先物取引先について、追加した。

(業務実績第 1. 2. (3) ②③(P. 23～24) 参照)

(4) 運用受託機関の選定・管理の強化のための取組を進めるとともに、運用実績等を勘案しつつ、運用受託機関を適時見直しているか。

実績：○
【運用受託機関の選定・管理の強化の取組等】
○ 平成２３年度においては、エマージング株式運用に係る運用受託機関の選定の際に、投資方針、運用プロセス、組織・人材、コンプライアンス、株主義決権行使の取組及び事務処理体制について精査し、管理運用委託手数料を含む総合評価の結果を踏まえ、運用委員会の審議も経て選定した。

また、国内債券のアクティブ運用及びパッシブ運用の運用受託機関構成を一体的に見直すこととし、公募を開始し、平成２３年度中に第１次審査及び第２次審査を実施した。

(業務実績第 1. 2. (3) ②③(P. 23～24) 参照)

(5) 財投債の管理及び運用は、適切に行われているか。

実績：○
【財投債の管理及び運用】
○ 資産管理機関から月末の資産管理状況について月次及び四半期で報告を求め、適切に資産の管理がされていることの確認を行った。

(業務実績第 1. 2. (4) (P. 24) 参照)

(6) 満期保有とする財投債について、時価による評価も併せて行い、開示しているか。

実績：○
【満期保有とする財投債の評価】
○ 財投債はすべて満期保有目的としているが、資産の評価に当たっては、償却原価法に併せ、時価による評価も実施し、平成２３年度業務概況書及び各四半期の運用状況等において公表した。

(業務実績第 1. 2. (4) (P. 24) 参照)

中 期 目 標	中 期 計 画	平 成 2 3 年 度 計 画	平 成 2 3 年 度 業 務 実 績
3. 透明性の向上 年金積立金の管理及び運用の方針並びに運用結果等について、年度の業務概況書など公開資料をより一層分かりやすいように工夫するとともに、運用受託機関等の選定過程及び結果の公表、株主議決権の行使の考え方及び結果の公表の更なる充実により、国民に対する情報公開・広報活動の充実を図ること。 また、運用委員会の専門性を十分に活用する観点から、運用受託機関等の選定過程においても、運用委員会の審議を経ること。その際、管理運用委託手数料の水準についても審議の対象とするとともに、その透明性の向上を図ること。 さらに、運用委員会の審議の透明性の確保を図るため、市場への影響にも配慮しつつ、一定期間を経た後に議事録を公表すること。	3. 透明性の向上 年金積立金の管理及び運用に関して、年度の業務概況書など公開資料をより一層分かりやすいように工夫し、引き続き、各年度の管理及び運用実績の状況（運用資産全体の状況、運用資産ごとの状況及び各運用受託機関等の状況を含む。）等について、毎年1回（各四半期の管理及び運用実績の状況（運用資産全体の状況及び運用資産ごとの状況を含む。）等については四半期ごとに）ホームページ等を活用して迅速に公表する。 また、運用受託機関等の選定過程及び結果の公表、株主議決権の行使の考え方及び結果の公表の更なる充実により、国民に対する情報公開・広報活動の充実を図る。 これらの情報公開に当たっては、市場への影響に留意するものとする。 運用受託機関等の選定について、その過程においても、運用委員会の審議を経る。その際、管理運用委託手数料の水準についても審議の対象とするとともに、その透明性の向上を図る。 加えて、運用委員会の審議の透明性の確保を図るため、市場への影響にも配慮しつつ、運用委員会の定めるところにより、一定期間を経た後に議事録を公表する。	3. 透明性の向上 年金積立金の管理及び運用に関して、国民のより一層の理解と協力を得るため、年度の業務概況書など公開資料をより一層分かりやすいように工夫し、ホームページ等を活用して、情報公開を積極的に行い、国民に対する情報公開・広報活動の充実等を図る。 具体的には、以下の取組を進めることとし、その際には、市場への影響に留意するものとする。 （1）情報公開・広報活動の更なる充実の観点から、ホームページの見直しを行う。 （2）基本ポートフォリオ等の管理及び運用の趣旨や仕組みをホームページ等で説明する。 （3）管理運用に関する基本的な方針・遵守事項等を規定した管理運用方針をホームページにより公開する。 （4）各年度の管理及び運用実績の状況（運用資産全体の状況、運用資産ごとの状況及び各運用受託機関の状況を含む。）については7月末までに、四半期の運用状況については8月末、11月末及び2月末までにホームページ等により情報を公開する。 （5）監事及び監査法人の監査の結果等については、年1回ホームページで情報を公開する。	3. 透明性の向上 年金積立金の管理及び運用に関する情報源として重要な役割を担っているホームページについて、平成23年6月に全面見直し（リニューアル）を完了させた。 この全面リニューアルに合わせ、管理運用法人の役割や管理・運用の仕組みについて分かりやすく説明した資料を新たに作成し、ホームページに掲載する等、国民に対するより一層の情報公開・広報活動の充実等に努めた。 また、運用委員会の審議の透明性を図るため、市場への影響にも配慮しつつ、引き続き一定期間（7年）経過後の議事録公表に向けた、所要の手続きを行った。 その他、ホームページの活用のみならず、国内外の運用関係の会議やセミナーにおける役員等の講演及び意見交換を通じ、幅広い事業の公正性かつ透明性の向上に努めた。 （1）情報公開・広報活動の更なる充実の観点から、平成23年6月にホームページの全面見直し（リニューアル）を完了させた。 （2）基本ポートフォリオ等の管理及び運用の趣旨や仕組みについては、業務概況書において説明しているほか、管理運用法人の役割や管理・運用の仕組みについて分かりやすく説明した資料を新たに作成し、ホームページ上で掲載するなど説明に努めている。 このほか、国内外のセミナー等における講演等で管理運用法人に関する説明を行うなど、積極的な情報発信に努めた。 特に、平成24年1月に開催されたダボス会議においては、役員がパネラーとして参加し、海外の年金基金等との意見交換を行った。 （3）年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針を定めた管理運用方針について、年金積立金の管理及び運用の向上等の観点から見直しを行い、ホームページにおいて公表した。 （4）平成22年度の業務概況書については、平成23年7月末までに、各四半期の運用状況については、各四半期終了後2カ月以内に公表を行った。 なお、公表に際しては、保有銘柄については非公表とするなど、市場への影響に留意した公表とした。 （5）監事監査の結果及び監査法人による外部監査の結果について、ホームページに掲載し、情報の公表を行った。

		(6) 運用受託機関等の選定過程及び株主議決権行使の結果等の公表について、引き続き分かりやすい内容となるよう努める。 (7) 運用受託機関等の選定について、その過程においても、運用委員会の審議を経る。その際、管理運用委託手数料の水準についても審議の対象とともに、その透明性の向上を図る。 加えて、運用委員会の審議の透明性の確保を図るため、市場への影響にも配慮しつつ、一定期間を経た後に運用委員会の議事録を公表するための所要の手続きを進める。	(6) ① エマージング株式運用の運用受託機関の選定に際し、運用委託手数料の水準も含めて運用委員会での審議を経た上で運用機関の選定を実施した。また、その過程についても、運用委員会の議事要旨をホームページに掲載した。 ② 中期目標及び中期計画を受けて、管理運用法人の株主議決権行使に対する目的、枠組み等について、業務概況書などで図を用いて説明するとともに、主要な議案の行使状況についても、経年資料を含め、行使状況の傾向を把握することができるようにしている。 (7) エマージング株式運用の運用受託機関の選定に当たっては、運用委託手数料の水準も含めて運用委員会で審議し、運用機関の選定を行った。(詳細は業務実績第1.2.(3) P.24 に記載) 開催された運用委員会に係る資料及び議事要旨等について、市場への影響に配慮しつつ、ホームページに公表した。 また、運用委員会の議事録については、運用委員会で審議の上、一定期間（7年）経過後の議事録公表に向けた、所要の手続きを行った。
--	--	--	--

評価の視点等	自己評価	A	【 評価項目 4 】	評定	A
【評価項目 4 透明性の向上】	(理由及び特記事項) 年金積立金の管理及び運用に関する情報源として重要な役割を担っているホームページについて、平成23年6月に全面見直し（リニューアル）を完了させた。 この全面リニューアルに合わせ、管理運用法人の役割や管理・運用の仕組みについて分かりやすく説明した資料を新たに作成し、ホームページに掲載する等、国民に対するより一層の情報公開・広報活動の充実等に努めた。 また、運用委員会の審議の透明性を図るため、市場への影響にも配慮しつつ、引き続き一定期間（7年）経過後の議事録公表に向けた、所要の手続きを行った。			(委員会としての評定理由) 情報公開に係る取組については、より一層の情報公開・広報活動の充実を図るため、管理運用法人の役割や管理・運用の仕組みについてわかりやすく説明した資料を新たに作成し掲載するなど、平成23年6月にホームページの全面見直しを完了した。 また、運用委員会の議事録について、市場への影響に配慮しつつ、一定期間（7年）を経た後に公開するよう手続きを進めた。 これらから、中期計画を上回っていると判断し、A評価とした。	
【評価の視点】	実績：○ 【管理運用の仕組みの情報公開】 ○ 基本ポートフォリオ等の管理及び運用の趣旨や仕組みについては、業務概況書において説明しているほか、管理運用法人の役割や管理・運用の仕組みについて分かりやすく説明した資料を新たに作成し、ホームページ上で掲載するなど説明に努めている。 そのほか、講演等においても説明を行ったところである。 (業務実績第1.3.(2)(P.27) 参照)			(各委員の評定理由) ・運用委員会の専門性を十分活用し、あわせて議事録の公表など情報広報活動の充実にも努めており、評価できる。 ・透明性向上のための努力を重ねている。 ・情報公開については、従来以上に適切に開示がなされている。 ・運用委員会と法人の間の情報のやり取りを充実化させるなど、所定の対応が行われていると判断する。 ・ホームページを活用して取り組んでいる。 ・ホームページのリニューアルを23年6月に完了しており、この中でGPIFの役割、管理運用の仕組みを解説している ・国内外でのセミナーでGPIFの説明を行った。また、ダボス会議では役員がパネラーとなり意見交換を行った。 ・運用受託機関の選定過程、結果の公表をし、また、株主議決権行使の考え方、結果の公表を行った。 ・各四半期の運用状況は2か月以内に公表した。 ・GPIFの性格上、情報公開等には限界はあるが、その中でHPを充実させる等の努力を行っている。	
(1)基本ポートフォリオの考え方や具体的な運用体制など管理運用の仕組みを年度の業務概況書などで理解しやすく情報公開しているか。	実績：○ 【管理及び運用実績の状況等の迅速な公表】 ○ 平成22年度の業務概況書については、平成23年7月末までに、各四半期の運用状況については、各四半期終了後2カ月以内に公表を行い、迅速な情報公開を行った。 (業務実績第1.3.(4)(P.27) 参照)			(その他の意見) ・専任の運用委員会の委員がいない点で十分に機能しているのか疑問。	
(2)各年度・各四半期の管理及び運用の運用実績の状況等について、迅速な情報公開を行ったか。	実績：○ 【情報公開・広報活動の充実・強化】 ○ 国民に対するより一層の情報公開・広報活動の充実等を図るべく、ホームページの全面見直し（リニューアル）や、運用受託機関等の選定過程及び結果の公表、株主議決権の行使の考え方及び結果の公表を迅速に行い、更なる情報公開・広報活動の充実にも努めた。 (業務実績第1.3.(P.27) 参照)				
(3)年金積立金の長期的な観点からの運用について国民の十分な理解を得るため、運用受託機関等の選定過程及び結果の公表、株主議決権の行使の考え方及び結果の公表を含め、情報公開・広報活動の充実・強化のための取組を行ったか。	実績：○ 【情報公開の際の市場への影響の留意】 ○ 管理運用法人の具体的な投資行動が明らかとならないよう、また、市場に対して意図せざるメッセージを与えないよう、保有銘柄については非公表とするなどの取扱いとした。 (業務実績第1.3.(4)(P.27) 参照)				
(4)情報公開の際、市場への影響に留意しているか。					

(5)運用受託機関等の選定について、その過程においても、運用委員会で審議しているか。また、その際、管理運用委託手数料の水準についても審議の対象としているか。

(6)運用委員会の議事録について、市場への影響にも配慮しつつ、一定期間を経た後に公表するよう所要の手続を進めたか。

(7)資金の運用であって、時価又は為替相場の変動等の影響を受ける可能性があるものについて、次の事項が明らかにされているか。（iiについては事前に明らかにされているか。）

- i 資金運用の実績
- ii 資金運用の基本的方針（具体的な投資行動の意思決定主体、運用に係る主務大臣、法人、運用委託先間の責任分担の考え方等）、資産構成、運用実績を評価するための基準（以下「運用方針等」という。）（政・独委評価の視点）

(8)資金の性格、運用方針等の設定主体及び規定内容を踏まえて、法人の責任について十分に分析しているか。（政・独委評価の視点）

実績：○
【運用委員会における審議の対象】
○ エマージング株式運用の運用受託機関の選定に当たっては、運用委託手数料の水準も含めて運用委員会で審議し、運用機関の選定を実施した。
（業務実績第 1. 3. (6) (P. 28) 参照）

実績：○
【運用委員会の議事録の公表】
○ 運用委員会の議事録については、市場への影響等にも配慮し、一定期間（7 年）後に公表することを運用委員会で決定し、引き続き当該議事録を公表するための所要の手続きを行った。
（業務実績第 1. 3. (7) (P. 28) 参照）

実績：○
【資金の運用】
○ i 資金運用の実績：各年度の業務概況書及び四半期ごとのディスクローズ資料において、運用状況を詳細に公表している。
ii 資金運用の基本的方針：「法律」、「中期目標」、「中期計画」、「管理運用方針」等で明確にされている。
（業務実績第 1. 3. (P. 27～28) 参照）

実績：○
○ 厚生労働大臣から示される中期目標において長期的な観点からの目標等が定められており、管理運用法人は、受託者責任の下、当該目標を達成するために厚生労働大臣の認可を受けた中期計画において定める基本ポートフォリオに沿って管理運用を行うこと等とされている。
（業務実績第 1. 1 及び第 1. 2 (P. 1～6) 参照）

中 期 目 標	中 期 計 画	平 成 2 3 年 度 計 画	平 成 2 3 年 度 業 務 実 績																																				
4．年金積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成に関する事項 (1) ポートフォリオの策定 ポートフォリオの策定に当たっては、運用目標に沿った資産構成とし、安全・効率的かつ確実なポートフォリオとすること。その際、世界経済の動向を注視し、それに適切に対応するとともに、特に株式のリターン・リスクについては、そのリスク特性に配慮しつつ、慎重に推計を行うこと。	4．年金積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成に関する事項 (1) 基本ポートフォリオの基本的考え方 基本ポートフォリオの策定に当たっては、運用目標に沿った安全・効率的かつ確実な資産構成割合とする。その際、世界経済の動向を注視し、それに適切に対応するとともに、特に株式のリターン・リスクについては、そのリスク特性に配慮しつつ、慎重に推計を行う。 (2) 基本ポートフォリオ 基本ポートフォリオを構成する資産区分については、国内債券、国内株式、外国債券、外国株式及び短期資産とし、基本ポートフォリオ及び乖離許容幅を次のとおり定める。 <table><tr><td></td><td>国内債券</td><td>国内株式</td><td>外国債券</td><td>外国株式</td><td>短期資産</td></tr><tr><td>資産構成割合</td><td>67%</td><td>11%</td><td>8%</td><td>9%</td><td>5%</td></tr><tr><td>乖離許容幅</td><td>±8%</td><td>±6%</td><td>±5%</td><td>±5%</td><td>－</td></tr></table>		国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	短期資産	資産構成割合	67%	11%	8%	9%	5%	乖離許容幅	±8%	±6%	±5%	±5%	－	4．年金積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成に関する事項 (1) 基本ポートフォリオ 次の基本ポートフォリオに基づき、年金積立金の管理及び運用を行う。 <table><tr><td></td><td>国内債券</td><td>国内株式</td><td>外国債券</td><td>外国株式</td><td>短期資産</td></tr><tr><td>資産構成割合</td><td>67%</td><td>11%</td><td>8%</td><td>9%</td><td>5%</td></tr><tr><td>乖離許容幅</td><td>±8%</td><td>±6%</td><td>±5%</td><td>±5%</td><td>－</td></tr></table>		国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	短期資産	資産構成割合	67%	11%	8%	9%	5%	乖離許容幅	±8%	±6%	±5%	±5%	－	4．年金積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成に関する事項 (1) 基本ポートフォリオ 社会保障審議会年金部会の下に、年金財政における経済前提や積立金運用のあり方など、専門的・技術的な事項について検討を行う「年金財政における経済前提と積立金運用のあり方に関する専門委員会」の設置が決定され、平成23年10月から検討が開始された。 このような動きを踏まえ、運用委員会でも検討を行った。 (運用委員会における検討) ・第51回 平成23年10月14日 ・第52回 平成23年11月7日 ・第53回 平成23年12月19日 (2) 基本ポートフォリオの見直し 急激な市場の変動が生じているかを確認する観点から、世界同時株安や東日本大震災時に際して、日次ベースでの推定に適したSVモデルによる短期的なリスク計測や、基本ポートフォリオの分散投資効果を計測し、また、マクロ経済指標の動向を踏まえ、マクロ的観点からも長期的な構造変化の有無を検証した。当該内容については、市場への影響を中心に運用委員会においても議論を行った結果、長期的な市場の構造変化については現在のところ確認できないとの結論を得、基本ポートフォリオを維持することとした。
	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	短期資産																																		
資産構成割合	67%	11%	8%	9%	5%																																		
乖離許容幅	±8%	±6%	±5%	±5%	－																																		
	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	短期資産																																		
資産構成割合	67%	11%	8%	9%	5%																																		
乖離許容幅	±8%	±6%	±5%	±5%	－																																		

評価の視点等	自己評価	A	【 評価項目 5 】	評定	A
【評価項目 5 基本ポートフォリオ】	(理由及び特記事項) 基本ポートフォリオについて急激な市場の変動が生じているかを 確認する観点から、世界同時株安に際して、日次ベースでの推定に 適した S Vモデルによる短期的なリスク計測や、基本ポートフォリ オの分散投資効果を計測し、また、マクロ経済指標の動向を踏まえ、 マクロ的観点からも長期的な構造変化の有無を検証した。当該内容 については、市場への影響を中心に運用委員会においても議論を行 うなど、基本ポートフォリオの見直しに関しては、分析の向上を図 るとともに、より慎重に対応した。			(委員会としての評定理由) 基本ポートフォリオについて、市場動向を踏まえたリスク管理の観点 から、東日本大震災の発生後及び世界同時株安時には、リスク分析のモ デルを活用したリスクの計測等を行うとともに、マクロ的観点からの検 討を行い、これらを基に運用委員会で議論した結果、長期的な市場の構 造変化については現在のところ確認できないとの結論を得、基本ポート フォリオを維持することとしたことから、中期計画を上回っていると判 断し、A評価とした。	(各委員の評定理由) ・短期的リスクモニターや分散投資効果の確認等を通じての計量的把握 の他、マクロ的な観点からの検討を加えて、運用委員会で十分な議論を 行っており、着実な実績を上げている点など、今後の見直しに向けて評 価できるものと認める。 ・市場変動に応じ、リスクやマクロの視点により、基本ポートフォリオ の検討がなされている。 ・大震災や株安等の状況の変化等も踏まえ、よく検討している。 ・急激な市場の変動が起きているかどうかを確認した。S Vモデルによ る短期的なリスク分析や長期的な構造変化の分析を行った。 ・運用委員会においても議論を行っており、長期的な市場構造の変化は 現在のところ確認できないとの結論になっている。
【評価の視点】 (1) 基本ポートフォリオは、運用目標に沿った安全・効率的かつ確実な 資産構成割合として策定されているか。その際、株式のリターン・リ スクについて、そのリスク特性に配慮しつつ、慎重に推計を行ったか。	実績：－ 【基本ポートフォリオの策定】 (注) 平成 2 1 年度に第 2 期中期計画における基本ポートフォリオを策 定し、厚生労働大臣の認可を受けた。			(その他の意見) ・従来通りであり、平成 2 3 年度に限定すれば特に評価する要因はない。 また、ソブリンリスクについて必ずしも十分な対応が図られていない。 ・長期的な市場の構造変化などに関する検討が行われたとのことだが、 ボラティリティの高騰や相関係数の急変は短期的な現象であり、ボラテ ィリティや相関については、いくつかの指標に基づいて評価が行われて いる。ただし、長期的な市場の構造変化がパフォーマンスに与える影響 は無視できないと考える。これは財政検証の段階での作業かも知れない が、委託研究なり何らかの対応をした上で長期的な構造変化がパフォー マンスに与える影響を検討されてはいかがか。 ・基本ポートフォリオについては、「運用委員会においても議論を行っ た結果、長期的な市場の構造変化については現在のところ確認できない との結論を得、基本ポートフォリオを維持することとした」としている が、引き続き運用委員会での議論を設けることが必要であるとともに、 不断の基本ポートフォリオ見直し作業を行うことが望ましい。	
(2) 基本ポートフォリオについて、市場動向を踏まえた適切なリスク管 理を行い、急激な市場変動があった場合には必要に応じて見直しの検 討を行っているか。	実績：○ 【基本ポートフォリオの見直しの検討】 急激な市場の変動が生じているかを確認する観点から、世界同 時株安に際して、日次ベースでの推定に適した S Vモデルによる 短期的なリスク計測や、基本ポートフォリオの分散投資効果を計 測し、また、マクロ経済指標の動向を踏まえ、マクロ的観点から も長期的な構造変化の有無を検証した。当該内容については、市 場への影響を中心に運用委員会においても議論を行った。 (業務実績第 1. 4. (2) (P. 31) 参照)				

中 期 目 標	中 期 計 画	平 成 2 3 年 度 計 画	平 成 2 3 年 度 業 務 実 績																																																																																																	
5. 年金積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項	5. 年金積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項	5. 年金積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項	5. 年金積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項																																																																																																	
(1) 市場及び民間の活動への影響に対する配慮 年金積立金の運用に当たっては、市場規模を考慮し、自ら過大なマーケットインパクトを蒙ることがないよう努めるとともに、市場の価格形成や民間の投資行動等を歪めないよう配慮し、特に、資金の投入及び回収に当たって、特定の時期への集中を回避するよう努めること。 民間企業の経営に対して影響を及ぼさないよう配慮するとともに、企業経営等に与える影響を考慮しつつ、長期的な株主等の利益の最大化を目指す観点から、株主議決権の行使などの適切な対応を行うこと。 企業経営等に与える影響を考慮し、株式運用において個別銘柄の選択は行わないこと。	(1) 市場及び民間の活動への影響に対する配慮 年金積立金の運用に当たっては、市場規模を考慮し、自ら過大なマーケットインパクトを蒙ることがないよう努めるとともに、市場の価格形成や民間の投資行動等を歪めないよう配慮し、特に、資金の投入及び回収に当たって、特定の時期への集中を回避するよう努める。 また、民間企業の経営に対して影響を及ぼさないよう、以下の点について配慮する。	(1) 市場及び民間の活動への影響に対する配慮 年金積立金の運用に当たっては、市場規模を考慮し、自ら過大なマーケットインパクトを蒙ることがないよう努めるとともに、市場の価格形成や民間の投資行動等を歪めないよう配慮し、特に、資金の投入及び回収に当たって、特定の時期への集中を回避するよう努める。 また、民間企業の経営に対して影響を及ぼさないよう、以下の点について配慮する。	(1) 市場及び民間の活動への影響に対する配慮 ア 平成23年度における年金特別会計への寄託金償還の見込み額、年金特別会計への納付金見込み額、年金特別会計からの寄託金の見込み額を勘案した上、平成23年度当初において年間の寄託金償還額等の見通しを策定し、必要な資金については、財投債の償還金及び利金等を活用するとともに、市場運用資金から回収する場合には、市場動向を踏まえつつ、時期を分散して回収を行った。 イ 運用受託機関の解約に伴い、当該資金を回収し再配分する際には、市場の価格形成等を考慮し、原則として現物移管により実施した。 ウ 平成23年度における市場回収額の実績は、次のとおりである。 (単位：億円) <table><tr><th rowspan="2"></th><th colspan="3">市場配分額</th><th colspan="3">市場回収額</th></tr><tr><th>18年度</th><th>19年度</th><th>20年度</th><th>21年度</th><th>22年度</th><th>23年度</th></tr><tr><td>4月</td><td>6,372</td><td>8,712</td><td>7,606</td><td>0</td><td>3,503</td><td>4,566</td></tr><tr><td>5月</td><td>6,372</td><td>8,712</td><td>7,606</td><td>0</td><td>3,390</td><td>3,499</td></tr><tr><td>6月</td><td>6,372</td><td>8,956</td><td>7,606</td><td>0</td><td>3,234</td><td>5,534</td></tr><tr><td>7月</td><td>6,372</td><td>8,712</td><td>7,627</td><td>0</td><td>2,316</td><td>3,268</td></tr><tr><td>8月</td><td>6,384</td><td>8,712</td><td>7,639</td><td>0</td><td>4,334</td><td>1,301</td></tr><tr><td>9月</td><td>5,990</td><td>9,190</td><td>7,606</td><td>0</td><td>2,788</td><td>370</td></tr><tr><td>10月</td><td>5,990</td><td>9,626</td><td>10,210</td><td>0</td><td>8,024</td><td>1,286</td></tr><tr><td>11月</td><td>9,118</td><td>11,884</td><td>10,210</td><td>0</td><td>4,825</td><td>2,690</td></tr><tr><td>12月</td><td>9,138</td><td>11,884</td><td>10,210</td><td>0</td><td>6,394</td><td>284</td></tr><tr><td>1月</td><td>9,784</td><td>11,884</td><td>10,210</td><td>0</td><td>2,196</td><td>43</td></tr><tr><td>2月</td><td>9,784</td><td>11,884</td><td>10,210</td><td>1,800</td><td>2,926</td><td>60</td></tr><tr><td>3月</td><td>9,781</td><td>11,881</td><td>11,041</td><td>5,400</td><td>3,805</td><td>2,529</td></tr></table>		市場配分額			市場回収額			18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	4月	6,372	8,712	7,606	0	3,503	4,566	5月	6,372	8,712	7,606	0	3,390	3,499	6月	6,372	8,956	7,606	0	3,234	5,534	7月	6,372	8,712	7,627	0	2,316	3,268	8月	6,384	8,712	7,639	0	4,334	1,301	9月	5,990	9,190	7,606	0	2,788	370	10月	5,990	9,626	10,210	0	8,024	1,286	11月	9,118	11,884	10,210	0	4,825	2,690	12月	9,138	11,884	10,210	0	6,394	284	1月	9,784	11,884	10,210	0	2,196	43	2月	9,784	11,884	10,210	1,800	2,926	60	3月	9,781	11,881	11,041	5,400	3,805	2,529
	市場配分額				市場回収額																																																																																															
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度																																																																																														
4月	6,372	8,712	7,606	0	3,503	4,566																																																																																														
5月	6,372	8,712	7,606	0	3,390	3,499																																																																																														
6月	6,372	8,956	7,606	0	3,234	5,534																																																																																														
7月	6,372	8,712	7,627	0	2,316	3,268																																																																																														
8月	6,384	8,712	7,639	0	4,334	1,301																																																																																														
9月	5,990	9,190	7,606	0	2,788	370																																																																																														
10月	5,990	9,626	10,210	0	8,024	1,286																																																																																														
11月	9,118	11,884	10,210	0	4,825	2,690																																																																																														
12月	9,138	11,884	10,210	0	6,394	284																																																																																														
1月	9,784	11,884	10,210	0	2,196	43																																																																																														
2月	9,784	11,884	10,210	1,800	2,926	60																																																																																														
3月	9,781	11,881	11,041	5,400	3,805	2,529																																																																																														

	① 運用受託機関ごと（自家運用を含む。）に同一企業発行有価証券の保有について制限を設ける。 ② 企業経営等を与える影響を考慮し、株式運用において個別銘柄の選択は行わない。 ③ 企業経営に直接影響を与えるとの懸念を生じさせないよう株主議決権の行使は直接行わず、運用を委託した民間運用機関の判断に委ねる。ただし、運用受託機関への委託に際し、コーポレートガバナンスの重要性を認識し、議決権行使の目的が長期的な株主利益の最大化を目指すものであることを示すとともに、運用受託機関における議決権行使の方針や行使状況等について報告を求める。	① 同一企業発行有価証券の保有状況について制限を設け、運用受託機関からの運用状況の報告に併せて、遵守状況を確認する。 ② 企業経営等を与える影響を考慮し、株式運用において個別銘柄の選択は行わない。 ③ コーポレートガバナンスの重要性を認識し、議決権行使の目的が長期的な株主利益の最大化を目指すものであることを運用受託機関に示すとともに、運用受託機関から議決権行使に係るガイドラインの提出を求める。議決権行使状況については年２回報告を求め、必要に応じてミーティングを実施し、議決権行使の取組状況について評価する。	民間企業の経営に対して影響を及ぼさないよう、以下の取組を実施した。 ① 民間企業の経営に与える影響に配慮し、同一企業有価証券の保有が当該企業の発行済株式総数の５％以下となるよう引き続き求めている。この基準を全ての運用受託機関が遵守していることを確認した。 ② 民間企業の経営に与える影響に配慮し、株式運用については民間の運用受託機関に委託し管理運用法人自ら個別銘柄の選択は行わず、また、運用受託機関に個別銘柄指図も行わなかった。 ③ ア 民間企業の経営に影響を及ぼさないよう配慮し、株主総会における個々の議案に対する判断を管理運用法人として行わないこととし、運用受託機関等説明会において、コーポレートガバナンスの重要性を認識し、議決権行使の目的が長期的な株主利益の最大化を目指すものであることを示し、その目的に沿った株主議決権行使を求めた。また、管理運用法人から提示している運用ガイドラインにおいて、「コーポレートガバナンスの重要性を認識し、長期的な株主利益の最大化を目的とする」としていることを踏まえ、株主議決権行使に係る方針を定めるよう明記している。 イ 運用受託機関に対して、株主議決権行使に係る方針の提出を求めた。また、提出されていた議決権行使に係る方針について変更があった延べ２１社については、変更後の方針の提出を受けた。 ウ 平成２３年度における株主議決権行使状況については、概ね良好な結果であり、改善が見られた。改善の必要性が見受けられた一部の運用受託機関に対してはその対応策を求めた。国内株式及び外国株式の運用受託機関延べ３１社から報告を求め、全社が議決権行使を実施していることを確認した。平成２３年度における行使状況は次のとおりである。
--	--	--	--

(国内株式)

a 運用受託機関の対応状況

株主議決権を行使した運用受託機関数：１４社（２７ファンド）

株主議決権を行使しなかった運用受託機関数：０社

b 行使内容

●国内株式

(単位：延べ議案数)

	平成２３年度			(参考) 平成２２年度		
行使内容	会社提案	株主提案	総議案数	会社提案	株主提案	総議案数
賛成	162,754 (86.8%)	38 (2.0%)	—	153,093 (88.3%)	47 (2.6%)	—
反対	24,719 (13.2%)	1,855 (98.0%)	—	20,230 (11.7%)	1,796 (97.4%)	—
白紙委任	0 (0.0%)	0 (0.0%)	—	0 (0.0%)	0 (0.0%)	—
棄権	25 (0.0%)	0 (0.0%)	—	0 (0.0%)	0 (0.0%)	—
合計	187,498 (100.0%)	1,893 (100.0%)	189,391	173,323 (100.0%)	1,843 (100.0%)	175,166

(注) 割合は四捨五入のため、合計しても 100%にならない場合がある。

(外国株式)

a 運用受託機関の対応状況

株主議決権を行使した運用受託機関数：１７社（１９ファンド）

株主議決権を行使しなかった運用受託機関数：０社

b 行使内容

●外国株式

(単位：延べ議案数)

	平成２３年度			(参考) 平成２２年度		
行使内容	会社提案	株主提案	総議案数	会社提案	株主提案	総議案数
賛成	142,783 (94.9%)	1,661 (30.7%)	—	126,431 (93.2%)	2,347 (37.7%)	—
反対	7,332 (4.9%)	3,627 (67.0%)	—	8,127 (6.0%)	3,569 (57.4%)	—
白紙委任	0 (0.0%)	0 (0.0%)	—	109 (0.1%)	0 (0.0%)	—
棄権	407 (0.3%)	125 (2.3%)	—	1,027 (0.8%)	302 (4.9%)	—
合計	150,522 (100.0%)	5,413 (100.0%)	155,935	135,694 (100.0%)	6,218 (100.0%)	141,912

(注) 割合は四捨五入のため、合計しても 100%にならない場合がある。

			エ 議決権行使については、各運用受託機関の取組状況を以下の評価項目を総合することにより実施した。 ・株主議決権行使ガイドラインの整備状況 ・行使体制 ・行使状況 平成２３年度における議決権行使の取組は概ね良好であった。なお、一部の改善の必要性が認められる運用受託機関については、改善を求めた。 この評価結果は平成２４年度の総合評価の定性評価に反映させることとしている。
--	--	--	---

評価の視点等	自己評価	A	【 評価項目 6 】	評定	A
【評価項目 6 市場及び民間の活動への影響に対する配慮】	(理由及び特記事項) 運用受託機関への資金配分や回収時等においては、巨額な資産であることに鑑み、市場の価格形成や民間の投資行動を歪めないよう、できる限り慎重にかつ工夫して行い、特定の時期への集中を回避するよう努めた。 また、民間企業経営に対し影響を及ぼさないよう、個別銘柄の選択や指図を行わず、同一企業有価証券の保有制限を設けるほか、株主議決権行使については、運用受託機関等に対し、コーポレートガバナンスの重要性を示し、各社の行使状況を綿密に確認するなど長期的な株主利益の最大化を目指すためのきめ細かな対応を行った。			(委員会としての評定理由) 年金積立金の運用に当たっては、市場規模を考慮し、自ら過大なマーケットインパクトを蒙ることがないように努めることとされているが、平成２３年度において、多額の資金を回収するに当たっては、市場動向を踏まえつつ、時期を分散するなど市場への影響を極力抑える努力を行っている。 株主議決権の行使については、企業経営に直接影響を与えるとの懸念を生じさせないよう株主議決権の行使は直接行わず、運用受託機関の判断に委ねることとしているが、長期的な株主等の利益の最大化を目指す観点から、ガイドラインの策定及びその遵守を求め、改善が必要な事項については運用受託機関に改善を求めるなど適切な対応を行っている。 これらから、中期計画を上回っていると判断し、Ａ評価とした。	
【評価の視点】 (1)資金の投入及び回収に際し、特定の時期への集中を回避するなど市場の価格形成や民間の投資行動を歪めないような適切な配慮がなされているか。	実績：○ 【市場の価格形成や民間の投資行動を歪めないような配慮】 ○ 年金特別会計への寄託金償還等については、可能な限り、市場の価格形成や民間の投資行動を歪めないよう配慮し、平成２３年度当初において年間の寄託金償還等見通しを策定した上で、必要な資金については、財投債の償還金及び利金等を活用するとともに、市場運用資金から回収する場合には、市場動向を踏まえつつ、時期を分散して回収を行った。 (業務実績第 1. 5. (1) ア (P. 33) 参照)			(各委員の評定理由) ・議決権行使については、運用受託機関のガイドラインに委ねる方式をとっており、その前提で適切に行われている。 ・価格形成に歪みを与えない様に投資計画が策定された。 ・議決権行使について、状況を適切に把握している。 ・マーケット・インパクトを極力抑えるべく配慮が行われたり、議決権行使に関する取組がなされるなど、引き続き、必要とされる対応が行われている。 ・市場への影響にも良く配慮している。 ・寄託金償還見込額、寄託金収入見込み額、国庫納付金見込額を勘案して必要資金については財投債の満期償還金及び利金を活用している。運用資金の回収は市場に影響を与えないよう時期を分散して回収している。	
(2)民間企業の経営に対して影響を及ぼさないよう、適切に配慮されているか。	実績：○ 【民間の企業経営に対して影響を及ぼさないような配慮】 ○ 株式運用については民間の運用受託機関に委託し、管理運用法人自ら個別銘柄の選択は行わず、また、運用受託機関に個別銘柄指図も行わないなど、民間企業の経営に与える影響に配慮した。 (業務実績第 1. 5. (1) ② (P. 34) 参照)			(その他委員の意見) ・通常の対応に止まっている。議決権行使に関して G P I F 独自の工夫が必要ではないか。 ・市場での売却が市場に影響を与える恐れがあるため、キャッシュ・アウト等対応ファンドを作った。将来も多額の償還が続くことを考えるとキャッシュ・アウト等対応ファンドだけでいいのか、基本的枠組みを検討されたい。 ・株主議決権の行使のあり方を通じて、市場及び民間の活動への影響に対する配慮を適切に行っている。但し、特段中期計画を超えるものと判断できる評価事項は見当たらない。	
(3)運用受託機関（自家運用を含む。）に同一企業発行有価証券の保有について、適切な制限を設け、保有状況の確認が行われているか。	実績：○ 【同一企業発行有価証券の保有の制限及び保有状況の確認】 ○ 同一企業有価証券の保有が当該企業の発行済株式総数の５％以下とする制限を設け、運用ガイドラインにおいて示した。また、株式の全運用受託機関（４６ファンド）の保有状況について把握し、いずれの運用受託機関もこの制限を遵守していることを確認した。 (業務実績第 1. 5. (1) ① (P. 34) 参照)				

(4)運用受託機関に対し、コーポレートガバナンスの重要性を認識し、議決権行使の目的が長期的な株主利益の最大化を目指すものであることを示すとともに、運用受託機関における議決権行使の方針や行使状況等について報告を求めているか。

実績：○
【株主議決権行使状況】
○ 民間企業の経営に影響を及ぼさないよう配慮し、個々の議案に対する判断を管理運用法人として行わないこととしているが、運用受託機関に対してコーポレートガバナンスの重要性を認識し、議決権行使の目的が長期的な株主利益の最大化を目指すものであることを運用ガイドラインにおいて示し、具体的な議決権行使の方針を作成するよう求めるとともに、運用受託機関等説明会においても示した。
また、平成２２年度における株主議決権行使状況については、国内株式及び外国株式の運用受託機関３５社から、平成２３年４月から６月までの株主議決権行使状況については、国内株式及び外国株式の運用受託機関３１社から、それぞれすべて報告を受けた。
平成２３年度における議決権行使の取組は概ね良好であった。なお、一部の改善の必要性が認められる運用受託機関については、改善を求めた。
この評価結果は平成２４年度の総合評価の定性評価に反映させることとしている。
(業務実績第 1.5. (1)③(P. 34～36) 参照)

中 期 目 標	中 期 計 画	平 成 2 3 年 度 計 画	平 成 2 3 年 度 業 務 実 績
（２）年金給付のための流動性の確保 年金財政の見通し及び収支状況を踏まえ、年金給付等に必要な流動性（現金等）を確保すること。 その際、市場の価格形成等に配慮しつつ、円滑に資産の売却等を行い、不足なく確実に資金を確保するために必要な機能の強化を図ること。また、短期借入も活用できるようにすること。	（２）年金給付のための流動性の確保 年金財政の見通し及び収支状況を踏まえ、年金給付等に必要な流動性（現金等）を確保するとともに、効率的な現金管理を行う。 その際、市場の価格形成等に配慮しつつ、円滑に資産の売却等を行い、不足なく確実に資金を確保するため、市場動向の把握・分析や短期借入の活用等必要な機能の強化を図る。	（２）年金給付のための流動性の確保 年金財政の見通し及び収支状況を踏まえ、年金給付等に必要な流動性（現金等）を確保するとともに、効率的な現金管理を行う。 その際、市場の価格形成等に配慮しつつ、円滑に資産の売却等を行い、不足なく確実に資金を確保するため、市場動向の把握・分析や短期借入の活用等必要な機能の強化を進める。	（２）年金給付のための流動性の確保 年金給付等に必要な流動性（現金等）を確保するとともに、効率的な現金管理を行うため、以下の取組を行った。 ① 今後財投債の残高が減少していく中で、キャッシュ・アウトに対応するため、キャッシュ・アウト等対応ファンドを設置した。キャッシュ・アウト等対応ファンドは、満期まで債券を保有するものであり、その償還金及び利金を活用することによって、市場へ影響を与えることなく、流動性を確保することができた。 ② キャッシュ・アウトについては、財投債の満期償還金・利金等を有効に活用した上で、それでもなお不足する分は、市場で運用する資産の売却を行った。資産の売却にあたっては、市場に悪影響を与えることのないよう売却のタイミングや回収金額の分散などの工夫を行った。 ③ 短期借入に備えて借入先の選定を行い、予見し難い事由による一時的な資金不足等に対応するための体制を整備した。ただし、平成２３年度においては、短期借入が必要となるような事態は発生しなかった。

評価の視点等	自己評価	S	【 評価項目 7 】	評定	S
【評価項目 7 年金給付のための流動性の確保】	(理由及び特記事項) 年金財政の見通し及び収支状況を踏まえ、綿密な年間の資金計画を策定することにより、運用の効率性をできる限り損なわないよう年金給付等に必要な流動性（現金等）を確保できた。 キャッシュ・アウトについては、財投債の満期償還金・利金等を有効に活用した上で、それでもなお不足する分は、市場で運用する資産を売却した。その際には、売却タイミングを分散するなど工夫したことにより、市場に悪影響を与えることなく資金の確保ができた。 さらに、今後財投債の残高が減少していく中で、新たにキャッシュ・アウト等対応ファンドを設置し、その償還金及び利金を活用することで、市場に影響を与えることなく資金の確保ができた。			(委員会としての評定理由) 年金給付に必要な流動性の確保については、平成23年度においては、今後、財投債の残高が減少していく中で、キャッシュ・アウトに対応するため、満期まで債券を保有しその償還金及び利金を活用することで市場へ影響を与えることなく流動性を確保するキャッシュ・アウト等対応ファンドを設置し、その償還金及び利金を活用することで、市場に影響を与えることなく資金の確保ができたことから中期計画を大幅に上回っていると判断し、S評価とした。	
【評価の視点】	実績：○ 【年金給付等に必要な流動性（現金等）の確保及び運用の効率性を損なわない配慮】 ○ 平成23年度における年金特別会計への寄託金償還の見込み額、年金特別会計への納付金見込み額、年金特別会計からの寄託金の見込み額を勘案した上、平成23年度当初において綿密な年間の資金計画を策定することにより、年金給付等に必要な流動性（現金等）を確保するよう努めるとともに、運用の効率性をできる限り損なわないように配慮した。 (業務実績第1.5.(2)(P.39) 参照)			(各委員の評定理由) ・キャッシュ・アウト等対応ファンドの設置等、年金給付のための流動性の確保に向けた体制整備を着実に進めており、市場に悪影響を与えないという観点からの様々な工夫は高く評価できる。 ・東日本大震災後の国庫負担財源をめぐる政治状況を見極めた市場回収額への対応等もきめ細かく行われており、大いに評価できる。 ・キャッシュ・アウトに対応するためのキャッシュ・アウト等対応ファンド等の取組みは高く評価できる。 ・財投債の残高減少に対応してキャッシュ・アウト等対応ファンドを設置するなど、キャッシュ・アウトに必要な対応が行われている。 ・キャッシュ・アウト等対応ファンドの創設・運用を適切にしている。 ・キャッシュ・アウトについては財投債の満期償還金及び利金を活用していたが、それでも不足する場合は市場運用資産を売却した。その際、売却のタイミングや金額をを分散して市場に悪影響を与えないようにしている。また、売却資産は市場分析を踏まえて特定したことや、回収の都度運用受託機関よりヒアリングを行うなど配慮している。 ・財投債残高が減少していく中キャッシュ・アウトに対応するため、キャッシュ・アウト等対応ファンドを設置した。 ・キャッシュ・アウト問題への対応としての流動性の確保のために、キャッシュ・アウト等対応ファンドを創設したことや、市場からの資産売却について、適切に対応した。キャッシュ・アウトへの対応方法を形作ったことは評価に値する。	
(1)年金財政の見通し及び収支状況を踏まえ、年金給付等に必要な流動性（現金等）が確保されているか。また、その際、運用の効率性をできる限り損なわないように配慮しているか。	実績：○ 【円滑な資産の売却等】 円滑な資産売却等に係る具体的な取組としては以下のとおり。 ○ 今後財投債の残高が減少していく中で、キャッシュ・アウトに対応するため、運用委員会での議論を経て、キャッシュ・アウト等対応ファンドを設置した。			(その他の意見) ・キャッシュ・アウトへの対応に工夫が見られたが、この工夫はある意味で当然の対応である。 ・5.6兆円と多額の寄託金償還を行ったことは評価できるが、キャッシュ・アウト等対応ファンドだけでは対応が可能か検討されたい。国内、国外債券の満期日管理を充実していくことも考えられるのではないか。	
(2)市場の価格形成等に配慮しつつ、円滑に資産の売却等を行い、不足なく確実に資金を確保するために、市場動向の把握・分析や短期借入の活用等必要な機能の強化を行っているか。	○ 資産を売却することにより、市場に悪影響を与えることのないよう以下の工夫を行った。 ・売却のタイミングや回収金額を分散して実施 ・売却資産は、市場動向の分析を踏まえて、市場に悪影響を与えないように資産を選定 ・売却する際は、複数の運用機関に分けて当法人の投資行動が市場に把握されないように実施 ・売却にあたって問題が生じていないか回収の都度ヒアリングを行うなど運用機関との綿密な連携を実施 ○ また、資金の回収・配分の専門担当部署における綿密な資金計画の策定や、市場動向の調査及び活用、短期借入の整備等を行った。 (業務実績第1.5.(2)(P.39) 参照)				

中 期 目 標	中 期 計 画	平 成 2 3 年 度 計 画	平 成 2 3 年 度 業 務 実 績
第3 業務の質の向上に関する事項 1. 管理及び運用の透明性の向上 第2の3にあるとおり、管理及び運用業務の透明性の向上を図ること。 2. 内部統制の一層の強化に向けた体制整備 年金積立金の管理及び運用に当たっては、専門性の向上を図るとともに、責任体制の明確化を図り、年金積立金の運用に関わるすべての者について、法令遵守及び受託者責任（慎重な専門家の注意義務及び忠実義務の遵守）を徹底すること。 また、運用リスクの管理や法令遵守の確保等を一層的確に実施できるよう、所要の体制整備等を図ること。 さらに、法人の業務が運用受託機関等との不適切な関係を疑われることがないよう、役員の再就職に関し適切な措置を講ずること。	第2 業務の質の向上に関する事項 1. 内部統制の一層の強化に向けた体制整備 年金積立金の管理及び運用に当たっては、専門性の向上を図るとともに、責任体制の明確化を図り、受託者責任（慎重な専門家の注意義務及び忠実義務の遵守）を踏まえ、関係法令、中期目標、中期計画及び第1の1に定める管理運用方針等の周知及び遵守の徹底を図る。また、運用受託機関等に対して、関係法令等の遵守を徹底するよう求める。 なお、リスクの管理や法令遵守の確保等を一層的確に実施できるよう、所要の体制整備等を図る。 さらに、運用受託機関等との不適切な関係を疑われることがないよう、役員の再就職に関し一定の制約を設ける。	第2 業務の質の向上に関する事項 1. 内部統制の一層の強化に向けた体制整備 （1）年金積立金の管理及び運用に当たっては、専門性の向上を図るとともに、責任体制の明確化を図り、受託者責任（慎重な専門家の注意義務及び忠実義務の遵守）を踏まえ、関係法令、中期目標、中期計画及び第1の1に定める管理運用方針等の周知及び遵守の徹底、役職員への研修の実施等を行う。また、運用受託機関等に対して、関係法令等の遵守を徹底するよう求める。	第2 業務の質の向上に関する事項 1. 内部統制の一層の強化に向けた体制整備 （1）平成23年度においては、内部統制の一層の強化を図る観点から、次のとおり管理運用法人において、責任体制の明確化、関係法令及び管理運用方針等の周知及び遵守の徹底等を行った。 ① 内部統制の基本方針の策定 管理運用法人が達成すべき業務運営に関する目標（中期目標）及び中期目標を達成するための計画（中期計画）に基づき、法令等を遵守しつつ業務を行い、管理運用法人の使命を有効かつ効率的に果たすため、「内部統制の基本方針」を策定した。 （内部統制の基本方針） ア 業務の有効性及び効率性を確保するための体制の整備 イ 法令等の遵守体制の整備 ウ 損失危機管理の体制の整備 エ 情報保存管理の体制の整備 オ 財務報告等信頼性確保の体制の整備 ② 経営管理会議及び企画会議 経営管理会議、企画会議により理事長の意思決定のサポート等を行った。 ③ 法令遵守 関係法令及び管理運用方針の遵守徹底のため、これらを管理運用法人L A Nに掲載し、内部規程等の改正の都度、メールにより役職員に周知を行うとともに、幹部職員及び法務に関する有識者である第三者で構成するコンプライアンス委員会を開催し、関係法令の遵守状況等の報告及びコンプライアンス推進施策の審議を行った。 また、被保険者の利益を最優先すること（受託者責任）について、国民から疑念を受けないよう、法令遵守等の徹底を図る観点から、役職員の服務規律の概要をとりまとめた「コンプライアンスハンドブック」の改訂（平成23年10月）を行い、これを周知し、役職員の意識の向上を図った。 ④ 運用リスク管理委員会 従来内部で実施していた運用リスク管理について、新たに委員会として組織し、責任の明確化を図った。

			⑤ 法人運営におけるリスクについては、その洗い出しを行い、リスクの強度、頻度、影響度及びその対応状況等を体系づけた「法人リスク管理表」について、自己評価（セルフアセスメント）を行い、これを取りまとめた上で、運営リスク管理委員会に報告するとともに、これを職員に周知することで運営リスクへの対応認識の共有を図った。 ⑥ 運用受託機関及び資産管理機関（以下「運用受託機関等」という。）における関係法令等の遵守の徹底を図るため、次の措置を行った。 i 平成２３年４月１４日に開催した運用受託機関等説明会において、契約及びガイドラインに定めた次の事項について、遵守の徹底を求めた。 ア 運用手法、運用体制等 イ 資産管理の方法 ウ 資産管理体制の変更についての事前連絡 エ 重大な変更についての事前協議 オ 法令遵守体制の確立 カ 外部監査の導入などのコンプライアンスの徹底 キ リスク管理指標の管理目標値に沿った運用 ク 売買執行等の事務処理におけるオペレーショナル・リスクへの配慮等のリスク管理 ケ 株主利益の最大化を図るための株主議決権行使への取組 コ 資産管理上の留意点 ii 定期ミーティング時並びに運用やリスク管理及び資産管理の状況に係る報告を求める際、コンプライアンスの遵守状況の確認として、次の事項について、関係法令等の遵守が適切になされているかを確認した。 ＜運用受託機関＞ ア 投資対象 イ 投資対象国 ウ 銘柄格付 エ 禁止取引 オ 利益相反行為の回避 カ 自社又は関連会社の有価証券への投資 キ 政策投資 ク クロス取引 ケ 最良執行に関する事項 コ 外部監査状況 サ 問題発生時の対応 シ 日本公認会計士協会監査基準委員会報告書第１８号（１８号報告書）等内部統制監査の項目等 なお、１８号報告書等内部統制監査の結果について、提出を求め、その監査内容を確認した。
--	--	--	--

			＜資産管理機関＞ ア 実績・遵守状況・担当部署 イ 利益相反行為の回避 ウ 外部クロス取引 エ 内部監査状況 オ 外部監査状況 カ 問題発生時の対応 キ 日本公認会計士協会監査基準委員会報告書第18号（18号報告書）等内部統制監査の項目等 なお、18号報告書等内部統制監査の結果について、提出を求め、その監査内容を確認した。 ⑦ 運用受託機関等に法令違反等のため金融監督当局から処分等があったものについては、情報を収集し、又は直接当該運用受託機関等から報告を求めることとしている。 平成23年度については、運用受託機関で1件の法令違反が発生し、配分停止の措置を講じた。 【法令違反】 ア A社（運用受託機関） <table><thead><tr><th>年月日</th><th>法令違反の内容等</th><th>管理運用法人の対応</th></tr></thead><tbody><tr><td>24. 03. 21</td><td>証券取引等監視委員会から、金融商品取引法違反（インサイダー取引規制違反）の事実が認められたとして、内閣総理大臣及び金融庁長官に対し、課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った旨の公表があったことの報告を受ける。</td><td>発生の経緯等を確認。</td></tr><tr><td>24. 03. 23</td><td>—</td><td>3月22日付で全ファンドを配分停止することとし、運用部長から配分停止について口頭連絡。</td></tr></tbody></table> また、リスク管理指標の管理目標値の遵守違反等運用ガイドライン違反に該当する事例については、随時ミーティングを実施し、状況を確認して再発防止策の適正な実施を求める等の適切な措置を講じた。	年月日	法令違反の内容等	管理運用法人の対応	24. 03. 21	証券取引等監視委員会から、金融商品取引法違反（インサイダー取引規制違反）の事実が認められたとして、内閣総理大臣及び金融庁長官に対し、課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った旨の公表があったことの報告を受ける。	発生の経緯等を確認。	24. 03. 23	—	3月22日付で全ファンドを配分停止することとし、運用部長から配分停止について口頭連絡。
年月日	法令違反の内容等	管理運用法人の対応										
24. 03. 21	証券取引等監視委員会から、金融商品取引法違反（インサイダー取引規制違反）の事実が認められたとして、内閣総理大臣及び金融庁長官に対し、課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った旨の公表があったことの報告を受ける。	発生の経緯等を確認。										
24. 03. 23	—	3月22日付で全ファンドを配分停止することとし、運用部長から配分停止について口頭連絡。										

【ガイドライン違反】

イ B社（運用受託機関）

年月日	ガイドライン違反の内容等	管理運用法人の対応
23. 7. 21	日本円ポジションがネットショートになっていたことが判明、管理運用法人へ報告。（実損なし）	発生の経緯、対応を確認。 再発防止策の報告を求めた。
23. 7. 26	再発防止策の内容及び実施状況を報告。	再発防止策の内容及び実施状況を確認。
23. 8. 16	—	運用管理課長より担当部長に再発防止策の適正な実施を求めるとともに口頭注意を行った。

ウ C社（運用受託機関）

年月日	ガイドライン違反の内容等	管理運用法人の対応
23. 11. 11	デリバティブ利用額がみなしキャッシュポジションの額を上回り、デリバティブ利用額の制限値を超過。管理運用法人へ報告。（実損なし）	発生の経緯について受領。 再発防止策の報告を求めた。
23. 11. 17	再発防止策の内容を報告。	再発防止策の内容を確認。
23. 11. 25	—	運用部長から担当部長に対し、再発防止策の適正な実施を求めるとともに口頭注意を行った。

エ D社（運用受託機関）

年月日	ガイドライン違反の内容等	管理運用法人の対応
23. 11. 29	ガイドライン上投資対象に含まれていないCMOを組み入れ、保有する事例が発生したとの報告を受ける。	発生の経緯、対応等を確認。 再発防止策・損失の有無を含めた報告書の提出を求めた。
23. 12. 6	再発防止策・損失の有無を含めた報告書の提出を受ける。（実損なし）	再発防止策・損失の有無を含めた報告書の内容を確認。
23. 12. 9	—	運用管理課長から担当部長に対し、口頭注意を行うとともに、再発防止を要請。

⑧ 自家運用の取引先に法令違反等のため金融監督当局から処分等があったものについて、情報を収集した上で必要に応じて取引停止とし、また、ミーティング等を経て取引先として問題がないと判断された時点で取引を再開するなど適切な措置を講じた。

オ E社（債券の売買の取引先・短期資産の運用先）

年月日	金融庁の処分等	管理運用法人の対応
23. 4. 15	金融庁による行政処分（業務改善命令）。	—
23. 4. 18		取引の一時停止。
23. 5. 10	業務改善計画書を金融庁が受理。	—
23. 5. 11	—	経営管理態勢、内部管理態勢の強化等の再発防止策が図られることをヒアリングにより確認し、取引停止措置を解除。

カ F社（短期資産の運用先）

年月日	金融庁の処分等	管理運用法人の対応
23. 5. 31	金融庁による行政処分（業務改善命令）。	—
23. 6. 1		取引の一時停止。
23. 6. 29	業務改善計画書を金融庁が受理。	—
23. 6. 30	—	再発防止策が図られることをヒアリングにより確認し、取引停止措置を解除。

キ G社（債券の売買の取引先）

年月日	金融庁の処分等	管理運用法人の対応
23. 9. 30	金融庁による行政処分（業務改善命令）。	—
23. 10. 3		取引の一時停止。
23. 10. 21	業務改善計画書を金融庁が受理。	—
23. 10. 25	—	再発防止策が図られることを確認し、取引停止措置を解除。

ク H社（債券の売買の取引先）

年月日	金融庁の処分等	管理運用法人の対応
23. 12. 16	金融庁による行政処分（業務改善命令）。	—
23. 12. 19		取引の一時停止。
24. 1. 16	業務改善計画書を金融庁が受理。	—
24. 1. 17		再発防止策が図られることを確認し、取引停止措置を解除。

ケ I 社（債券の売買の取引先・短期資産の運用先）

年月日	金融庁の処分等	管理運用法人の対応
23. 12. 16	金融庁による行政処分（業務改善命令）。	—
23. 12. 19		取引の一時停止。
24. 1. 16	業務改善計画書を金融庁が受理。	—
24. 1. 17		再発防止策が図られることを確認し、取引停止措置を解除。

⑨ 有価証券報告書虚偽記載により、旧年金資金運用基金が委託者兼受益者である信託財産において多額の損害を被ったことから、平成１７年度に提訴した西武鉄道株式会社等の訴訟及び平成１８年度に提訴した株式会社ライブドアの訴訟について、訴訟の進捗状況を注視するとともに、原告信託銀行及び弁護士事務所との連携を図り、訴訟遂行に必要な事務を行った。
平成２３年度の状況は次のとおりである。

i 西武鉄道株式会社等に係る訴訟

平成２３年９月１３日に最高裁判決があり、東京高裁に差し戻されたため、引き続き係争中である。

ii 株式会社ライブドアに係る訴訟

平成２４年３月１３日に最高裁判決があり、原告の主張が認められ、約４４億円が認容された。

		(2) リスクの管理や法令遵守の確保等を一層的確に実施するため、運用リスクを含む総合的なリスク管理のための所要の体制整備等の検討を進める。 (3) 運用受託機関等との不適切な関係を疑われることがないよう、役員の再就職に関する制約に係る規程の適切な運用を行う。	(2) 平成23年度においては、内部統制の一層の強化を図る観点から、次のとおり管理運用法人において、責任体制の明確化、関係法令及び管理運用方針等の周知及び遵守の徹底等を行った。 ① 内部統制の基本方針の策定 管理運用法人が達成すべき業務運営に関する目標（中期目標）及び中期目標を達成するための計画（中期計画）に基づき、法令等を遵守しつつ業務を行い、管理運用法人の使命を有効かつ効率的に果たすため、「内部統制の基本方針」を策定した。 ② 経営管理会議及び企画会議 経営管理会議、企画会議により理事長の意思決定のサポート等を行った。 ③ 法令遵守 関係法令及び管理運用方針の遵守徹底のため、これらを管理運用法人L A Nに掲載し、内部規程等の改正の都度、メールにより役職員に周知を行うとともに、幹部職員及び法務に関する有識者である第三者で構成するコンプライアンス委員会を開催し、関係法令の遵守状況等の報告及びコンプライアンス推進施策の審議を行った。 また、被保険者の利益を最優先すること（受託者責任）について、国民から疑念を受けないよう、法令遵守等の徹底を図る観点から、役職員の服務規律の概要をとりまとめた「コンプライアンスハンドブック」の改訂（平成23年10月）を行い、これを周知し、役職員の意識の向上を図った。 ④ 運用リスク管理委員会 従来内部で実施していた運用リスク管理について、新たに委員会として組織し、責任の明確化を図った。 ⑤ 法人運営におけるリスクについては、その洗い出しを行い、リスクの強度、頻度、影響度及びその対応状況等を体系づけた「法人リスク管理表」について、自己評価（セルフアセスメント）を行い、これを取りまとめた上で、運営リスク管理委員会に報告するとともに、これを職員に周知することで運営リスクへの対応認識の共有を図った。 (3) 運用受託機関等との不適切な関係を疑われることがないよう、役員の再就職に関し一定の制約を設けることとして制定した「役員の再就職の制限に関する規程」について、新任役員へ説明のうえ所要の手続き行う等、適切な運用を行った。 (4) 【内部監査】 内部統制の一層の充実強化を図る観点から、内部統制のP D C Aサイクルにおける独立したモニタリング機能を果たすため、諸規程等に準拠した事務処理状況等、契約及び収入・支出に関する事務処理状況及び運営リスク対応の一環として東日本大震災発生時を例とした対応策の有効性の確認について次のとおり監査を実施した。
--	--	---	---

① 平成23年度の内部監査は、年度監査実施計画を策定し、定期監査を2回、情報セキュリティ監査を1回、下表のとおり実施した。

年 月	所管部室（課）名	備 考
23. 5	管理部総務課	・【第1回】定期監査 ・情報セキュリティ監査
	管理部経理課	・【第1回】定期監査 ・情報セキュリティ監査
	企画部	・【第1回】定期監査 ・情報セキュリティ監査
	情報システム室	【第1回定期監査】 ・情報セキュリティ監査
	調査室	・【第1回】定期監査 ・情報セキュリティ監査
	運用部	・【第1回】定期監査 ・情報セキュリティ監査
	インハウス運用室	・【第1回】定期監査 ・情報セキュリティ監査
	監査室	・【第1回】定期監査 ・情報セキュリティ監査
23. 12	管理部総務課	・【第2回】定期監査 ・フォロー監査
	管理部経理課	・【第2回】定期監査
	企画部	・【第2回】定期監査 ・フォロー監査
	情報システム室	・【第2回】定期監査
	運用部	・フォロー監査
	インハウス運用室	・【第2回】定期監査

② 監査結果については、経営管理会議に法人全体の報告を行うとともに、法人の適正な事務処理の実施に資するため、監査結果報告後速やかに全部室に対して通知し、指導等事項のあった当該部署の迅速な改善措置を促した。

③ 監事監査との連携については、年度監査実施計画の説明、監査項目等の説明及び監査結果報告等を内部監査実施の各段階において行い、緊密に連携を図った。

			(5) 【監事監査】 ① 監事による監査については、監事監査方針及び平成23年度監事監査計画（平成23年4月7日通知）に基づき、下表のとおり実施された。 <table><tr><th>年 月</th><th>対象部室等</th><th>実施内容等</th></tr><tr><td>23.4～5</td><td>管理部 企画部</td><td>監事重点事項監査</td></tr><tr><td>23.6</td><td>管理部</td><td>平成22年度決算（会計）監査</td></tr><tr><td>23.6</td><td>理事長</td><td>平成22年度監査報告（内部統制を含む。）</td></tr><tr><td>23.10 24.3</td><td>全部室</td><td>業務監査（各部室長へのヒアリング等）</td></tr><tr><td>通年</td><td>全部室</td><td>経常監査（理事長・理事との面談、経営管理会議その他全ての重要会議等への出席、運用委員会等の傍聴、各種会議資料・決裁文書等監事回付資料等の閲覧及び説明聴取等）</td></tr></table> ② 平成23年監事監査の充実・強化の取組実績 ア 「監事監査方針」を作成し監事監査の狙い・使命、監事の存在意義・責務を役職員に周知 イ 監事監査の「見える化」を図り、監事監査年間・月次計画表、同実績表を作成し役職員に周知 ウ 「内部統制に関する監事監査実施基準」に基づき、「内部統制に関する監事監査チェックリスト・評価表」、「法人の長のマネジメントに関する監事監査チェックリスト・評価表」及び「監事監査ITガバナンスチェックリスト」を活用し、内部統制監査の効率化を推進 エ 会計監査人（年5回の連絡会議開催）及び監査室（随時の連絡会）との緊密な連携を保ち、それぞれの監査の実効性・効率性の向上に資するため及び財務報告信頼性の確保のため「三様監査会議」を設置 オ 企画会議・契約審査会等全ての重要な会議・委員会に出席し、必要に応じて監事として意見表明し、事後検証のみならず、予防的観点に立った経常監査を実施 カ 監事監査を（a）業務運営の適正性・効率性、内部統制状況を確認・検証する「業務監査」、（b）財務報告の信頼性を確保する「会計監査」、（c）監事による監査が定められた事項や法人の講ずべき措置の実施状況を検証する「重点事項監査」、（d）不正・不祥事の未然防止、意思決定の合理性・透明性の確保、業務運営の改善といった予防的観点から日常業務を監査する「経常監査」に体系化し、それぞれの監査の視点で監事意見を形成し、役員・管理職に周知徹底し、「経営改革に貢献する」かつ「管理運用法人内のガバナンス体制の確立に寄与する」ことを念頭においた監事活動を実施	年 月	対象部室等	実施内容等	23.4～5	管理部 企画部	監事重点事項監査	23.6	管理部	平成22年度決算（会計）監査	23.6	理事長	平成22年度監査報告（内部統制を含む。）	23.10 24.3	全部室	業務監査（各部室長へのヒアリング等）	通年	全部室	経常監査（理事長・理事との面談、経営管理会議その他全ての重要会議等への出席、運用委員会等の傍聴、各種会議資料・決裁文書等監事回付資料等の閲覧及び説明聴取等）
年 月	対象部室等	実施内容等																			
23.4～5	管理部 企画部	監事重点事項監査																			
23.6	管理部	平成22年度決算（会計）監査																			
23.6	理事長	平成22年度監査報告（内部統制を含む。）																			
23.10 24.3	全部室	業務監査（各部室長へのヒアリング等）																			
通年	全部室	経常監査（理事長・理事との面談、経営管理会議その他全ての重要会議等への出席、運用委員会等の傍聴、各種会議資料・決裁文書等監事回付資料等の閲覧及び説明聴取等）																			

			(6) 【会計監査人の監査】 会計監査人による監査については、平成22年度決算に係る会計監査及び平成23年度の期中監査が、下表のとおり実施された。 また、平成22年度決算に係る監査報告書については、運用委員会に報告した。 <table><tr><th>年 月</th><th>実施内容等</th></tr><tr><td>23.4～5</td><td>平成22年度の会計監査（期中監査）</td></tr><tr><td>23.5～6</td><td>平成22年度の会計監査（期末監査）</td></tr><tr><td>23.6</td><td>平成22年度の「独立監査人の監査報告書」受領</td></tr><tr><td>23.11～24.3</td><td>平成23年度の会計監査（期中監査）</td></tr></table>	年 月	実施内容等	23.4～5	平成22年度の会計監査（期中監査）	23.5～6	平成22年度の会計監査（期末監査）	23.6	平成22年度の「独立監査人の監査報告書」受領	23.11～24.3	平成23年度の会計監査（期中監査）		
年 月	実施内容等														
23.4～5	平成22年度の会計監査（期中監査）														
23.5～6	平成22年度の会計監査（期末監査）														
23.6	平成22年度の「独立監査人の監査報告書」受領														
23.11～24.3	平成23年度の会計監査（期中監査）														
3. 管理及び運用能力の向上 法人全体の人件費を見据えつつ、引き続き、資質の高い人材の確保・育成を進めるとともに、運用の基盤となる情報システムの整備等を行うこと。	2. 管理及び運用能力の向上 法人全体の人件費等を見据えつつ、引き続き、金融分野の実務経験者といった資質の高い人材の確保・育成を進めるとともに、運用手法の見直しや制度変更等に応じ年金積立金の管理及び運用の基盤となる情報システムの整備等を行う。	2. 管理及び運用能力の向上 (1) 職員の採用に当たっては、法人全体の人件費等を見据えつつ、運用経験者を採用するなど、資質の高い人材をより広く求める。 (2) 研修計画を策定し、職員の資質の向上を図るため、資金運用等の分野に係る専門的かつ実務的な研修を実施するほか、当該分野等の資格取得を積極的に支援する。	2. 管理及び運用能力の向上 (1) 職員の採用に当たっては、民間での資金の管理及び運用に係る経験や専門的知識を有する資質の高い優秀な人材をより広く求めるため、ホームページによる募集に加え、転職サイトへの掲載、人材紹介会社の活用等を通じて募集を実施した。 また、募集に際し、金融機関や運用機関における実務経験があること等を応募要件とし、採用面接を、若手や専門性の高い職員を含めた複数の職員により多角的に行うとともに、採用予定者の選考等については「職員採用委員会」で審議を行い、管理運用法人の業務運営能力の向上に寄与する資質の高い優秀な人材の採用に努めた。 平成23年度においては、これらのプロセスを通じて採用作業を進め、運用実務経験等を有する者を3名採用決定した。 なお、当該職員採用については、中期目標における一般管理費及び人件費の削減目標には、影響を与えるものとはなっていない。 <table><tr><td></td><td>23 年度</td></tr><tr><td>応募者総数</td><td>91 名</td></tr><tr><td>採用決定者数</td><td>3 名</td></tr></table> (2) 職員の資質の向上を図るため、研修計画を策定し、以下の研修を実施するとともに、業務に関連する資格取得の推進に努めた。 職員の資質向上を図るため、資金運用等の分野に係る専門的かつ実務的な研修計画を策定し、平成23年度の研修を次のとおり実施した。 <table><tr><td></td><td>23 年度</td></tr><tr><td>研修回数</td><td>40 回</td></tr><tr><td>参加延べ数</td><td>328 名</td></tr></table>		23 年度	応募者総数	91 名	採用決定者数	3 名		23 年度	研修回数	40 回	参加延べ数	328 名
	23 年度														
応募者総数	91 名														
採用決定者数	3 名														
	23 年度														
研修回数	40 回														
参加延べ数	328 名														

- ① 一般研修（職員の基礎的な資質の向上を図るための研修、福利厚生上の研修）
- ア 新人研修
- 平成２３年度に採用した職員の基礎知識習得を図る観点から、管理運用法人の組織、業務、遵守事項等についての研修を実施した。

	23 年度
研修回数	1 回（4 月）
参加延べ数	3 名

- イ 主事・課員研修
- コミュニケーション能力の向上、ネットワーク強化等を目的に外部研修機関を活用した研修を実施した。

	23 年度
研修回数	1 回（2 月）
参加延べ数	35 名

- ウ 課長代理研修
- 管理職の役割及び意識の向上を目的に外部研修機関を活用した研修を実施した。

	23 年度
研修回数	1 回（2 月）
参加延べ数	17 名

- エ 管理職研修
- 人事評価における評価者の目線合わせ、評価の偏りの回避を目的に、外部研修機関を活用した人事評価研修を実施した。併せて、インターネットによる研修システム（e-ラーニング）を活用し、人事評価、コンプライアンス及び内部統制について学習した。

	23 年度
研修回数	1 回（12 月）
参加延べ数	16 名

- オ 情報セキュリティ研修
- 情報セキュリティの重要性の認識を深め、実戦的なセキュリティ対応策を習得するための研修を実施した。

	23 年度
研修回数	2 回（10、12 月）
参加延べ数	136 名

② 業務研修（資金運用等の分野に係る専門的かつ実務的な研修）

ア 外部有識者研修

外部有識者を講師として招き、研修を実施した。平成２３年度は、東日本大震災以降の日本経済の展望や欧州の債務問題など時宜にかなった話題を取り上げた。

	23 年度
研修回数	5 回(4～3 月)
参加延べ人数	77 名

イ 外部セミナー等への参加

資金運用等の分野に係る専門的かつ実務的な知識を得るため、外部で企画されたセミナー等に参加させた。

	23 年度
セミナー数	21 セミナー
参加延べ人数	34 名

ウ 海外で開催される運用機関主催の研修に職員１名を派遣し、年金運用の最新の動向に関する情報を得るとともに、終了後、報告会を開催することにより、情報を役職員で共有した。

研修月（場所）	報告会
１０月(ボストン)	１１月

③ 国際機関主催の会議等に職員延べ１５名を派遣し、国際会議では、講演者やパネラーとしても参加するなど、積極的に情報収集や意見交換に努めるとともに、海外の年金基金等との関係強化を図った。終了後、報告会等を開催し、海外の年金基金等の最新の動向に関する情報を役職員で共有した。

開催月（場所）	報告会
４月（マカオ）	５月
４月(マニラ)	５月
５月(ロンドン)	６月
６月(ジャカルタ)	７月
７月（ソウル）	８月
９月（ブエノスアイレス）	１１月
１０月（パリ）	１１月
１１月(シンガポール)	１月
１月(ダボス)	２月
２月（シンガポール）	４月(次年度)
３月（ソウル）	４月(次年度)

- ④ 専門資格取得等
- ア 職員の専門性向上の観点から、資金運用等の分野に関連する資格取得を推進するため、証券アナリスト資格取得通信教育講座受講料等について支援を行った。

	23 年度
二次合格者数（累積）	26 名

- イ 専門実務研修の一環として、金融等の基礎理論から実践までを視野に入れた総合的な専門性の向上を図ることを目的として創設している職員の大学院入学補助制度を活用し、平成 2 3 年 4 月に職員 1 名が大学院に入学した。
- また、平成 2 4 年 4 月に入学する職員 1 名に係る選定及び入学に向けた手続き等を行った。

受講年度	人数
19～20 年度(20 年度修了)	1 名
21～22 年度(22 年度修了)	1 名
23～24 年度(24 年度修了予定)	1 名
24～25 年度(25 年度修了予定)	1 名

- ウ 年金積立金の管理及び運用の基盤となる情報システムの運営に携わる職員における情報技術の基礎知識及び I T リテラシーの向上を目的として、情報処理推進機構（I P A）が実施する国家試験 I T パスポート資格取得に係る受験料について支援を行った。

	23 年度
合格者数（累積）	10 名

- エ 英語力向上研修
- 業務で必要となる高度な英語力の更なる向上を図るため、専門学校を活用した研修を実施した。

	23 年度
研修回数	2 回（5～8 月、2～7 月）
参加延べ数	2 名

		(3) 年金積立金の管理及び運用の基盤となる年金積立金データ管理（G P D R）システムの安定稼働に努めるとともに、運用手法の見直しや制度変更等については適宜対応する。	⑤ その他業務担当者の研修 担当職員の資質向上を図る観点から、外部で企画された研修等に参加させた。 <table><tr><td></td><td>23 年度</td></tr><tr><td>研修回数</td><td>4 回（10～2 月）</td></tr><tr><td>参加延べ数</td><td>6 名</td></tr></table> (3)「年金積立金の管理及び運用の基盤となる年金積立金データ管理（G P D R）システムの安定稼働及び運用手法の見直しや制度変更等へ対応」すべく以下の取組を行った。 ① 各種システム障害やデータセンター移設（23 年 5 月）の際には、定例及び随時の会議において、外部委託業者からの報告や関係業者間の連携を徹底した。また、障害を引き起こした業者に対しては体制・プロセス面での継続的改善を促し改善活動の進捗を確認した。 ② 一方、平成 24 年度の年金積立金データ標準化（MR Kサービス）業務における委託業者変更に際しては、円滑な業務引継ぎ等を実現すべく現行業者を含む関係業者を加えたプロジェクト会議において進捗管理及び関係業者間の連携を徹底した。 ③ エマージング株式運用の開始に向けて、リスク管理を目的としたシステム開発を実施、事前準備を完了した。 また、法人ポートフォリオに係る要因分析機能追加などの、G P D Rシステムに係るシステム開発のための調達を実施した。		23 年度	研修回数	4 回（10～2 月）	参加延べ数	6 名
	23 年度								
研修回数	4 回（10～2 月）								
参加延べ数	6 名								

評価の視点等	自己評価	S	【 評価項目 8 】	評定	A
【評価項目 8 内部統制の一層の強化に向けた体制整備等】	(理由及び特記事項) 平成２３年度においては、内部統制の一層の強化を図る観点から、次のとおり管理運用法人において、責任体制の明確化、関係法令及び管理運用方針等の周知及び遵守の徹底等を行った。 ① 内部統制の基本方針の策定 管理運用法人が達成すべき業務運営に関する目標（中期目標）及び中期目標を達成するための計画（中期計画）に基づき、法令等を遵守しつつ業務を行い、管理運用法人の使命を有効かつ効率的に果たすため、「内部統制の基本方針」を策定した。 (内部統制の基本方針) ア 業務の有効性及び効率性を確保するための体制の整備 イ 法令等の遵守体制の整備 ウ 損失危機管理の体制の整備 エ 情報保存管理の体制の整備 オ 財務報告等信頼性確保の体制の整備 ② 経営管理会議及び企画会議 経営管理会議、企画会議により理事長の意思決定のサポート等を行った。 ③ 法令遵守 関係法令及び管理運用方針の遵守徹底のため、これらを管理運用法人L A Nに掲載し、内部規程等の改正の都度、メールにより役職員に周知を行うとともに、幹部職員及び法務に関する有識者である第三者で構成するコンプライアンス委員会を開催し、関係法令の遵守状況等の報告及びコンプライアンス推進施策の審議を行った。 また、被保険者の利益を最優先すること（受託者責任）について、国民から疑念を受けないよう、法令遵守等の徹底を図る観点から、役職員の服務規律の概要をとりまとめた「コンプライアンスハンドブック」の改訂（平成２３年１０月）を行い、これを周知し、役職員の意識の向上を図った。 ④ 運用リスク管理委員会 従来内部で実施していた運用リスク管理について、新たに委員会として組織し、責任の明確化を図った。 ⑤ 法人運営におけるリスクについては、その洗い出しを行い、リスクの強度、頻度、影響度及びその対応状況等を体系づけた「法人リスク管理表」について、自己評価（セルフアセスメント）を行い、これを取りまとめた上で、運営リスク管理委員会に報告するとともに、これを職員に周知することで運営リスクへの対応認識の共有を図った。			(委員会としての評定理由) 業務管理の充実については、中期目標及び中期計画に基づき、法令等を遵守しつつ業務を行い、管理運用法人の使命を有効かつ効率的に果たすため、「内部統制の基本方針」を策定したことや、理事長直轄の経営管理会議等を活用し、四半期ごとに中期計画・年度計画の進捗・達成状況を把握し、業務改善指示等を出し、業務改善につなげている。 受託者責任の徹底等への取組については、経営管理会議や企画会議を設置するなど意思決定サポート体制の構築、法令遵守等の徹底に向けた適切な取組が行われ、監事による監査の充実・強化に加え、内部監査の充実・強化により、適切な監査体制を整えるとともに、「コンプライアンス委員会」等の各種会議の開催、その内容の役職員への周知等により、内部統制体制の充実を図り、職員の意識改革や受託者責任の徹底に取り組んでいる。特に、平成２３年度においては、従来委員会までは設けずに実施していた運用リスク管理について、新たに「運用リスク管理委員会」を設置して行うことにより、責任の明確化を図っている。 また、運用受託機関等に対してもガイドラインを明示して関係法令遵守の徹底を図るとともに、定期ミーティング等において運用状況やリスク管理の状況の報告を求める際に、遵守の状況を確認するなど、運用受託機関等に対する受託者責任の徹底について適切に取り組んでいる。 これらから、中期計画を上回っていると判断し、A評価とした。 (各委員の評定理由) ・運用リスク管理委員会を新たな委員会として組織し、責任の明確化を図ったほか、業務の有効性・効率性の確保の観点からの体制整備を図っている。特に監事監査活動の充実・強化については評価できる。 ・リスク管理を中心に内部統制の充実が図られている。 ・内部統制方針を新規に制定した点は評価できる。 ・内部統制の強化に向けた体制整備について適切な対応が行われている。また、職員の専門性の向上についても、進展が見られる。 ・管理体制が整備され運用リスク管理委員会もつくられた。 ・内部統制基本方針を策定した。 ・法令順守のため、G P I FのL A N内に掲載し、規程の改正の都度役職員に周知した。また、コンプライアンス委員会を設置し法令順守状況、コンプライアンス推進施策の審議を行った。また、コンプライアンスハンドブックの改定を行った。 ・運用リスク管理委員会及び運営リスク管理委員会による各種リスクの管理と、情報セキュリティ管理委員会による情報管理を行った。 ・運用受託機関に対する説明会において、ガイドライン等の遵守の徹底を求めている。 ・内部統制の強化のために、責任体制の整備、コンプライアンス推進を適切に行った。職員の研修も適宜行われており、監事機能もワークしており評価できる。	

【評価の視点】

(1)内部統制（業務の有効性・効率性、法令等の遵守、資産の保全、財務報告の信頼性等）に係る取組を行ったか。（政・独委評価の視点）

実績：○

【内部統制に係る取組状況】

○ 内部統制については、次のような取組を行ってきている。

《業務の有効性・効率性》

- ・効率的な業務運営体制を確立させるために、理事長の意思決定を支える体制として、経営管理会議及び企画会議を設置している。
- ・中期計画等を達成するため、あらかじめ年度計画を四半期毎に分割して設定した目標に対する実績を、経営管理会議において四半期毎に把握・評価することにより、問題点や課題を抽出し、事業運営の改善を図ることとしている。

《法令等の遵守》

関係法令及び管理運用方針の遵守徹底のため、これらを管理運用法人L A Nに掲載し、内部規程等の改正の都度、メールにより役職員に周知を行うとともに、幹部職員及び法務に関する有識者である第三者で構成するコンプライアンス委員会を開催し、関係法令の遵守状況等の報告や役職員の服務規律等の概要をまとめた「コンプライアンスハンドブック」を周知した。

（業務実績第 2. 1. (2) (P. 47) 参照）

《財務報告等の信頼性》

財務及び非財務情報に係る信頼性を向上させるため、経営管理会議及び企画会議並びに監事、監査法人及び監査室で組織する三様監査会議における審議等を行っている。

（業務実績第 2. 1. (5) ②エ (P. 49) 参照）

実績：○

【内部統制への取組】

○ 「システム定例会議」を隔週で開催し、法人システムに係るデータ管理や情報セキュリティ対策等の課題等について組織横断的に共有した結果、業務の有効性を高め、また、法人全体のセキュリティ強化につながった。

実績：○

【資産の保全】

○ 厚労大臣から寄託された年金積立金の管理運用自体が、当法人の業務目的そのものである。なお、法人が保有する職員宿舍については検討の結果、第 2 期中期目標期間中に売却することとし、平成 2 3 年度までに全てを売却した。

(2)年金積立金の管理及び運用に当たり、責任体制の明確化が図られているか。

(3)受託者責任を踏まえ、関係法令、中期目標、中期計画及び管理運用方針の遵守の徹底並びに役職員への研修の実施等を行ったか。

(4)運用受託機関等に対し、契約等において、受託者責任（慎重な専門家の注意義務及び忠実義務の遵守）を踏まえ、関係法令等の遵守を徹底するよう求めたか。

(5)運用経験者の採用など、資質の高い人材をより広く求める職員採用を行ったか。

(6)資質の高い人材の確保・育成を進めるための対応を行ったか。

実績：○

【責任体制の明確化】

- 重要な意思決定等について審議を行う際には、企画会議を開催し、また、業務の進捗状況の把握等を行うための経営管理会議を開催した。これにより、理事長による適切・迅速な意思決定の確保及び進捗状況の把握等に資するために必要な判断材料の提供及び関係幹部との状況・情報の共有を図ることができた。
- また、各部室の所掌事務に係る権限と責任の範囲を細かく文書化することにより、担当ごとの責任の所在及び範囲を明確にしている。
- （業務実績第 2. 1. (1) ①～⑤ (P. 41～42) 及び (2) ①～⑤ (P47) 参照)

実績：○

【受託者責任を踏まえた役職員への研修等】

- 関係法令、中期目標、中期計画及び管理運用方針の遵守の徹底のため、これらを役職員にとってアクセスの容易な管理運用法人 L A N への掲載、法令遵守の推進の体制整備としてのコンプライアンス委員会の開催、役職員の服務規律等の概要をまとめたコンプライアンスハンドブックを改訂し周知を行った。
- （業務実績第 2. 1. (1) ③ (P. 41)、(2) ③ (P. 47) 及び 2. (2) (P50～54) 参照)

実績：○

【運用受託機関等に対する関係法令等の遵守】

- 運用受託機関等説明会、定期ミーティング、運用及びリスク管理の状況の報告書提出時等、運用受託機関等と会する各般の機会を捉えて、関係法令等の遵守の徹底と確認を行った。
- （業務実績第 2. 1. (1) ⑥ (P. 41～42) 参照)

実績：○

【運用経験者等の採用】

- 平成 2 3 年度においては、ホームページ、転職サイト、人材紹介会社の活用等を通じて運用経験等を有する者の募集を行い、その結果、運用実務経験等を有する者を 3 名採用決定した。
- （業務実績第 2. 2. (1) (P. 50) 参照)

実績：○

【人材の確保・育成】

- 資質の高い人材を確保するために、実務経験者を募集するに際し、金融機関や運用機関における実務経験があること等を応募要件とするとともに、採用予定者の選考等の審議を行う「職員採用委員会」を開催し、管理運用法人の業務運営能力の向上に寄与する資質の高い優秀な人材の採用に努めた。
- また、採用した職員の基礎知識習得を図る観点から、管理運用法人の組織、業務、遵守事項等についての研修を実施した。
- （業務実績第 2. 2. (1) (P. 50) 参照)

(7)職員の資質の向上を図るための研修計画を策定し、資産運用等の分野に係る専門的かつ実務的な研修を実施したか。

実績：○
【職員研修の実施】
○ 職員の資質の向上等を図るため、年間 40 回の研修を実施し、延べ 328 名を受講させた。実施に当たっては、あらかじめ目的及びそのために必要なカリキュラム内容並びにふさわしい担当講師を検討の上、多様なメニューにより構成される研修計画（研修体系を踏まえた各年度単位の計画）を策定して計画的に実施した。
(業務実績第 2. 2. (2) (P. 50～54) 参照)

○ 外部有識者を講師として招き、研修を実施したほか、国内外で行われるセミナーや、国際機関主催の会議等に積極的に参加し、運用管理に関する情報等、最新の海外事例の情報収集に努めた。終了後、報告会等を開催し、海外の年金基金等の最新の動向に関する情報を役職員で共有した。
(業務実績第 2. 2. (2) ②③ (P. 52) 参照)

(8)資産運用等の分野に係る資格の取得を支援するための措置をとったか。

実績：○
【証券アナリスト等資格取得の支援措置】
○ 資金運用等の分野に係る資格の取得を推進するため、証券アナリスト通信教育講座受講料の支援を行い、職員の専門性向上を図った。
また、情報システム担当職員の情報技術の基礎知識の向上を目的として、I T パスポート資格取得に係る受験料について支援を行った。
(業務実績第 2. 2. (2) ④ (P. 53) 参照)

(9)資格を保有する職員数の増加など、研修や資格取得の支援や中途採用が成果をもたらしているか。

実績：○
【証券アナリストの資格取得者の推進】
○ 実務研修や資金運用等の分野に係る資格の取得の推進及び運用経験者の採用により、新規の証券アナリスト資格取得者を確保することができた。
(業務実績第 2. 2. (1) (P50)、(2) ④ (P. 53) 参照)

実績：○
【I T リテラシーの向上】
○ 情報処理推進機構（I P A）が実施する国家試験・I T パスポート試験を 1 名が受験し、合格した。（合格率：春 44. 8%）
(業務実績第 2. 2. (2) ④ウ (P. 53) 参照)

(10)運用手法の見直しや制度変更等に応じ、情報システムの整備等を所定の手続に従って適切に行ったか。

実績：○
【情報システムの整備等】
○ 「年金積立金データ管理（G P D R）システム運用業務」に係るデータセンター移設（23 年 5 月）に当たっては、外部委託業者からの報告や複数の委託業者間の連携を徹底させる等を実施することで、障害発生を未然に防止し、中期計画にある安定稼働を実現した。（年度実績 9 9. 9 %）また、平成 24 年度の年金積立金データ標準化（M R K サービス）業務に係る業者変更に向け、円滑な業務引継ぎ等を実現した。
(業務実績第 2. 2. (3) ①② (P. 54) 参照)

(11) 業務改善の取組を適切に講じているか。
※業務改善の取組：国民からの苦情・指摘についての分析・対応、国民が懸念を抱くことのない開かれた法人運営、目安箱等職員からの提案を受け付けるための仕組みの構築、改善に取り組む職員を人事上評価しているか等

(12) 国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。

(13) 関連公益法人との関係について、透明性確保に向けた見直しを図っているか。
※ 独立行政法人会計基準上の関連公益法人に限らず、すでに批判をされていたり、国民から疑念を抱かれる可能性のある業務委託等について、①当該業務委託等の必要性、②独立行政法人自ら行わず他者に行わせる必要性、③①及び②の必要があるとして、他者との契約についてその競争性を高める方策等を検討し、見直しを図っているか等

(14) 中期目標期間終了時において、主務大臣が行う法人の組織・業務の全般にわたる見直しを前提にした評価が行われているか。（政・独委評価の視点）

○ 新たな運用手法に対応するためにエマージング株式運用の開始に向けて、リスク管理を目的としたシステム開発を実施し事前準備を完了した。開発に当たっては、稼働中のシステムへの影響分析に重きを置いた、設計及び開発プロセスの管理により、品質の確保に努めた。（業務実績第 2. 2. (3)③(P. 54) 参照）

実績：○
【業務改善に係る取組】
○ 法人のホームページに法人業務に対する意見の書き込みを可能とするとともに、四半期ごとの運用実績公表の際にも、国民に理解しやすい内容・表現とするよう改善し、国民のニーズの把握に努めている。また、情報公開法に基づき独立行政法人に義務付けられている公表事項についても、適切に公表している。
併せて、職員から業務改善の提案を受け付けるために、法人 L A N システムを活用して業務改善目安箱を設置している。

実績：○
【事務・事業等の見直し】
○ 第 1 期中期目標期間の最終年度である平成 2 1 年度に総務省の「主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」に沿った厚生労働省からの第 2 期中期目標が指示され、管理運用法人では当該中期目標に基づく第 2 期中期計画を作成し、厚生労働大臣の認可を受け、適切に遂行している。

実績：－
【関連公益法人について】
○ 関連公益法人はない。

実績：○
【中期目標期間終了時の評価】
○ 前述の「事務・事業等の見直し」のとおり。

中 期 目 標	中 期 計 画	平 成 2 3 年 度 計 画	平 成 2 3 年 度 業 務 実 績												
4．調査・分析の充実 基本ポートフォリオに基づく管理・運用能力の向上のための調査研究を充実するとともに、適切なリバランス及びキャッシュ・アウトを行うための市場に関する情報収集・分析を強化し、年金積立金の運用主体として必要な調査研究を進めること。	3．調査・分析の充実 内外の経済動向を積極的に把握するとともに、大学等の研究機関との連携の強化や先進的な事例等に関する情報収集に努め、年金積立金の管理・運用の高度化を進めるための調査研究を充実する。また、適切なリバランス及びキャッシュ・アウトを行うための市場に関する情報収集・分析を強化し、必要な調査研究を進める。	3．調査・分析の充実 (1) 大学等の研究機関との連携を通じて、年金積立金の管理・運用の高度化を進めるための調査研究の充実を図る。 (2) 内外の経済動向の把握や、管理運用手法の高度化等を進める観点からの調査研究を、専門調査機関も活用して積極的に行う。また、適切なリバランス及びキャッシュ・アウトを行うため、市場に関する情報収集・分析の強化のための取組を進める。 (3) 専門調査機関等が主催するセミナーや研修などに参加して内外の情報収集や意見交換を積極的に行う。	3．調査・分析の充実 (1) 大学共同研究等 大学等の研究機関との連携を強化し、年金積立金の管理・運用の高度化を進めるため、大学等との共同研究を開始した。長期運用を前提とした、公的年金積立金運用の枠組みの研究で4つの研究会、国内債券のマーケットインパクトの研究で1つの研究会を立ち上げた。 (2) 調査研究等 年金積立金の管理運用能力の高度化を進める観点から、「MSCIのエマージング諸国における議決権行使にかかる制度上の制約についての調査研究」についての委託調査研究を実施した。また、市場に関する情報収集・分析の強化のため、運用機関等からの情報収集、勉強会の実施、外部セミナーへの参加により内外の経済動向の把握を積極的に図った。 また、キャッシュ・アウト及びリバランス検討時に必要な市場動向の把握のため、月次のタイミングで足元及び翌月の市場動向に関する分析を実施した。 (3) セミナー・研修等 国内外で開催される運用機関主催のセミナーや研修に積極的に参加した。終了後、報告会を開催し、年金運用の最新の動向に関する情報を役職員で共有した。 <table><tr><th>内容</th><th>回数</th><th>参加延べ人数</th></tr><tr><td>国内外部セミナー</td><td>21</td><td>34</td></tr><tr><td>海外セミナー</td><td>1</td><td>1</td></tr><tr><td>国際機関等主催会議</td><td>11</td><td>15</td></tr></table>	内容	回数	参加延べ人数	国内外部セミナー	21	34	海外セミナー	1	1	国際機関等主催会議	11	15
内容	回数	参加延べ人数													
国内外部セミナー	21	34													
海外セミナー	1	1													
国際機関等主催会議	11	15													
5．業務運営の情報化・電子化の取組 情報セキュリティに配慮した業務運営の情報化・電子化に取り組み、業務運営の効率化と情報セキュリティ対策の向上を図ること。	4．業務運営の情報化・電子化の取組 情報セキュリティに配慮した業務運営の情報化・電子化に取り組み、業務運営の効率化と情報セキュリティ対策の向上を図る。	4．業務運営の情報化・電子化の取組 情報セキュリティに配慮した業務運営の情報化・電子化に取り組み、業務運営の効率化と情報セキュリティ対策の向上を図る。	4．業務運営の情報化・電子化の取組 「業務運営の効率化と情報セキュリティ対策の向上」については、情報セキュリティに係るセルフチェックを実施するとともに、全役職員等を対象としたウィルス対策等に関する情報セキュリティ研修を開催した。また、情報セキュリティポリシーや情報システム運用管理を含めたセキュリティ関連規程全般の見直しに着手した。さらに、事業継続のための法人LANの可用性の向上やインハウス運用業務の電子化等、次期業務最適化に向けた検討を開始した。												

評価の視点等	自己評価	A	【 評価項目 9 】	評定	A
【評価項目 9 調査・分析の充実等】	(理由及び特記事項) 大学等の研究機関との連携を強化し、年金積立金の管理・運用の高度化を進めるため、大学等との共同研究を開始した。長期運用を前提とした、公的年金積立金運用の枠組みの研究で4つの研究会、国内債券のマーケットインパクトの研究で1つの研究会を立ち上げた。 また、年金積立金の管理運用能力の高度化を進める観点から、「MSCIのエマージング諸国における議決権行使にかかる制度上の制約についての調査研究」についての委託調査研究を実施した。 また、運用機関等からの情報収集、勉強会の実施、国内外で開催される運用機関主催のセミナーや研修への参加を積極的に行い、より先進的な事例等に関する情報収集・分析の強化に努めるとともに、当該年金運用の最新の動向に関する情報等については、報告会を通じて、担当部署のみならず役職員で共有することとした。			(委員会としての評定理由) 調査研究については、内外の経済動向の把握や、管理運用手法の高度化等を進める観点から、大学等の研究機関との共同研究に加え、時宜に即した適切なテーマについて積極的に取り組んでいることから、中期計画を上回っていると判断し、A評価とした。	
【評価の視点】				(各委員の評定理由) ・大学との連携により基礎的研究を着実に進めるなど一定の評価ができる。 ・人材教育に注力するとともに、外部との協力も図れている。 ・法人としての調査・分析機能は着実に向上した。 ・重要な事項について、外部委託や大学との共同研究という形態で、調査・分析活動が行われていると判断する。 ・管理運用手法の高度化を進める観点から、エマージング諸国の株主議決権等の委託調査研究をしている。 ・エマージング諸国における議決権行使の研究を委託した。 ・国内債券におけるマーケットインパクトの研究等、長期運用の公的年金積立金運用の枠組みの研究を大学と共同研究を実施した。	
(1)内外の経済動向を積極的に把握するとともに、大学等の研究機関との連携の強化や先進的な事例等に関する情報収集に努め、年金積立金の管理・運用の高度化を進めるための調査研究について充実を図ったか。	実績：○ 【内外の経済動向の把握】 ○ 市場に関する情報収集・分析の強化のため、運用機関等からの情報収集、勉強会の実施、外部セミナーへの参加により内外の経済動向の把握を積極的に図った。また、大学等の研究機関との連携を強化し、先進的な事例等による情報収集や、年金積立金の管理・運用の高度化を進めるため、従来の委託調査研究に加え、大学等との共同研究を開始し、調査研究の充実を図った。 (業務実績第2.3.(1)(2)(P.60) 参照)			(その他意見) ・大学との共同研究、内外の経済動向の把握、市場情報収集分析を適切に行っていることは、認められるが、できればその成果の説明が欲しい。	
(2)適切なリバランス及びキャッシュ・アウトを行うための市場に関する情報収集・分析を強化し、必要な調査研究を進めたか。	実績：○ 【市場に係る情報収集・分析】 ○ 市場に関する情報収集・分析の強化のため、運用機関等からの情報収集、勉強会の実施、外部セミナーへの参加により内外の経済動向の把握を積極的に図った。また、収集した情報をもとに市場動向の把握・分析を行い、適切なキャッシュ・アウト等に活用するため、会議にて情報を共有した。 (業務実績第2.3.(2)(3)(P.60) 参照)				
(3)情報セキュリティに配慮した業務運営の情報化・電子化の向上に取り組んだか。	実績：○ 【業務運営の情報化・電子化の向上】 ○ 情報セキュリティに係るセルフチェックや全役職員を対象としたウィルス対策等に関する情報セキュリティ研修の実施等セキュリティ対策の強化のための取組を行った。 (業務実績第2.4(P.60) 参照)				

中 期 目 標	中 期 計 画	平 成 2 3 年 度 計 画	平 成 2 3 年 度 業 務 実 績
第 4 業務運営の効率化に関する事項 1. 効率的な業務運営体制の確立 組織編成及び管理部門を含む各部門の人員配置を実情に即して見直し、また、経費節減の意識及び能力・実績を反映した業績評価等を適切に行うことにより、効率的な業務運営体制を確立すること。	第 3 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1. 効率的な業務運営体制の確立 業務運営を効率的かつ効果的に実施するため、組織編成及び管理部門を含む各部門の人員配置を実情に即して見直すとともに、経費節減の意識及び能力・実績を反映した業績評価等を適切に行うことにより、効率的な業務運営体制を確立する。	第 3 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1. 効率的な業務運営体制の確立 (1) 事務処理の迅速化を図り、組織編成及び人員配置を各部門の業務の質量に応じて見直すとともに、効率的かつ効果的に業務を遂行できるような体制の整備を行う。 (2) 人事評価制度については、経費節減の意識・取組も評価項目としつつ、適正な運用を図る。	第 3 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1. 効率的な業務運営体制の確立 (1) 平成 2 2 年 7 月 2 0 日に、年金特別会計へのキャッシュ・アウト対応等の機能強化のために企画部に資金業務課を新設し、また、キャッシュ・アウトに必要となる市場動向分析のための調査室の体制強化（増員）を行ったところであり、平成 2 3 年度においては、この体制の下で適切に業務運営を進めた。 (2) 職員の能力向上、管理職の能力強化及び職員の勤労意欲の向上を図ることを目的として、人事評価を実施した。 平成 2 3 年度においては、平成 2 2 年度下期実績評価（1 0 ～ 3 月）を 4 ～ 5 月に実施し、その結果を 6 月期の賞与に、平成 2 3 年度上期実績評価（4 ～ 9 月）を 1 0 ～ 1 1 月に実施し、その結果を 1 2 月期の賞与に反映させた。 また、能力評価（1 ～ 1 2 月）については、平成 2 4 年 1 ～ 2 月に実施し、3 月にフィードバック面談を行い、被評価者に結果を通知した。併せて、その結果を平成 2 4 年 4 月の昇給等へ反映させた。 その他、職員のコスト意識の向上及び業務改善を図るため、無駄を削減し、業務を効率的に行う取組について評価項目に加えた人事評価を実施した。 なお、人事評価の適正な運用を図る観点から評価者を対象とした研修を行い、評価における目線合わせ及び評価の偏りの回避について徹底を図った。

評価の視点等	自己評価	A	【 評価項目 1 0 】	評定	A
【評価項目 1 0 効率的な業務運営体制の確立】	(理由及び特記事項) 第 2 期中期目標期間早々に、企画部に資金業務課を新設し、調査室の体制強化を行うとともに、管理部門の業務の見直し及び大幅な人員体制の縮小を行い、組織編成及び人員配置を各部門の業務の質量に応じた見直しを的確に行ったことにより、より一層の事務処理の迅速化が図られ、効率的かつ効果的な業務を遂行できるような業務運営体制の整備が図られたことから、平成 2 3 年度においては、この体制の下で業務運営を進めた。			(委員会としての評定理由) 組織編成及び人員配置の見直しについては、平成 2 2 年度に実施された資金業務課の新設、調査室の体制強化、管理部門の縮小といった体制の下で業務運営を進めた。 また、職員の専門性向上のための取組については、証券アナリスト資格取得の支援措置等が実施されており、着実に成果をあげている。さらに、人事評価制度の実施において、実績評価の結果の奨励手当への反映や、能力評価の結果に基づく職員へのフィードバック面談の実施及びその結果の昇給への反映など、職員の勤労意欲の向上や業務遂行能力の向上に資する取組が行われており、また、無駄削減等の取組を評価に反映するなどの工夫を行っている。 これらから、中期計画を上回っていると判断し、A 評価とした。	
【評価の視点】 (1) 中期目標期間中に、組織編成及び人員配置を業務の実情に即して見直したか。	実績：○ 【業務の実情に即した組織再編及び人員配置の見直し】 ○ 平成 2 2 年 7 月 2 0 日に、年金特別会計へのキャッシュ・アウト対応等の機能強化のための資金業務課を新設及び調査室の体制強化を行うとともに、管理部門の大幅な人員体制の縮小を行うなど、業務の実情に即した組織再編等を第 2 期中期目標期間早々に実施したところであり、平成 2 3 年度はこの体制を定着させた。 (業務実績第 3. 1. (1) (P. 62) 参照)			(各委員の評定理由) ・法人の特性にあわせた人事評価制度の運用を適切に行っている。 ・適切な人事評価制度となっている。 ・職員の能力、意欲の向上に向けて適切な対応が行われている。 ・業務運営体制が整えられている。 ・キャッシュ・アウト対応のための市場動向分析のために調査室の体制強化（増員）を行った。 ・実績評価、業績評価を人事評価に反映した。 業務内容の変化に対応した業務体制の整備を適切に行っていると認められる。なお、運用委員会の機能が大きくなっているが、本来の（ポートフォリオ見直し）業務に軸足を置きつつ、業務内容に応じた開催を行うことが望ましい。	
(2) 能力・実績を反映した人事評価制度を実施しているか。	実績：○ 【人事評価制度の運用】 ○ 平成 2 3 年度においては、平成 2 2 年度下期実績評価（1 0 ～ 3 月）を 4 ～ 5 月に実施し、その結果を 6 月期の賞与に、平成 2 3 年度上期実績評価（4 ～ 9 月）を 1 0 ～ 1 1 月に実施し、その結果を 1 2 月期の賞与に反映させた。 また、能力評価（1 ～ 1 2 月）については、平成 2 4 年 1 ～ 2 月に実施し、3 月にフィードバック面談を行い、被評価者に結果を通知した。併せて、その結果を平成 2 4 年 4 月の昇給等へ反映させた。 その他、職員のコスト意識の向上及び業務改善を図るため、無駄を削減し、業務を効率的に行う取組について評価項目に加えた人事評価を実施した。 これらの取組により、能力の向上及び勤労意欲の向上等に係る職員の意識改革に努めた。 なお、人事評価の適正な運用を図る観点から評価者を対象とした研修を行い、評価における目線合わせ及び評価の偏りの回避について徹底を図った。 (業務実績第 3. 1. (2) (P. 62) 参照)			(その他の意見) ・通常の対応を図っている。	

(3)業務改善のため、役職員が具体的なイニシアティブを発揮したか。
(政・独委評価の視点)

実績：○
【業務改善に係る取組状況】
○ 業務改善のための役職員のイニシアティブについては、次のような取組を行ってきている。
・使命、運営理念、行動指針
管理運用法人設立時に、国民の皆様からお預かりした年金積立金を適切に管理・運用するという、「使命」「運営理念」「行動指針」を定め、ホームページに掲載・公表してきている。これらの内容は、コンプライアンスハンドブックにも掲載すること等により役職員に周知している。
(業務実績第 2. 1. (1)③(P. 41) 参照)

・業務体制における取組
業務ごとに主担当、副担当を置くとともに、その担当一覧を法人 L A Nに掲載することで、各職員の担当業務を明らかにしている。
この結果、どのレベルの職務の者であっても（課員、室員であっても）、主担当となることなどにより、全職員が業務改善等のイニシアティブをとることができる体制となっている。

・人事評価制度における取組
能力評価の評価項目《積極性》において、業務改善提案などの取組を評価することを、人事評価制度実施規程（内部規程）に規定し、職員に周知するとともに、規定どおりに評価している。
また、職員のコスト意識の向上及び業務改善を図るため、無駄を削減し、業務を効率的に行う取組について評価項目に加えている。
(業務実績第 3. 1. (2) (P. 62) 参照)

・ホームページにおける取組
法人業務に対する意見の書き込みを可能とするとともに、四半期ごとの運用実績公表の際にも、国民に理解しやすい内容・表現とするよう改善し、国民のニーズの把握に努めている。
(業務実績第 1. 3(P. 27) 参照)

中 期 目 標	中 期 計 画	平 成 2 3 年 度 計 画	平 成 2 3 年 度 業 務 実 績																																																
2. 業務運営の効率化に伴う経費節減 一般管理費（退職手当、事務所移転経費を除く。）については、中期目標期間の最終年度において、平成21年度比15%以上節減すること。 このうち人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）に基づく平成18年度から5年間で5%以上を基本とする削減等の人件費に係る取組を引き続き着実に実施すること。 さらに、経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続すること。 併せて、給与水準については、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組んでいるところであるが、引き続き着実にその取組を進めるとともに、その検証結果や取組状況を公表すること。 また、業務経費（システム開発費、管理運用委託手数料、短期借入に係る経費を除く。）については、中期目標期間の最終年度において、平成21年度比5%以上節減すること。 なお、管理運用委託手数料については、運用資産額の増減等も考慮に入れつつ、引き続き低減に努めること。	2. 業務運営の効率化に伴う経費節減 一般管理費（退職手当、事務所移転経費を除く。）については、効率的な執行に努め、中期目標期間の最終年度において、平成21年度比15%以上の節減を行う。 このうち人件費（退職手当及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）を除く。）については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）に基づく平成18年度から5年間で5%以上を基本とする削減等の人件費に係る取組を引き続き行う。 さらに、経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。 併せて、給与水準については、引き続き着実に適正化に向けた取組を進めるとともに、その検証結果や取組状況を公表する。 また、業務経費（システム開発費、管理運用委託手数料、短期借入に係る経費を除く。）については、中期目標期間の最終年度において、平成21年度比5%以上節減する。なお、管理運用委託手数料については、運用資産額の増減等も考慮に入れつつ、引き続き低減に努める。	2. 業務運営の効率化に伴う経費節減 一般管理費及び業務経費については、経費節減に関する中期目標の達成を念頭に置いて、業務の効率化に努める。 人件費削減等の取組については、経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。 併せて、給与水準については、引き続き着実に適正化に向けた取組を進めるとともに、その検証結果や取組状況を公表する。 なお、管理運用委託手数料については、運用受託機関の選定等を行う際には、運用手法等に応じた効率的かつ合理的な水準となるよう引き続き低減に努める。	2. 業務運営の効率化に伴う経費節減 （1）一般管理費については、中期目標・中期計画に定める経費節減目標を達成するため、中期目標期間の最終年度において、平成21年度と比較して、15%を節減した予算（退職手当を除く。）を作成することとし、平成23年予算額については平成21年度予算額に比較して、6.0%の節減率とし、執行に当たり、一般競争入札及び企画競争・公募の実施並びに消耗品費等の節約により業務の効率化に努めた結果、平成23年度予算額に対して21.3%減の執行に抑えることができた。 また、職員宿舍については、日野宿舍を平成22年度に、行徳宿舍を平成23年10月に売却し、中期目標期間2年目という早期に法人の所有する職員宿舍全ての売却が完了した。これにより、平成23年度においては、両宿舍の売却が完了しなかった場合と比較し、約2.1百万円の宿舍経費節減効果があった（当該効果を中期目標期間の最終年度までで考えると約14百万円と見込まれる）。 （単位：百万円） <table><tr><th></th><th>21 年度 基準年度</th><th>22 年度</th><th>23 年度</th></tr><tr><td>節減対象経費(予算額)</td><td>416</td><td>403</td><td>391</td></tr><tr><td>対 21 年度節減率</td><td>—</td><td>－3.1%</td><td>－6.0%</td></tr><tr><td>執行額</td><td>—</td><td>261</td><td>308</td></tr><tr><td>執行割合(対各年度予算)</td><td>—</td><td>64.8%</td><td>78.7%</td></tr></table> （2）人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）を踏まえた予算を作成し、その結果として、予算額に対して89.2%の執行に抑えることができた。 なお、平成23年度においては、平成22年度に比べ人件費が減少した。 また、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律を踏まえた経費削減目標を達成するため、平成23年度においては、次の取組を行った。 ① 平成19年度に実施した役職員の給与改定（役員給与の引下げ、職員給与の年功序列的給与上昇カーブのフラット化、役職手当の定額化等）により、給与の上昇を抑制した。 ② 国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律の成立を踏まえて、平成24年度より国家公務員に準じた給与減額支給措置等を実施するために労働組合との協議に入った（平成24年度実施済み）。 （単位：百万円） <table><tr><th></th><th>17 年度 基準年度</th><th>22 年度</th><th>23 年度</th></tr><tr><td>予算額</td><td>804</td><td>715</td><td>714</td></tr><tr><td>対 17 年度削減率</td><td>—</td><td>－11.1%</td><td>－11.2%</td></tr><tr><td>執行額</td><td>—</td><td>642</td><td>636</td></tr><tr><td>対 17 年度比</td><td>—</td><td>－20.1%</td><td>－20.8%</td></tr><tr><td>対 17 年度比（補正值）</td><td>—</td><td>－16.9%</td><td>－17.5%</td></tr><tr><td>執行割合</td><td>—</td><td>89.8%</td><td>89.2%</td></tr></table>		21 年度 基準年度	22 年度	23 年度	節減対象経費(予算額)	416	403	391	対 21 年度節減率	—	－3.1%	－6.0%	執行額	—	261	308	執行割合(対各年度予算)	—	64.8%	78.7%		17 年度 基準年度	22 年度	23 年度	予算額	804	715	714	対 17 年度削減率	—	－11.1%	－11.2%	執行額	—	642	636	対 17 年度比	—	－20.1%	－20.8%	対 17 年度比（補正值）	—	－16.9%	－17.5%	執行割合	—	89.8%	89.2%
	21 年度 基準年度	22 年度	23 年度																																																
節減対象経費(予算額)	416	403	391																																																
対 21 年度節減率	—	－3.1%	－6.0%																																																
執行額	—	261	308																																																
執行割合(対各年度予算)	—	64.8%	78.7%																																																
	17 年度 基準年度	22 年度	23 年度																																																
予算額	804	715	714																																																
対 17 年度削減率	—	－11.1%	－11.2%																																																
執行額	—	642	636																																																
対 17 年度比	—	－20.1%	－20.8%																																																
対 17 年度比（補正值）	—	－16.9%	－17.5%																																																
執行割合	—	89.8%	89.2%																																																

			(給与水準の適切性等) 年齢のみで比較した対国家公務員指数は、平成２３年度で１１９．６と国を上回っているが、学歴・勤務地域も加味した指数では、９９．５と国を下回る水準となっている。 なお、資産運用についてのさらなる専門性の向上を図るための職員採用にあたっては、内定者が管理運用法人の給与水準が低いことを理由に採用を辞退するなど、給与水準が隘路になっていることに変化はない。 (３) 業務経費については、中期目標・中期計画に定める経費節減目標を達成するため、中期目標期間の最終年度において、平成２１年度と比較して、５％を節減した予算（システム開発費、管理運用委託手数料及び短期借入に係る経費を除く。）を作成することとし、平成２３年度予算額については平成２１年度予算額に比較して、２．０％の節減率とした。執行に当たっては、業務計画の見直し等による節減や一般競争入札及び企画競争・公募の拡大に努めるなど、業務の効率化に努めた結果、平成２３年度予算額に対して２３．４％減の執行に抑えることができた。 (単位：百万円) <table><tr><th></th><th>21 年度基準年度</th><th>22 年度</th><th>23 年度</th></tr><tr><td>節減対象経費(予算額)</td><td>1,781</td><td>1,763</td><td>1,746</td></tr><tr><td>対 21 年度節減率</td><td>—</td><td>－1.0%</td><td>－2.0%</td></tr><tr><td>執行額</td><td>—</td><td>1,497</td><td>1,338</td></tr><tr><td>執行割合(对各年度予算)</td><td>—</td><td>84.9%</td><td>76.6%</td></tr></table> (４) 経費節減委員会の開催 経費節減委員会を開催し、経費節減の取組事項の実施状況の確認及び具体的な実施方法について報告を行った。 (５) 平成２３年度における管理運用委託手数料の設定及び改定については、次のとおり実施した。 ① 平成２２年度に行った外国債券パッシブ及び外国株式パッシブ運用受託機関構成の見直しによる運用委託手数料の引下げ効果の平年度化により、約７．１億円の節減が図られた。 ② 国内債券パッシブにおいて、運用委託手数料率の改定等を行い、１．９億円が節減された。 これらを合わせ、△９．０億円の節減効果が図られた。		21 年度基準年度	22 年度	23 年度	節減対象経費(予算額)	1,781	1,763	1,746	対 21 年度節減率	—	－1.0%	－2.0%	執行額	—	1,497	1,338	執行割合(对各年度予算)	—	84.9%	76.6%
	21 年度基準年度	22 年度	23 年度																				
節減対象経費(予算額)	1,781	1,763	1,746																				
対 21 年度節減率	—	－1.0%	－2.0%																				
執行額	—	1,497	1,338																				
執行割合(对各年度予算)	—	84.9%	76.6%																				

3. 契約の適正化

契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき、競争性のない随意契約の見直しを更に徹底して行うとともに、一般競争入札等（競争入札及び企画競争・公募をいい、競争性のない随意契約は含まれない。）についても、真に競争性が確保されているか、点検・検証を行うこととされている。この取組により、契約の適正化を推進すること。

3. 契約の適正化

契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき引き続き適正化を推進する。

3. 契約の適正化

契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき引き続き適正化を推進する。

3. 契約の適正化

(1) 契約の見直し

運用受託機関等との契約以外のものについては、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」を踏まえ、「随意契約等見直し計画」に基づき、真にやむを得ない契約以外はすべて一般競争入札等（一般競争及び企画競争・公募）に移行している。

【契約の実績】

(単位：件、百万円)

	見直し計画 (平成22年6月改訂)		23年度実績	
	件数	金額	件数	金額
競争入札等	37.3%	39.3%	8.7% (0.0%)	2.0% (0.0%)
	19	673	9 (0)	465 (0)
企画競争・公募	49.0%	33.6%	9.7% (1.0%)	0.4% (0.0%)
	25	575	10 (1)	104 (4)
小計	86.3%	72.9%	18.4% (1.0%)	2.4% (0.0%)
	44	1,249	19 (1)	569 (4)
競争性のない 随意契約	13.7%	27.1%	81.6% (78.6%)	97.6% (97.5%)
	7	464	84 (81)	23,088 (23,070)
合計	100.0%	100.0%	100.0% (79.6%)	100.0% (97.5%)
	51	1,713	103 (82)	23,657 (23,074)

※ 運用受託機関等との契約については、「随意契約等見直し計画」の対象外とされていたが、その取扱が変更されたため、契約の実績数値に含めることとなった。

なお、運用受託機関等との契約は、原則として3年間の運用期間を経過した後、見直しを行うこととしている。また、契約の当初は企画競争として契約を締結し、次年度以降は、総合評価等を行い評価が著しく低い運用受託機関等との契約については解約し、継続する運用受託機関等との契約については随意契約として更新する特別な契約である。

また、上記の数値のうち、運用受託機関等との契約に関する数値は、() のとおり。

			(2) 規程、マニュアルの整備 契約方式等に係る規程類については、「独立行政法人における契約の適正化」において講ずることとされている項目について措置を行っている。また、一般競争入札及び企画競争・公募について、国の業務マニュアルに準じた業務マニュアルに基づき実施した。 (3) 契約監視委員会等の実施 外部有識者及び監事から構成される契約監視委員会を2回開催し、平成23年度の競争性のない随意契約、一者応札一者応募に係る改善策及び今後契約締結が予定されている調達案件の契約手続きにおける妥当性等について審議・検証を行い、透明性、競争性等の確保を図った。 なお、運用受託機関等との契約については、運用受託機関等の選定過程において、経済・金融の専門家等外部の有識者で構成される運用委員会で審議を行い、当該運用委員会の議事要旨をホームページに掲載する等、透明性、競争性等の確保を図った。 (4) 契約審査会等の実施 法人内において、契約事務に関係しない第三者を加えた契約審査会を4回開催し契約前における、競争性のない随意契約の妥当性、一般競争入札等の調達方法の妥当性等について審議を行った。 なお、運用受託機関等との契約については、法人内の1～3次審査等及び運用委員会の審議を経て選定を行っている。 (5) 契約に係る情報公開 一定金額以上の契約について、ホームページに公表を行った。
--	--	--	--

評価の視点等	自己評価	S	【 評価項目 1 1 】	評定	A
【評価項目 1 1 業務運営の効率化に伴う経費節減】	(理由及び特記事項) 経費節減については、継続的に業務の効率化に努めた結果、一般管理費をはじめ人件費及び業務経費について、節減効果を得ることができた。 また、管理運用委託手数料については、平成 2 2 年度に行った外国債券パッシブ及び外国株式パッシブ運用受託機関構成の見直しによる運用委託手数料の引下げ効果の平年度化により、約 7. 1 億円の節減が図られた他、国内債券パッシブの運用委託手数料率の改定等を行い、1. 9 億円を節減した。 さらに、職員宿舍については、日野宿舍を平成 2 2 年度に、行徳宿舍を平成 2 3 年 1 0 月に売却し、中期目標期間 2 年目という早期に法人の所有する職員宿舍全ての売却が完了した。これにより、平成 2 3 年度においては、両宿舍の売却が完了しなかった場合と比較し、約 2. 1 百万円の宿舍の経費節減(当該効果を中期目標期間の最終年度までで考えると約 1 4 百万円と見込まれる)を図る等、大幅な経費節減に努めた。 なお、調達手続きについては、外部有識者及び監事で構成された契約監視委員会及び、法人内における契約事務に関係しない第三者を加えた契約審査会を開催し、契約の妥当性等について審議・検証を行うことにより透明性、競争性等の確保を図り、一者応札・一者応募の改善策を取り決める等、積極的な取組に努めた。		【数値目標】 実績：○ 【一般管理費の節減】 ○ 平成 2 3 年度の予算額は、平成 2 1 年度との比較で 6. 0 %の節減率とした。 なお、職員宿舍については、日野宿舍を平成 2 2 年度に、行徳宿舍を平成 2 3 年 1 0 月に売却し、中期目標期間 2 年目という早期に法人の所有する職員宿舍全ての売却が完了した。これにより、平成 2 3 年度においては、両宿舍の売却が完了しなかった場合と比較し、約 2. 1 百万円の宿舍経費節減効果があった(当該効果を中期目標期間の最終年度までで考えると約 1 4 百万円と見込まれる)。 (業務実績第 3. 2. (1) (P. 65) 参照)	(委員会としての評定理由) 管理運用委託手数料を引き下げ、経費節減効果を上げている。平成 2 2 年度に実施した外国債券パッシブ運用及び外国株式パッシブ運用に係る運用受託機関構成の見直しの際の管理運用委託手数料率の引下げ効果の平年度化により、約 7. 1 億円の節減が図られたほか、国内債券パッシブ運用委託手数料率の改定等を行い、1. 9 億円を節減し、合わせて約 9. 0 億円の経費節減効果が得られている。 さらに、職員宿舍について、日野宿舍を平成 2 2 年度に、行徳宿舍を平成 2 3 年 1 0 月に売却し、中期目標期間 2 年度目という早期に法人の所有する職員宿舍全ての売却を完了し、宿舍維持に係る経費等の削減に努めた。 また、人件費節減の取り組みについても、質の高い人材を確保することが求められる中で、引き続き、人件費の削減が達成されている。 これらから、中期計画を上回っていると判断し、A 評価とした。 (各委員の評定理由) ・着実な経費節減に努めており、評価できる。管理運用委託手数料の節減効果も寄与しており、報酬引下げの努力を評価したい。 ・経費節減への努力が十分になされている。 ・数値目標を上回る実績となっている。特に運用委託手数料率の低下を評価したい。 ・節電対応による電気代の節約を含めて経費削減の対応が行われている。また、有能な人材の確保と人件費削減という両立困難な状況下で目標達成に向けての努力が行われていると評価する。管理運用委託手数料についても引き続き対応が行われている。 ・節減目標に向けてよく取り組んでいる。 ・運用手数料は外国債券パッシブ、外国株式パッシブの運用機関構成見直しにより、7. 1 億円の節減を行った。国内債券パッシブは運用手数料の改定により、1. 9 億円の節減を行った。この結果運用手数料は平成 2 2 年度比で 9 億円の節減となった。 ・行徳宿舍(予定価格 2 7 1 百万円)を 4 7 1 百万円で売却できた。 ・一般管理費、業務経費は予算を下回った。 ・運用委託手数料率の改定を引き続き行っている。また、宿舍の売却、人件費、一般管理費の削減等も適切に行っている。 (その他の意見) ・国庫納付は、平成 2 2 年度の 2, 5 0 3 億円に対し、今年度は 1, 3 9 8 億円と減少した	
【数値目標】					
(1) 一般管理費(退職手当、事務所移転経費を除く。)については、中期目標期間の最終年度において、平成 2 1 年度比 1 5 %以上の節減を行う。					
(2) 人件費(退職手当及び福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)を除く。)については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成 1 8 年法律第 4 7 号)に基づく平成 1 8 年度から 5 年間で 5 %以上を基本とする削減等の人件費に係る取組を行う。					

(3)業務経費（システム開発費、管理運用委託手数料、短期借入に係る経費を除く。）については、中期目標期間の最終年度において、平成21年度比5%以上節減する。

【評価の視点】

(4)一般管理費（退職手当、事務所移転経費を除く。）について、中期目標期間の最終年度において、平成21年度比15%以上の節減を行ったか。

(5)人件費（退職手当及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）を除く。）については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）に基づく平成18年度から5年間で5%以上の削減を行ったか。

(6)国家公務員の給与構造改革を踏まえ、役職員の給与について必要な見直しを進めたか。

実績：○

【業務経費の節減】

○平成23年度の予算額は、平成21年度予算額との比較で2.0%の節減率とした。
（業務実績第3.2.(3)（P.66）参照）

実績：○

【一般管理費の節減】

○平成23年予算額は平成21年度予算額に比較して、6.0%の節減率とした。また、執行に当たり一般競争入札及び企画競争・公募の実施並びに消耗品費等の節約により業務の効率化に努めた結果、平成23年度執行実績は、平成23年度予算額に対して21.3%減の執行に抑えることができた。
なお、職員宿舎については、日野宿舎を平成22年度に、行徳宿舎を平成23年10月に売却し、中期目標期間2年目という早期に法人の所有する職員宿舎全ての売却が完了した。これにより、平成23年度においては、両宿舎の売却が完了しなかった場合と比較し、約2.1百万円の宿舎経費節減効果があった（当該効果を中期目標期間の最終年度までで考えると約14百万円と見込まれる）。
（業務実績第3.2.(1)（P.65）参照）

実績：○

○前述の「人件費の削減」のとおり。
（業務実績第3.2.(2)（P.65）参照）

実績：○

【役職員の給与改定】

○平成19年度に行った役員給与の引下げ、職員給与の年功序列的給与上昇カーブのフラット化、役職手当の定額化等により、人件費上昇の抑制に寄与している。
また、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律の成立を踏まえて、平成24年度より国家公務員に準じた給与減額支給措置を実施するために労働組合と協議を行った。（平成24年度実施済み。）。
（業務実績第3.2.(2)（P.65）参照）

(7) 国家公務員と比べて給与水準の高い場合において、給与水準が高い理由及び講ずる措置（目標水準の設定を含む）は何か。また、給与水準自体が社会的な理解の得られる水準であるか。（政・独委評価の視点）

(8) 総人件費改革について、取組開始からの経過年数に応じ、削減目標の達成に向け、取組は順調かつ適切であるか。（政・独委評価の視点）

(9) 国と異なる、又は法人独自の諸手当は、適切であるか。

(10) 事業費における冗費を点検し、その削減を図っているか。

(11) 業務経費（システム開発費、管理運用委託手数料、短期借入に係る経費を除く。）について、中期目標期間の最終年度において、平成 21 年度比 5 % 以上節減したか。

実績：○

【給与水準】

○ 平成 23 年度の給与水準は次のとおりである。
対国家公務員指数 119.6
地域・学歴勘案 99.5
地域勘案 103.4、学歴勘案 115.2
＜給与水準が高くなっている定量的な理由＞
管理運用法人は、①職員の勤務地が全員東京都勤務となっていること（国家公務員は相当数の職員が地方勤務）、②職員の大卒者の割合（87.5%）が国家公務員行政職俸給表（一）の適用を受ける職員の大卒者の占める割合（52.6%）よりも高いこと（「平成 23 年度国家公務員給与実態調査」）から、国家公務員の給与水準（年額）より高くなっているが、地域・学歴勘案で見た場合、99.5 ポイントと国家公務員を下回る水準となっている。
（業務実績第 3.2. (2) ②（給与水準の適切性等）（P. 66）参照）

実績：○

【法人独自の諸手当】

○ 諸手当については、国に準拠している。

実績：○

【冗費の点検】

○ 経費節減委員会を開催し、経費節減の取組事項の実施状況の確認及び具体的な実施方法について報告を行い、経費が適切に執行されていることが確認された。また、経費節減の取組事項の具体的な実施方法については、委員会終了後、役職員に周知し、引き続き、経費節減の取組事項が実施されるよう図った。
（業務実績第 3.2. (4)（P. 66）参照）

実績：○

【業務経費の節減】

○ 平成 23 年度予算額は平成 21 年度予算額に比較して 2 % の節減率とした。また、執行に当たり業務計画の見直し等による節減や一般競争入札及び企画競争・公募の拡大を行うなど、業務の効率化に努めた結果、平成 23 年度執行実績は、平成 23 年度予算額に対して 23.4 % 減の執行に抑えることができた。
（業務実績第 3.2. (3)（P. 66）参照）

(12) 管理運用委託手数料については、運用資産額の増減等も考慮に入れつつ、引き続き低減に努めたか。

(13) 福利厚生費について、事務・事業の公共性、業務運営の効率性及び国民の信頼確保の観点から、必要な見直しを行ったか。（政・独委評価の視点）

(14) 契約の締結に当たって、透明性・競争性等が確保されているか。

実績：○

【管理運用委託手数料の水準】

- 管理運用委託手数料について、引き続きパッシブ運用又はアクティブ運用等の運用手法に応じ、効率的かつ合理的な水準を実現した。
 - ・ 平成22年度に行った外国債券パッシブ及び外国株式パッシブ運用受託機関構成の見直しによる運用委託手数料の引下げ効果の平年度化により、約7.1億円の節減が図られた。
 - ・ 国内債券パッシブにおいて、運用委託手数料率の改定等を行い、約1.9億円の節減が図られた。
 - ・ これらを合わせ、△9.0億円の節減効果が図られた。（業務実績第3.2.(5)（P.66）参照）

実績：○

【法定外福利費】

- 法定外福利費の支出項目は、労働安全衛生法に基づく健康診断費等であり、レクリエーション等の経費については、管理運用法人設立時から経費を計上していない。

実績：○

【契約の締結】

- 契約監視委員会等の実施
契約の締結に当たっては、外部有識者及び監事で構成された契約監視委員会を開催し、競争性のない随意契約の妥当性、一者応札一者応募に係る改善策及び今後契約締結が予定されている調達案件の契約手続きにおける妥当性等について審議・検証を行い、透明性、競争性等を確保した。
なお、運用受託機関等との契約については、運用受託機関等の選定過程において、経済・金融の専門家等外部の有識者で構成される運用委員会で審議を行い、当該運用委員会の議事要旨をホームページに掲載する等、透明性、競争性等を確保した。（業務実績第3.3.(3)（P.68）参照）
- 契約審査会等の実施
法人内において、契約事務に関係しない第三者を加えた契約審査会を開催し契約前における、競争性のない随意契約の妥当性、一般競争入札等の調達方法の妥当性等について審議を行い、透明性、競争性等を確保した。
なお、運用受託機関等との契約については、法人内の1～3次審査等及び運用委員会の審議を経て選定を行うことにより、透明性、競争性等を確保している。（業務実績第3.3.(4)（P.68）参照）

(15) 契約監視委員会での見直し・点検は適切に行われたか（その後のフォローアップを含む。）。また、「随意契約等見直し計画」が計画どおり進んでいるか。

実績：○
【契約監視委員会での見直し・点検及び随意契約見直し計画】
○ 契約監視委員会等の実施
競争性のない随意契約の妥当性、一者応札一者応募に係る改善策及び今後契約締結が予定されている調達案件の契約手続きにおける透明性、競争性の確保及び妥当性について審議・検証を行った。
なお、運用受託機関等との契約については、運用受託機関等の選定過程において、経済・金融の専門家等外部の有識者で構成される運用委員会で審議を行った。
(業務実績第 3. 3. (3) (P. 68) 参照)

○ 随意契約見直し計画

平成 2 3 年度契約件数は以下のとおり。

・競争性のある契約 1 9 件 (1)
 (内訳) 一般競争入札による契約 9 件
 企画競争等による契約 1 0 件 (1)

・競争性のない随意契約 8 4 件 (8 1)
 () 内の数値は、運用受託機関等との契約件数

※ 運用受託機関等との契約については、「随意契約等見直し計画」の対象外とされていたが、その取扱が変更されたため、契約の実績数値に含めることとなった。
なお、運用受託機関等との契約は、原則として 3 年間の運用期間を経過した後、見直しを行うこととしている。また、契約の当初は企画競争として契約を締結し、次年度以降は、総合評価等を行い評価が著しく低い運用受託機関等との契約については解約し、継続する運用受託機関等との契約については随意契約として更新する特別な契約である。
(業務実績第 3. 3. (1) (P. 67) 参照)

(16) 随意契約により実施している業務について、国における取組（「公共調達の適正化について」（平成 1 8 年 8 月 2 5 日付財計 2 0 1 7 号））等を踏まえ、一般競争入札の範囲の拡大、契約の見直し、契約に係る情報公開等についての取組みを進めているか。

実績：○
【随意契約見直し計画】
○ 随意契約見直し計画の策定
平成 2 2 年 6 月に「随意契約等見直し計画」を見直し、公表済。
(業務実績第 3. 3. (1) (P. 67) 参照)

○ 契約にかかる情報の公表
一定金額以上の契約について、ホームページに公表を行った。
(業務実績第 3. 3. (5) (P. 68) 参照)

(17) 契約方式等、契約に係る規程類について、整備内容や運用は適切であったか。(政・独委評価の視点)

実績：○
【規程の整備】
○ 契約方式等に係る規程類については、「独立行政法人における契約の適正化」において講ずることとされている項目について措置を行っている。
また、契約事務の一連のプロセスについては、マニュアルを整備し、同マニュアルに沿った事務手続きを行っている。
(業務実績第 3.3.(2) (P.68) 参照)

(18) 契約事務手続に係る執行体制や審査体制について、整備・執行等は適切であったか。(政・独委評価の視点)

実績：○
【契約手続きに係る執行体制等】
○ 契約監視委員会等の実施
透明性・競争性の確保について外部有識者及び監事で構成された契約監視委員会を開催し、競争性のない随意契約の妥当性、一者応札一者応募にかかる改善策及び今後契約締結が予定されている調達案件について契約手続きにおける透明性、競争性の確保及び妥当性について審議・検証を行った。
なお、運用受託機関等との契約については、運用受託機関等の選定過程において、経済・金融の専門家等外部の有識者で構成される運用委員会で審議を行った。
(業務実績第 3.3.(3) (P.68) 参照)

○ 契約審査会等の実施
法人内において、契約事務に関係しない第三者を加えた契約審査会を開催し契約前における、競争性のない随意契約の妥当性、一般競争入札等の調達方法の妥当性等について審議を行った。
なお、運用受託機関等との契約については、法人内の 1 ～ 3 次審査等及び運用委員会の審議を経て選定を行っている。
(業務実績第 3.3.(4) (P.68) 参照)

(19) 個々の契約について、競争性・透明性の確保の観点から適切なものであったか。(政・独委評価の視点)

実績：○
【透明性・競争性の確保】
○ 契約監視委員会等の実施
個々の契約について、外部有識者及び監事で構成された契約監視委員会を開催し、競争性のない随意契約の妥当性、一者応札一者応募に係る改善策及び今後契約締結が予定されている調達案件の契約手続きにおける妥当性等について審議・検証を行っており、透明性、競争性の確保の観点から適切なものとなっている。
なお、運用受託機関等との契約については、運用受託機関等の選定過程において、経済・金融の専門家等外部の有識者で構成される運用委員会で審議を行っており、透明性、競争性の確保の観点から適切なものとなっている。
(業務実績第 3.3.(3) (P.68) 参照)

(20)「随意契約見直し計画」の実施を着実に行ったか。また、目標達成に向けた具体的な取組を行ったか。(政・独委評価の視点)

○ 契約審査会等の実施

法人内において、契約事務に関係しない第三者を加えた契約審査会を開催し契約前における、競争性のない随意契約の妥当性、一般競争入札等の調達方法の妥当性等について審議を行っており、透明性、競争性等の観点から適切なものとなっている。

なお、運用受託機関等との契約については、法人内の1～3次審査等及び運用委員会の審議を経て選定を行っており、透明性、競争性等の観点から適切なものとなっている。

(業務実績第3.3.(4)(P.68)参照)

実績：○

【随意契約見直し計画】

○ 随意契約見直し計画

平成23年度契約件数は以下のとおり。

・競争性のある契約	19件(1)
(内訳)	
一般競争入札による契約	9件
企画競争等による契約	10件(1)

・競争性のない随意契約 84件(81)

()内の数値は、運用受託機関等との契約件数

※ 運用受託機関等との契約については、「随意契約等見直し計画」の対象外とされていたが、その取扱が変更されたため、契約の実績数値に含めることとなった。

なお、運用受託機関等との契約は、原則として3年間の運用期間を経過した後、見直しを行うこととしている。また、契約の当初は企画競争として契約を締結し、次年度以降は、総合評価等を行い評価が著しく低い運用受託機関等との契約については解約し、継続する運用受託機関等との契約については随意契約として更新する特別な契約である。

(業務実績第3.3.(1)(P.67)参照)

中 期 目 標	中 期 計 画	平 成 ２ ３ 年 度 計 画	平 成 ２ ３ 年 度 業 務 実 績
第 5 財務内容の改善に関する事項 「第 4 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行うこと。	第 4 財務内容の改善に関する事項 「第 3 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による適正かつ効率的な運営を行う。 第 5 予算、収支計画及び資金計画 1. 予算 別表 1 のとおり 2. 収支計画 別表 2 のとおり 3. 資金計画 別表 3 のとおり 第 6 短期借入金の限度額 1. 短期借入金の限度額 2 0， 0 0 0 億円 2. 想定される理由 予見し難い事由による一時的な資金不足等に対応するため。	第 4 財務内容の改善に関する事項 「第 3 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」で定めた事項に配慮した平成 2 3 年度の予算を作成し、当該予算による適正かつ効率的な運営を行う。 第 5 予算、収支計画及び資金計画 1. 予算 別表 1 のとおり 2. 収支計画 別表 2 のとおり 3. 資金計画 別表 3 のとおり 第 6 短期借入金の限度額 1. 短期借入金の限度額 2 0， 0 0 0 億円 2. 想定される理由 予見し難い事由による一時的な資金不足等に対応するため。	第 4 財務内容の改善に関する事項 中期目標・中期計画に定める経費節減目標を達成するため、中期目標期間の最終年度において、平成 2 1 年度と比較して、一般管理費については 1 5 %、業務経費については 5 %を節減した予算（退職手当、事務所移転経費、システム開発費、管理運用委託手数料及び短期借入に係る経費を除く。）を作成した。 平成 2 3 年度の執行に当たっては、「業務運営の効率化に関する目標を達成するため取るべき措置」を考慮した上で業務の効率化等による節約を可能とするため、契約方法の見直し及び人件費の見直し等を行い、予算額に対して、一般管理費については 7 8． 7 %、業務経費については 7 6． 6 %の執行額となった。 第 5 予算、収支計画及び資金計画 （ 1 ）予算執行については、業務の進行状況及び予算執行状況を把握し、適宜見直しを行った。 予算、収支計画及び資金計画の実績は、決算報告書及び財務諸表のとおりである。 （ 2 ）支出予算において、次の費目が当初の予定より増加したことにより、予算の増額を行った。 ・厚生年金勘定の「総合勘定へ繰入」 2， 9 3 6 億円 ・国民年金勘定の「総合勘定へ繰入」 4 0 5 億円 ・総合勘定の「投資」 3， 3 4 2 億円 （ 3 ）承継資金運用勘定は管理運用法人法の規定に基づき、平成 2 3 年 4 月 1 日に廃止し、同勘定の累積利差損益額△ 2 兆 9， 9 0 7 億円は同日に総合勘定に帰属させ、さらに同法施行令の規定に基づき厚生労働大臣の定めるところにより、厚生年金勘定及び国民年金勘定に以下のとおり按分した。 ・厚生年金勘定に △ 2 兆 7， 9 0 8 億円 ・国民年金勘定に △ 1， 9 9 9 億円 第 6 短期借入金の限度額 予見し難い事由による一時的な資金不足等が見込まれる場合には、短期借入を実施し、必要な資金を確保する体制は整備されているが、短期借入が必要となるような事態は生じなかった。

第6 その他業務運営に関する重要事項 1. 主たる事務所の移転に伴う関係機関との連携確保 主たる事務所の移転により業務の円滑かつ効率的な実施に支障が生じることがないよう、関係行政機関及び関係金融機関等との緊密な連携の確保に努めること。 2. 宿舍の売却手続き 宿舍の売却については、所要の手続きを完了させるよう努めること。	第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 現在保有する全ての宿舍（日野宿舍（横浜市）及び行徳宿舍（市川市））を売却する。	第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 行徳宿舍（市川市）については、売却手続きを進める。	第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 前年度の日野宿舍（横浜市）売却に続き、行徳宿舍（市川市）について、平成23年9月に売買契約を締結し、平成23年10月に当該物件の引渡を行った。 売却に当たっては、ホームページ等を通じて広く業者を募集した結果、不動産鑑定価格である最低売却価格273,000千円に対し、198,000千円増の471,000千円（172.5%）で売却することができた。これは、平成20年度以降の不動産市況が低迷する中であって、旧年金資金運用基金から承継した価格である577,939.7千円と比較して81.5%となっている。 これにより、管理運用法人が所有する宿舍は、全て売却が完了した。 なお、日野宿舍（横浜市）の売却代金（67,100千円）について、平成23年10月に国庫納付を行った。
	第8 剰余金の使途 なし	第8 剰余金の使途 なし	第8 剰余金の使途 なし
	第9 その他業務運営に関する重要事項 1. 主たる事務所の移転に伴う関係機関との連携確保 主たる事務所の移転に当たっては、関係行政機関及び運用受託機関等との連携を十分に図るための体制を整備し、業務に支障が生じないような措置を講じる。 2. 施設及び設備に関する計画 宿舍の売却については、所要の手続きを完了するよう努める。 3. 中期目標期間を超える債務負担 中期目標期間を超える債務負担については、管理及び運用業務を効率的に実施するために、当該債務負担行為の必要性及び適切性を勘案し、合理的と判断されるものについて行う。	第9 その他業務運営に関する重要事項 1. 主たる事務所の移転に伴う関係機関との連携確保 主たる事務所の移転に当たっては、関係行政機関及び運用受託機関等との連携を十分に図るため、所要の取組の検討を行う。 2. 施設及び設備に関する計画 宿舍の売却については、所要の手続きを完了するよう努める。 3. 中期目標期間を超える債務負担 中期目標期間を超える債務負担については、年金積立金の管理及び運用業務に附帯する業務が中期目標期間を超える場合で、当該債務負担行為の必要性及び適切性を勘案し、合理的と判断されるものについて行う。	第9 その他業務運営に関する重要事項 1. 主たる事務所の移転に伴う関係機関との連携確保 平成20年9月の政令改正により、移転時期が平成27年3月末に延期されたことから、平成23年度には具体的な措置は講じなかった。 2. 施設及び設備に関する計画 第7に記載。 3. 中期目標期間を超える債務負担 中期目標期間を超えると考えられる債務負担についてはなかった。

	4. 職員の人事に関する計画 (1) 方針 ① 業務運営を効率的かつ効果的に実施するため、組織編成及び各部門の人員配置を実情に即して見直す。 ② 職員の努力及びその成果を適正に評価する人事評価を実施する。 ③ 職員の採用に当たっては、資質の高い人材をより広く求める。 ④ 職員の資質の向上を図る観点から、資産運用等の分野に係る専門的、実務的な研修を実施するほか、当該分野等の資格取得を積極的に支援する。 (2) 人員に係る指標 人員及び人件費の効率化に関しては、第3の2における人件費に係る経費節減目標に基づいて取り組む。	4. 職員の人事に関する計画 (1) 方針 ① 業務運営を効率的かつ効果的に実施するため、組織編成及び各部門の人員配置を実情に即して見直す。 ② 職員の努力及びその成果を適正に評価する人事評価を実施する。 ③ 職員の採用に当たっては、資質の高い人材をより広く求める。 ④ 職員の資質の向上を図る観点から、資産運用等の分野に係る専門的、実務的な研修を実施するほか、当該分野等の資格取得を積極的に支援する。 (2) 人員に係る指標 人員及び人件費の効率化に関しては、第3の2における人件費に係る経費節減目標に基づいて取り組む。	4. 職員の人事に関する計画 (1) 方針 ① 第3の1の(1)に記載のとおり (P. 62 参照)。 ② 第3の1の(2)に記載のとおり (P. 62 参照)。 ③ 第2の2の(1)に記載のとおり (P. 50 参照)。 ④ 第2の2の(2)に記載のとおり (P. 50～P. 54 参照)。 (2) 人員に係る指標 第3の2の(2)に記載のとおり (P. 65～P. 66 参照)。
--	--	--	--

評価の視点等	自己評価	A	【評価項目１２】	評定	A
【評価項目１２ 財務内容の改善に関する事項等】	(理由及び特記事項) 一般管理費及び業務経費については、適正かつ、効率的な業務運営に努めた結果、予算額を下回り節減を図ることができた。 前年度の日野宿舍（横浜市）売却に続き、行徳宿舍（市川市）の売却を行った。売却に当ってはホームページ等を通じて広く募集した結果、不動産鑑定価格である最低売却価格２７３，０００千円に対し、１９８，０００千円増の４７１，０００千円（１７２．５％）で売却することができた。 これにより、管理運用法人が所有する宿舍は、全て売却が完了した。 なお、日野宿舍（横浜市）の売却代金（６７，１００千円）について、平成２３年１０月に国庫納付を行った。			(委員会としての評定理由) 財務内容の改善に関する事項については、平成２１年度と比較して、一般管理費は６．０％、業務経費は２．０％の節減を達成し、経費節減及び事業の効率化が行われていることから、中期計画を上回っていると判断し、Ａ評価とした。	
【評価の視点】 (1)「第３ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」で定めた事項に配慮した各年度の予算を作成し、当該予算による適正かつ効率的な運用を行ったか。	実績：○ 【予算による適正かつ効率的な運営】 ○ 中期目標期間の最終年度である平成２６年度において、平成２１年度と比較して一般管理費については１５％、業務経費については５％の節減した予算を作成し、平成２３年度の執行に当たり業務の効率化等による節減を行い、適切に執行した。 (業務実績第４（P.76）参照）			(各委員の評定理由) ・一般管理費及び業務経費について、適正・効率的に行われたものと認める。 ・宿舍の売却を完了した。 ・宿舍売却等を前倒して実施した。 ・宿舍の売却について所定の対応が行われている。 ・宿舍売却をはじめ積極的に努力している。 ・平成２２年度は３，２８０億円の赤字だが平成２３年度は２５，８４３億円の黒字となった。一方、第２四半期に３４，９２６億円の赤字があり、第４四半期の株価上昇で通期で２５，８４３億円の利益となっている。 ・一般管理費、業務経費は予算を下回り、節減を実施した。 ・行徳宿舍は予定価格（２７１百万円）を４７１百万円で売却できた。 ・一定の運用益を計上した上に、経費削減による財務内容の改善を適切に行っている。	
(2)上記のほか、予算、収支計画及び資金計画について、各費目に関して計画と実績の差異があった場合には、その発生理由が明らかになっており、合理的に説明できるものであるか。	実績：○ 【計画と実績の差異】 ○ 支出予算において、次の費目が当初の予定より増加したことから、予算の増額を行った。 ・ 国からの寄託金（年金特別会計厚生年金勘定寄託金）の受入額が当初予算より増額となったことから、「総合勘定へ繰入」の増額を行った。 ・ 国からの寄託金（年金特別会計国民年金勘定寄託金）の受入額が当初予算より増額となったことから、「総合勘定へ繰入」の増額を行った。 ・ 総合勘定において、「厚生年金勘定より受入」、「国民年金勘定より受入」が当初予算より増額されたため、「投資」の増額を行った。 (業務実績第５（P.76）参照）				
(3)当期総利益（又は当期総損失）の発生要因について分析を行った上で、その要因が法人の業務運営に問題があることによるものである場合、その改善のための措置を講じたか。（政・独委評価の視点）	実績：○ 【当期総利益】 ○ 平成２３年度の当期総利益は、２兆５，８４３億円となった。 これは、市場環境が回復したことにより、資産運用損益として２兆６，０９２億円のプラスを計上したことが主な要因である。 年金積立金の運用は資金の性格上長期的な観点から行われるものであることから、引き続き、長期的な観点に立った分散投資を基本とし、適切なリスク管理を行いながら、年金積立金の安全かつ効率的な管理及び運用に努めることとしている。				

(4)利益剰余金について、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から実施されることが必要な業務を遂行するという法人の性格に照らし過大な利益となっていないか。（政・独委評価の視点）

(5)実物資産について、保有の必要性、資産規模の適切性、有効活用の可能性等の観点から見直しを行ったか。（政・独委評価の視点）

(6)政府方針を踏まえて処分等することとされた実物資産についての処分等の措置を講じたか。（政・独委評価の視点）

(7)宿舍の売却については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成２２年１２月７日閣議決定）」において定められた所要の手続きを完了するよう努めたか。

実績：○

【利益剰余金】

- 平成２３年度の利益剰余金は、３兆１，４３４億円となった。
- これは、平成２２年度末の利益剰余金の額に基づき、年金特別会計へ１，３９８億円を納付したところであるが、平成２３年度の当期総利益が２兆５，８４３億円となったことにより、平成２２年度期末における利益剰余金６，９８９億円から２兆４，４４５億円増加し３兆１，４３４億円になったものである。
- なお、利益剰余金については、年金積立金管理運用独立行政法人法第２５条４項及び年金積立金管理運用独立行政法人法施行令第９条により、厚生労働大臣が定める額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を翌事業年度末までに国庫納付することとなっている。

実績：○

【実物資産保有の必要性】

- 実物資産のうち、日野宿舍（横浜市）及び行徳宿舍（市川市）について、今中期目標期間中において売却することとし、両職員宿舍の売却を平成２３年度までに完了した。
- これにより、管理運用法人が所有する宿舍は、全て売却が完了した。（業務実績第７（P.77）参照）

実績：○

【実物資産の処分】

- 日野宿舍については平成２２年度に、行徳宿舍についても平成２３年度に売却処分し、全ての職員宿舍の売却が完了した。
- また、日野宿舍（横浜市）の売却代金（６７，１００千円）について、平成２３年１０月に国庫納付を行った。
- なお、旧年金資金運用基金より承継した登記印紙について、今後の使用見込みがないことから、一般競争入札により売却を行った。（業務実績第７（P.77）参照）

実績：○

【宿舍の売却】

- 宿舍の売却にあたっては、入居者の生活面に与える影響が大きいこと、職員採用時に宿舍の入居を要件にしていたこと、独立行政法人の中でも先駆けて宿舍を廃止するといった難しい面があったが、職員及び職員組合に対し、時間をかけて丁寧に説明をしてきた結果、理解を得ることができ、宿舍の売却手続きを進めることとなった。
- 行徳宿舍（市川市）については、平成２３年９月に売買契約を締結し、平成２３年１０月に当該物件の引渡を行った。
- 売却に当たっては、ホームページ等を通じて広く募集した結果、不動産鑑定価格である最低売却価格２７３，０００千円に対し、１９８，０００千円増の４７１，０００千円（１７２．５％）で売却することができた。これは、平成２０年度以降の不動産市況が低迷する中であって、旧年金資金運用基金から承継した価格である５７７，９３９．７千円と比較して８１．５％となっている。
- これにより、管理運用法人が所有する宿舍は、全て売却が完了した。
- なお、日野宿舍（横浜市）の売却代金について、平成２３年１０月に国庫納付を行った。

(8)主たる事務所の移転に関し、関係行政機関及び運用受託機関等との連携を十分に図るための体制を整備し、業務に支障が生じないようにするための措置を講じたか。

(9)国家公務員の再就職者のポストの見直しを図っているか。特に、役員ポストの公募や、平成21年度末までに廃止するよう指導されている嘱託ポストの廃止等は適切に行われたか。

(10)独立行政法人職員の再就職者の非人件費ポストの見直しを図っているか。

(業務実績第7(P.77) 参照)

実績：－

【主たる事務所の移転】

- 平成20年9月の政令改正により、移転時期が平成27年3月末に延期されたことから、平成23年度には具体的な措置は講じなかった。
(業務実績第9.1 (P.77) 参照)

実績：－

【国家公務員の再就職者のポスト見直し】

- 理事長が任命する者については、国家公務員の再就職ポストはない。
- 監事ポストについて、厚生労働省において公募が行われ、平成23年7月より民間出身者の監事（非常勤）が就任した。
これにより、役員については国家公務員の再就職ポストはなくなった。

実績：－

【職員の再就職者の非人件費ポストの見直し】

- 独立行政法人職員の再就職者の非人件費ポストはない。